＜内部管理用＞

ケーススタディ集

― 2023 年 6 月版 ―

日本取引所自主規制法人
考　査　部

はじめに

取引参加者各位におかれましては、日頃から当法人の考査にご理解、ご協力をいただき、誠にありがとうございます。

当考査部におきましては、かねてより、皆様方の関心が高く私どもに対してお問い合わせの多かったコンプライアンス業務に係る事項等につきまして、Q&A 方式による「**内部管理用　ケーススタディ集**」という形でご提供させていただいております。

今回は、2021 年 1 月からマーケット・アクセス・ルースが導入されたことや、最近の考査で不備の件数が増加している「売買管理体制」や「取引所システム関連」に係る項目を新設して内容を充実させるとともに、既存の掲載内容の改訂を行いました。

今後とも、皆様方の日々の業務にご活用いただけましたら幸いです。

2023 年 6 月

日本取引所自主規制法人

考　査　部

～　目　　次　～

頁

1.注文伝票関係

（問１－1）不出来伝票の保存　・・　1

（問１－2）受注時刻の記載　・・　2

（問１－3）注文を取り次いだ場合の約定時刻の記載　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　3

（問１－4）約定時刻の記載　・・　4

（問１－5）信用取引の注文が新規と弁済に分かれた場合の記載　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　5

（問１－6）作成の必要性の有無　・・　6

（問１－7）失効された注文に係る伝票の作成　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　7

（問１－8）自己売買における注文伝票作成の必要性の有無　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　8

（問１－9）約定訂正に伴う自己伝票作成の必要性の有無　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　9

（問１－10）週中注文の翌日以降の発注に係る伝票作成の必要性の有無　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　10

（問１－11）取引所市場外での仕切り売買の注文を受けた場合の伝票の作成・・・・・・・・・・・・・・・・・・　11

（問１－12）同一条件の追加注文を受注した場合の注文伝票の作成　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　12

（問１－13）逆指値注文に係る訂正の記載方法　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　13

（問１－14）取引所外取引による VWAP 注文の伝票の記載　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　14

（問１－15）弁済期限のない一般信用取引の注文伝票等の記載　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　15

（問１－16）取引報告書における自己・委託の区別の記載　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　16

（問１－17）IOC 注文に係る注文伝票の記載　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　17

2.信用取引関係

（問２－1）委託の際の指示事項　・・・　18

（問２－2）信用取引に関する通知書と取引残高報告書　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　19

（問２－3）信用建株の市場間の決済　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　20

（問２－4）信用取引委託保証金の差入れ額　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・　21

(問２－5) 最低保証金と追加建株 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 22
(問２－6) 日計りを行った場合の新規建株の保証金 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23
(問２－7) 信用取引の日計りと差入れ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24
(問２－8) 信用取引の日計りに係る必要保証金額 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25
(問２－9) 信用取引の日計りと充当 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 27
(問２－10) 信用取引の一部を反対売買し新規建株を行った場合の
充当可能金額 ・・・ 28
(問２－11) 充当する場合の分割差入れの適否・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 29
(問２－12) 現引き・現渡しに伴う決済のための拘束 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 30
(問２－13) 引出し後の当日の預託率が 30%割れとなった場合の
違反の有無 ・・ 31
(問２－14) 弁済後の引出し ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 32
(問２－15) 決済に使用するための引出しの適否 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33
(問２－16) 決済日当日の決済のための引出しの適否 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 34
(問２－17) 現引き・現渡し決済への使用のための引出しの適否 ・・・・・・・・・・・・ 35
(問２－18) 他の信用取引への充当の適否（1） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37
(問２－19) 他の信用取引への充当の適否（2） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38
(問２－20) 他の信用取引への充当の適否（3） ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39
(問２－21) 現引き・現渡しにおける受入保証金の総額の計算について ・・・・・・・ 40
(問２－22) 信用取引委託保証金の計算 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41
(問２－23) 確定利益に係る充当の適否 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 43
(問２－24) 追加保証金発生後の株価変動 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44
(問２－25) 確定利益と追加保証金の算定 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45
(問２－26) 追加保証金の解消等・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46
(問２－27) 追加保証金の減額のための要件 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 47
(問２－28) 信用取引規制銘柄に係る委託保証金の取扱い ・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48
(問２－29) 代用有価証券の売買を伴う差換えの適否 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49

（問２－30）信用取引の自己向かい ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 51
（問２－31）信用取引区分の訂正 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 52

3.差金決済取引関係

（問３－1）日計り売買 ・・ 53
（問３－2）保有株式の売り買い ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 54
（問３－3）複数銘柄の日計り売買 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 55
（問３－4）立替金発生中の日計り売買 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 56
（問３－5）同一銘柄の複数回の日計り売買 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57
（問３－6）現引き・現渡し ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58
（問３－7）自助売却の該当性 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59

4.空売り規制関係

（問４－1）空売り注文発注時の区分明示 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 60
（問４－2）空売り規制の該当の有無 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 61
（問４－3）有価証券を有しているが借り入れた有価証券で決済を行う
場合等における空売りの判断 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 62
（問４－4）信用取引の買建てを現引きした場合の空売り規制の
該当の有無 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 63
（問４－5）注文の一部が空売りの場合の明示方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 64
（問４－6）市場間裁定取引の空売り規制の該当の有無・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 65
（問４－7）有価証券を有しているか否か判然としない場合の
空売りへの該当 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 66
（問４－8）過誤訂正を行った場合の空売り規制の該当の有無・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 67
（問４－9）過誤訂正によるリスク回避の売付けの空売り規制
該当の有無 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 68
（問４－10）注文執行ミスの場合の空売りの適用の有無 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 69

（問 4－11）委託を自己に振り替えた場合の当初の売付け時点
における有価証券の保有者 …… 70
（問 4－12）委託注文を自己に振り替え事後に証券金融会社に
つないだ場合の対応 …… 71
（問 4－13）自己注文を発注ミスし事後に証券金融会社に
つないだ場合の対応 …… 72
（問 4－14）委託の誤約定を事故処理分別口座で処理した場合の
売付け時点における有価証券の保有者 …… 73
（問 4－15）複数のディーラーがいる場合の空売りの判断…… 74
（問 4－16）いわゆる「中抜き」取引に係る空売り
該当の有無 …… 75
（問 4－17）同一銘柄の自己の信用売りと現渡しを同一日に行う
こととなった場合の対応 …… 76
（問 4－18）自己の信用売りに関する決済措置の有無の判断…… 77
（問 4－19）募集又は売出しに係る申込株式を売付けた場合の
空売り規制の該当の有無 …… 78
（問 4－20）他社で転換請求を行っている場合の売付け
受託時の確認 …… 79
（問 4－21）外国市場で買い付けている場合の空売り該当の有無…… 80
（問 4－22）被フェイルとなった場合における空売りの判断…… 81
（問 4－23）ザラバ中の空売り分割発注 …… 82
（問 4－24）寄付前の空売り分割発注 …… 84
（問 4－25）売付けの取次ぎ受託時の確認 …… 85
（問 4－26）裁定取引の売り買い発注等のタイミング …… 86
（問 4－27）裁定取引に係る売付けの価格規制の
適用除外の有無…… 87
（問 4－28）ヘッジ売りに係る価格規制の適用除外の有無 …… 89

（問４－29）ＶＷＡＰ取引に係る空売り規制の該当の有無 …… 91
（問４－30）空売りの価格規制適用除外取引への該当性について（非会員との
いわゆるＶＷＡＰ一本値返し取引に係る先行売付け） …… 92
（問４－31）VWAP 取引に係る売付けの価格規制の
適用除外の有無 …… 94
（問４－32）空売り残高報告の対象 …… 96

5.高速取引行為関係

（問５－1）高速取引行為とは …… 97
（問５－2）高速取引行為に係る注文を受託する取引参加者として
遵守すべき事項 …… 98
（問５－3）金融商品取引業者等が自己勘定で高速取引行為を行う場合 …… 99
（問５－4）法定帳簿の作成・保存義務［一部追加］…… 100
（問５－5）取引戦略の明示 …… 101

6.約定訂正関係

（問６－1）売買担当者以外の過誤訂正の可否 …… 102
（問６－2）同業者の発注ミスに係る訂正処理 …… 104
（問６－3）ストップ配分に係る事務ミスの過誤訂正の可否 …… 105
（問６－4）執行市場間違いの訂正処理 …… 106
（問６－5）現金即日徴収に違反した注文の自己勘定への振替の可否 …… 107
（問６－6）執行ミスに係る自己への振替え［変更］…… 108
（問６－7）連絡ミスに起因した約定の訂正 …… 109
（問６－8）注文の発注失念に係る訂正処理と確認申請［変更］…… 110
（問６－9）決済日に行う事務処理ミスによる訂正処理［変更］…… 111
（問６－10）未確認売買に係る訂正処理［変更］…… 112
（問６－11）誤認勧誘に係る訂正処理［変更］…… 113

（問 6－12）注文執行ミスの場合の市場外取引による訂正 ・・・・・・・・・・・・・・ 114
（問 6－13）注文執行ミス（値段相違）に係る訂正処理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・ 115
（問 6－14）指値相違の訂正処理［変更］・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 116
（問 6－15）信用買いの訂正処理に伴う金利負担の必要性の有無 ・・・・・・・・・・・・・ 117
（問 6－16）「エラーレポート」の作成 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 118

7. 誤発注防止関係

（問 7－1）誤発注防止規則の適用対象取引等［変更］・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 120
（問 7－2）非対面取引注文に係る管理［変更］・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 122
（問 7－3）ソフトリミット解除承認者自らの承認行為について［変更］・・・・・・・・・・・・・・ 123
（問 7－4）発注制限値の水準について［変更］・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 124
（問 7－5）発注制限値の変更について［変更］・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 125
（問 7－6）ハードリミットを超える注文の発注［変更］・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 126
（問 7－7）発注制限の発注端末への設定［変更］・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 127
（問 7－8）インターネット取引における前受制度とハードリミット［一部追加］・・・・・・・・・ 128
（問 7－9）インターネット取引における前受制度と資力の確認［変更］・・・・・・・・・・・・・・ 129
（問 7－10）自動発注に係る管理［変更］・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 130
（問 7－11）累積リミットの設定管理［追加］ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 131
（問 7－12）発注抑止機能(1)［追加］ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 132
（問 7－13）発注抑止機能(2)［追加］ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 133
（問 7－14）発注制限値の妥当性検証［追加］ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 134
（問 7－15）直接的かつ排他的な管理(1)［追加］ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 135
（問 7－16）直接的かつ排他的な管理(2)［追加］ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 136
（問 7－17）直接的かつ排他的な管理(3)［追加］ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 137
（問 7－18）直接的かつ排他的な管理(4)［追加］ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 138
（問 7－19）意図的なエラー注文の禁止［追加］ ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 139

8. 売買管理体制関係

（問 8－1）抽出に係る留意点［一部追加］ ····· 140
（問 8－2）抽出基準の変更や抽出後の絞込み［変更］ ····· 141
（問 8－3）相場操縦と作為的相場形成 ····· 142
（問 8－4）デリバティブ取引に係る売買管理体制［一部追加］ ····· 143
（問 8－5）自己売買に係る売買管理体制［変更］ ····· 144
（問 8－6）自主規制機関等からの情報連携を受けた場合［変更］ ····· 145
（問 8－7）内部者取引防止に係る売買審査［変更］ ····· 146
（問 8－8）AI（人工知能）を利用した売買審査の実施 ····· 147
（問 8－9）顧客に対する措置の実施［変更］ ····· 148
（問 8－10）記録の作成・保存［変更］ ····· 149
（問 8－11）プリンシプルベースの売買審査［追加］ ····· 150
（問 8－12）データ連携状況の確認［追加］ ····· 151

9. 売買取引規制措置関

（問 9－1）規制措置の対象売買 ····· 152
（問 9－2）買付代金（現金）の範疇 ····· 153
（問 9－3）非取引参加者同業者からの現金即日徴収 ····· 154
（問 9－4）現金即日徴収規制と信用取引 ····· 155
（問 9－5）売買規制措置銘柄の日計り売買 ····· 156

10. 取引所システム関連［追加］

（問 10－1）仮想サーバ等への設定・変更等 ····· 157
（問 10－2）取引所システムとの通信管理 ····· 158
（問 10－3）取引所売買システム障害時の対応 ····· 159
（問 10－4）顧客の発注システムの管理 ····· 160
（問 10－5）コンピュータ・システム障害等報告書関連 ····· 161

11.その他

（問 11－1）顧客カードの作成について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 162

（問 11－2）顧客確認について ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 163

（問 11－3）金融商品取引業者の役職員の自己投資について ・・・・・・・・・・・・・・ 164

（問 11－4）発行日決済取引 ・・ 165

（問 11－5）発行日決済取引に係る委託保証金 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 166

（問 11－6）安定操作期間中の自己買付けについて ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 167

（問 11－7）安定操作取引が行われた場合の顧客への表示義務 ・・・・・・・・・・・・・・・ 168

（問 11－8）買付代金の決済日までの転用 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 169

（問 11－9）取引日記帳の記載 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 170

（問 11－10）VWAP 注文の約定結果処理 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 171

（問 11－11）社内配分の方法 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 172

（問 11－12）フロントランニング規制 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 173

（問 11－13）特定同意注文の受託 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 174

（問 11－14）資金総額指示のある週中注文の受託の可否 ・・・・・・・・・・・・・・・・ 175

（問 11－15）全量執行を条件とした注文の受託可否 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 176

（問 11－16）クロス注文の執行について・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 177

（問 11－17）先物・オプション取引に係る証拠金の預託・・・・・・・・・・・・・・・・・ 178

【 添付資料 】

参考資料集

ご利用にあたっての留意点

個別事例における法令諸規則上の解釈においては、最終的には実態に即して判断する必要があります。したがって、以下に掲載するQ&Aの内容と実際の事案との間では、前提となる取引条件、一連の取引内容等の相違並びに根拠となる法令諸規則における趣旨等に照らして、個別の判断内容が異なることがありうる旨、よろしくご理解のほどお願いいたします。

（注）以下の文中、「東証」は「東京証券取引所」の、「OSE」は「大阪取引所」の、「TOCOM」は「東京商品取引所」の略語です。

1. 注文伝票関係

［注文伝票関係 1］
不出来伝票の保存

（問 1－1）不出来伝票でも保存する必要があるのでしょうか。
　あるとした場合、その保存方法はどのようになっているのでしょうか。

（答）

　不出来伝票も、出来伝票と同様に保存する必要があります。

　第一種金融商品取引業者が作成すべき注文伝票の記載内容等については、金融商品取引業等に関する内閣府令第 158 条において規定されており、取引が不成立の場合には注文伝票にその旨を表示することが求められるとともに、その保存方法については、不出来伝票のみを対象とした記載はありませんので、不出来伝票であっても、出来伝票と同じように日付順に綴り込んで保存することを要します。

【関係法令等】

　金融商品取引業等に関する内閣府令第 157 条及び第 158 条

［注文伝票関係 2］

受注時刻の記載

（問 1－2）現在、取引所に注文を発注する際の注文伝票については、自己・委託ともに注文を受けた時点で、受注時刻を明確にするため打刻機で打刻していますが、受注時刻を入れずに、その代わり取引所に注文を出した時刻を入れることで代替できないでしょうか。

（答）

第一種金融商品取引業者が作成すべき注文伝票の記載内容等を規定した金融商品取引業等に関する内閣府令第 158 条において、明確に「受注日時」と示されています。

したがって、顧客等から受注した時刻を記載しなければなりません。

ただし、委託注文を受注したと同時にシステム入力を行い、帳簿書類としての注文伝票をシステムで作成する場合には、入力時刻が受注時刻となります。

【関係法令等】

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針Ⅲ－3－3

注文を取り次いだ場合の約定時刻の記載

（問 1－3）外国の金融商品取引所での注文執行を他の金融商品取引業者に取り次いだ場合でも、注文伝票に約定時刻を記載する必要があるのでしょうか。

（答）

金融商品取引業等に関する内閣府令においては、注文伝票には約定日時を記載することとされ例外は設けられておりませんので、他の金融商品取引業者に取り次いだ外国の金融商品取引所での売買執行であっても、約定時刻の記載は必要です。

この場合、日本時間、現地時間のどちらでも、分かるように記載しておけば問題ありません。

なお、取り次いだ金融商品取引業者によっては約定時刻が確認できないことも想定されますが、このような場合には、金融商品取引業者はあらかじめ約定時刻が把握できるように取次ぎ金融商品取引業者に確認しておくことが必要となります。

この考え方は、当然、国内の他の金融商品取引所での注文執行を当該取引所の取引参加者に取り次いだ場合も同様です。

【関係法令等】

金融商品取引業等に関する内閣府令第 158 条

［注文伝票関係 4］
約定時刻の記載

（問 1－4）社内検査を行ったところ、一本の注文が複数の値段に分かれて約定した場合に、約定時刻の記載が取引日記帳では約定値段毎になっていますが、注文伝票では約定値段毎ではなく一本で記載してあるものがありました。これは適切ではないと思いますがどうでしょうか。

（答）

そのとおりです。

発注が一本であっても約定が分かれていれば、約定時刻は約定毎に記載しなければなりません。値段が同一であっても成立時刻が異なる時刻であれば、約定毎に記載することになります。

［注文伝票関係 5］

信用取引の注文が新規と弁済に分かれた場合の記載

（問 1－5）信用取引の買付注文として同一銘柄の新規 5,000 株、返済 5,000 株、合計 1 万株を同時に受注しましたが、この場合、1 枚の注文伝票でよいのでしょうか。

（答）

法令（金融商品取引業等に関する内閣府令第 158 条）では、伝票の細かな仕様までは示されてはいませんが、実際には、新規と返済は、同じ買い又は売りであっても別の注文伝票としている例が多く見受けられます。

新規と返済の区分を明確にするため、別の伝票で対応するほうが、社内管理上は適当でしょう。

【関係法令等】

金融商品取引業等に関する内閣府令第 158 条

［注文伝票関係 6］

作成の必要性の有無

（問 1－6）次の 2 つのケースにおいて、注文伝票を作成する必要がありますか。

① 有価証券オプション取引の権利行使日において、インザマネーであるコールオプションについて自動権利行使となった場合。

② 転換社債券に係る転換権を行使する場合。

（答）

注文伝票は、有価証券の売買等の注文についてその内容を記録するものであることから、当該ケースについては、いずれも注文伝票を作成する必要はありません。

［注文伝票関係 7］

失効された注文に係る伝票の作成

（問 1－7）取引所のシステムでは、価格規制の適用のある空売り注文に対し、いわゆるアップティックの条件を満たさない注文については、注文受付時のチェックでエラーとなりはじかれます（取引所の「板」には登録されません）が、この場合、注文伝票を作成する必要がありますか。

（答）

注文伝票は、受注した時に作成する必要があります。取引所のシステムでエラーになったからといって受注しなかったということにはなりませんので、注文伝票を作成し保存する必要があります。

取引所の「板」に登録されたかどうかは、関係ありません。

これは、自己注文においても同様です。

［注文伝票関係 8］

自己売買における注文伝票作成の必要性の有無

（問 1－8）自己売買において、次のような場合に「注文伝票」を作成する必要はあるのでしょうか。

① 発注したが、約定前に取り消した場合

② 発注したが、空売りの価格規制の関係で注文が受け付けられなかった場合

③ 発注しようとしたが、社内の空売りに関するチェックがあり発注しなかった場合

（答）

自己売買について市場に発注しなかったものについては注文伝票の作成は必要ありませんが、発注したものについては作成する必要があります。

したがって、①及び②は作成することが必要であり、③については必要ありません。

［注文伝票関係 9］

約定訂正に伴う自己伝票作成の必要性の有無

（問 1－9）注文の入力ミスで顧客の注文数量を上回って発注し約定してしまったため、当該上回った数量を自己勘定に振り替えることになりますが、この場合、自己の注文伝票を作成する必要がありますか。

（答）

過失による事務処理ミスのため顧客の注文条件を満足しなかった約定分を自己勘定に振り替えた場合については、当該約定が顧客の注文ではなく自己の注文であったこととして処理することになるわけですから、当然注文伝票の作成は必要です。

この場合の受注時刻は発注した時刻とし、訂正処理の結果であることが判別できるように記載しておく必要があります。

［注文伝票関係 10］

週中注文の翌日以降の発注に係る伝票作成の必要性の有無

（問 1－10）顧客から今週中有効という注文を昨日受注しました。昨日は約定しませんでしたが、本日発注を失念してしまいました。発注していたとしても約定していなかったことから明日発注することになりますが、注文伝票は新たに作成するのでしょうか、それとも最初の伝票でよいのでしょうか。

（答）

本日発注を失念していたとしても、明日の発注は新たな注文ではありませんので、新たな伝票を作成してはいけません。新たに作成しますと、注文が重複してしまうことになります。

なお、本日の発注失念については、発注したとしても約定していなかったという経緯を伝票に記載しておいた方がよいでしょう。

（問 1－11）顧客から市場外での仕切り売買の注文を受けました。この場合、注文伝票については受注伝票を作成し市場外での仕切り売買である旨を記載しておけばよいのでしょうか。それとも、自己伝票も別途作成する必要があるのでしょうか。

(答)

顧客から注文を受けることは、市場内取引であろうと市場外取引であろうと受注に他なりません。したがって、市場外での仕切り売買であっても、顧客の注文に係る伝票とそれに対応した自己の伝票をそれぞれ作成することになります。

しかし、例えば、通常の注文伝票において市場外の仕切り売買である旨を記載したり、市場外での仕切り売買専用の伝票を用いる等、注文が市場外の仕切り売買であるということが分かるとともに、受注日時等の記載事項がきちんと 1 枚の伝票に記載されていて、その後の法定の帳簿書類作成に支障をきたすようなことがない限り、2 枚の伝票を作成しなくても差し支えありません。

同一条件の追加注文を受注した場合の注文伝票の作成

（問 1－12）顧客から信用取引による 1 万株の買い注文を受注しました。全数量が約定した時点で、顧客から同一銘柄について同じ条件で 5,000 株の注文がありましたが、この 5,000 株の注文については最初の 1 万株についての注文伝票を 15,000 株に訂正すればよいのでしょうか。

（答）

同一銘柄について追加して出された注文は、数量の減少や価格の変更と異なり、訂正ではなく新たな注文と考えられます。したがって、取引の条件が最初の注文と同じであったとしても当該注文伝票の数量を訂正するのではなく、「別注文」として新たな注文伝票を作成する必要があります。

［注文伝票関係 13］

逆指値注文に係る訂正の記載方法

（問 1－13）逆指値注文のトリガー価格について顧客から訂正がありましたが、この場合、新たな注文として注文伝票を作成する必要がありますか。

（答）

逆指値注文を受託した場合には、逆指値注文である旨を注文伝票に記載するとともに、トリガー価格など、逆指値注文に関して顧客が指示した事項についても記載しておくことが適当ですが、このトリガー価格が変更された場合については、条件の一部変更であり新規の注文ではありませんので、新たな注文伝票を作成する必要はありません。通常行っている訂正に係る記載方法で当初の注文伝票について訂正を行えばよいでしょう。

【参考】

会員通知

資料 1：逆指値注文の受託等に関する留意事項について（東証売審第 7 号 平成 12 年 3 月 6 日）

［注文伝票関係 14］

取引所外取引による VWAP 注文の伝票の記載

（問 1-14） ① 寄付前に、A 銘柄について当日の立会終了後の取引所外取引の注文がありました。この注文の価格については当日の VWAP という条件でした。注文があった時には具体的な注文値段は示されていませんが、注文伝票の記載はどうしたらよいのでしょうか。

また、② 寄付前に、B 銘柄について当日の立会終了後の取引所外取引の注文がありました。価格については、金融商品取引業者が同銘柄の同数量をオークションで執行し、その執行結果を加重平均したものとするという取引で、立会終了後に当該加重平均した価格で取引を行うことを再度投資家と確認するという内容のものです。この場合の注文伝票の記載についてはいかがでしょうか。

（答）

①のような注文の場合は、注文があった時に具体的な値段の明示はありませんが、寄付前に注文があった時点が正式な受注時刻となります。

寄付前に当該注文があった時点では、具体的な価格は決まっておりませんが、当日の VWAP ということで顧客と合意していることから、価格については当日の VWAP である旨を注文伝票に記載することになります。さらに、当該伝票には、引け後の仕切売買である旨を記載し立会内での VWAP 注文とは明確に区分しておくなどの必要があります。

これに対して、②の場合は、引け後に価格が決まった段階で当該価格での注文執行について顧客の了承を得ることになっていることから、この時点が正式の受注時刻になると考えるべきでしょう。価格については、引け後に決まった価格を注文伝票に記載することになります。

弁済期限のない一般信用取引の注文伝票等の記載

（問 1－15）一般信用取引において弁済期限のない場合には、注文伝票、顧客勘定元帳、取引残高報告書の「弁済期限」にはどのように記載したらよいでしょうか。

(答)

顧客との契約内容どおりに記載すればよく、「期限なし」というように期限がない旨を記載すればよいでしょう。

なお、信用取引・貸借取引規程に定める「通知書」における「最終弁済申出期限」についても同様です。

［注文伝票関係 16］

取引報告書における自己・委託の区別の記載

（問 1－16）顧客注文を ToSTNeT で自己と対当して成立させた場合、取引報告書における「自己又は委託の区別」の記載は「自己」となるのでしょうか。

（答）

顧客の注文を市場外の仕切り売買で成立させた場合は「自己」と記載しますが、ToSTNeT で自己と対当して成立させた場合は「委託」となります。

IOC 注文に係る注文伝票の記載

（問 1－17）東証市場の立会取引における条件付注文の一つである IOC 注文について、注文伝票の作成上、どういった点に留意する必要がありますか。

（答）

IOC 注文については、東証市場で提供している他の条件付注文（寄付条件付注文など）と同様に、その旨を注文伝票上明らかにしておく必要があります。

また、IOC 注文については、約定が成立しない数量がある場合、即時に自動的に失効することとなりますが、伝票に記載された「受注数量」及び「約定数量」から失効した注文数量について特定が可能であることから、特段の処理を行う必要はないものと考えられます。

なお、OSE 市場では、「IC」や「FAK」等、IOC 注文とおおよそ同等の効果を持つような条件付注文が、IOC 注文とは異なる名称で提供されています。東証市場の立会取引においては、IOC 注文である旨を注文伝票において明らかにする際、「IOC」とは異なる名称を用いても、東証市場での IOC 注文であることが特定可能であるものと考えられます。

【参考】

取引参加者通知

資料 10：新たな条件付注文（IOC 注文）に係る注文伝票の記載について
（東証株総第 236 号　平成 22 年 12 月 24 日）

2. 信用取引関係

［信用取引関係 1］
委託の際の指示事項

（問 2－1）顧客から信用取引での株式の売買注文を受託する場合、注文の受注時に当該注文が信用取引である旨について指示を受けなければならないのでしょうか。

（答）

顧客から株式の売買を受託しようとする場合には、いわゆる注文の 4 条件（銘柄、売り買いの別、数量、値段）のほかにそれに付随する条件、たとえば信用取引を行おうとする場合にはその旨の指示を受けるとともに、それが信用取引の新規売付け若しくは買付けの別又は信用取引により貸付けを受けた買付代金若しくは売付有価証券の弁済を行うものである旨の指示を受ける必要があります。

また、同業他社が行う顧客との信用取引のための売買の委託の取次ぎを引き受ける場合も同様で、当該同業他社から上記の指示を受ける必要があります。

【関係法令等】

東証 受託契約準則第 6 条

（問 2－2）信用取引の未決済勘定がある顧客に対して、当該信用取引に関する通知書を毎月送付することとなっていますが、この場合、取引残高報告書で信用取引に関する通知書を代替しても問題はないでしょうか。

（答）

金融商品取引法第 37 条の 4 の規定により、取引残高報告書は契約締結時等に交付を要する書面とされ、遅滞なく顧客に交付しなければならないことになっています。

一方、「東証 信用取引・貸借取引規程第 6 条」に定める信用取引に関する通知書の送付については、未決済勘定がある顧客に対して、当該信用取引に関する通知書を毎月送付することとなっています。

取引残高報告書による信用取引に関する通知書については、信用取引に関する通知書の記載項目を充足しておりますので、信用取引の未決済勘定がある顧客に対し、毎月送付することで対応するのであれば、代替しても問題ありません。

【関係法令等】

金融商品取引法第 37 条の 4

金融商品取引業等に関する内閣府令第 108 条

東証 信用取引・貸借取引規程第 6 条

（問 2－3）顧客が信用取引の新規買建てを東京市場で行いましたが、その後、名古屋市場の方がやや高い株価で推移していたので、顧客から当該信用取引の弁済売りを名古屋市場で執行して欲しいとの申し出がありました。このような場合、東京市場で新規建てしたものを名古屋市場で弁済できるのでしょうか。

（答）

規則上、上記のように新規建てした市場と異なる市場で反対売買を行い弁済することを制限するものはありません。

金融商品取引業者が自己融資又は自己貸株をしている場合は、新規建てした市場とは異なる市場で反対売買を行うことにより当該建株の弁済に係る決済を行うことは可能です。

また、制度信用取引による建株について証券金融会社から融資又は貸株を受けている場合、及び反対売買により社内対当が崩れ証券金融会社に新たに融資又は貸株を申し込まなくてはならない場合についても、日本証券クリアリング機構が業務を開始した平成 15 年 1 月以降、基本的には、新規建てした市場と異なる市場で反対売買を行うことにより、当該建株の弁済に係る決済を行うことが可能となっていますが、この場合、当該異なる市場で売買を執行するにあたって、他の金融商品取引業者（当該異なる市場の取引参加者等）に注文を取り次ぐこととなる等のケースにおいては、実務上困難が予想されますので注意が必要です。

信用取引委託保証金の差入れ額

（問 2－4）現在、信用取引委託保証金についてはすべて代用有価証券で差し入れています。前日の終値で評価したところ、預託率からみた余裕額が 60 万円ありましたので、新たに 200 万円の新規建てを行いましたが、保証金の差入れ期限になったところで代用有価証券の価格が下落し、当該余裕額は 56 万円となっていました。

このとき、差額分の 4 万円を追加して差し入れさせる必要があるのでしょうか。

（答）

新たに新規建てを行った時点で保証金必要額を確認したところ、信用取引委託保証金の預託率（注;信用取引に係る有価証券の約定価額に対する受入保証金総額の割合／以下同じ）からみた余裕額が、新たに行った信用取引に係る有価証券の約定価額の 30％を満たしていることから、当該余裕額をもって当該建株に係る委託保証金に充当していれば、不足は生じません。

なお、その後の代用有価証券の価格の変動については、受入保証金の総額を計算する際に反映させることとなります。

【関係法令等】

金融商品取引法第 161 条の 2 に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令第 3 条、第 4 条、第 7 条第 3 項及び第 8 条第 1 項

東証 受託契約準則第 39 条、第 44 条第 3 項及び第 45 条第 1 項

最低保証金と追加建株

（問 2－5）信用取引の委託保証金を現金で 30 万円差し入れている顧客が、以前から建てていた総額 20 万円の建株に 1 万円の評価損が発生していました。

現在差し入れられている委託保証金から建株総額の 30％と発生している評価損を減じて 23 万円ありますので、新たに 60 万円分の新規建てを行っても問題はないと思いますが、いかがでしょうか。

（答）

信用取引では、いわゆる最低保証金制度といわれているものがあります。

これは建株総額に 100 分の 30 を乗じて算出した必要保証金の額が 30 万円に 満たないときであっても、顧客には最低でも 30 万円を委託保証金として差し入れさせなければならないというものです。委託保証金は取引ごとに差し入れさせることになりますが、最低保証金の額はその取引が行われる都度確保しておく必要があります。

上記の例ですと、受入保証金の総額は、「30 万円－1 万円＝29 万円」となっています。この状況のときに新たに 60 万円分の新規建てを行いますと、建株総額は 80 万円となり、これに 100 分の 30 を乗じた額は 24 万円となり受入保証金の総額 29 万円の範囲内ですが、当該新規建ての時点で受入保証金の総額が最低保証金の額 30 万円を下回っていますので、当該新規建ての約定成立の日から起算して 3 日目の日の正午までに最低保証金として定められた 30 万円を満たすための 1 万円を差し入れさせる必要があります。

【関係法令等】

金融商品取引法第 161 条の 2 に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令第 3 条、第 4 条及び第 7 条第 3 項

東証 受託契約準則第 39 条及び第 44 条第 3 項

日計りを行った場合の新規建株の保証金

（問 2－6）顧客が信用取引で買い付けた銘柄について、買い付けた日に値上がりしたため、当日中に反対売買を行いましたが、この場合、委託保証金を差し入れさせる必要があるのでしょうか。

また、既存の建株の預託率が 30%以下のときに、上記と同様の取引を行った場合、委託保証金を差し入れさせる必要があるのでしょうか。

（答）

新規建ての場合は、顧客は新規建てを行った日から起算して 3 日目の日の正午までに委託保証金を差し入れる必要があります。また、顧客が当該建株を反対売買した場合には、決済前であっても、差し入れられた額から当該弁済に係る確定損及び諸経費等を差し引いた額の範囲内で、委託保証金を引き出させることができます。したがって、この場合は、3 日目の日の正午までに保証金を差し入れさせる必要があり、その後、引出可能額があれば、当該額を引き出させることができます。

また、既存の建株があり、当該建株の預託率が 30%以下である場合は、新たな信用取引の新規建てに対する委託保証金として充当できる余裕分がありませんので、委託保証金の差入れが別途必要となります。

【関係法令等】

金融商品取引法第 161 条の 2 に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令第 3 条、第 4 条、第 7 条第 1 項及び第 8 条第 1 項

東証 受託契約準則第 39 条、第 44 条第 1 項及び第 45 条第 1 項

（問 2－7）委託保証金が差し入れられていない状態で、顧客が信用取引の日計り売買を何度も行った場合、差入れに必要な委託保証金額は、その日に行った最大の建株金額の 30％で構わないでしょうか。

（答）

個々の新規建てに際して充当できる既存の委託保証金がないため、最大の建株に対する委託保証金額ではなく、差入れが行われていないすべての信用取引に対して保証金額の差入れが必要となりますので、ご注意ください。

【関係法令等】

金融商品取引法第 161 条の 2 に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令第 3 条及び第 4 条

東証 受託契約準則第 39 条

（問 2－8）顧客が同一日に A、B、C の３銘柄を次の順に信用取引に係る新規買建てを行い、当日中に売弁済を行った場合に、3 日目の日の正午までに差し入れる保証金額は、A、B、C の中で最も大きい約定金額である A 銘柄の委託保証金分 126 万円でよいのでしょうか。

① A 銘柄　420 万円新規買建て　430 万円売弁済
② B 銘柄　400 万円新規買建て　420 万円売弁済
③ C 銘柄　400 万円新規買建て　390 万円売弁済

（答）

信用取引委託保証金が 30％未満であるときに信用新規建てを行う場合は、その約定代金の 30％以上の保証金を約定成立日から起算して 3 日目の日の正午までに差し入れる必要があります。また、信用取引の建株に係る委託保証金は、差入れが行われた建株に係るものであれば、当該建株の弁済注文が約定した直後から他の新たな信用取引の委託保証金に充当することができますが、新規建てを行った後に委託保証金を差し入れる場合は、差入れが行われていないすべての信用取引に対して差入れが必要となります。

したがって、A 銘柄を信用取引の日計り売買により当日中に弁済注文が約定したとしても、当該取引に係る委託保証金が差し入れられていないため、他の新たな信用取引に充当する委託保証金はないことから、B 銘柄、C 銘柄の委託保証金についても、別途差入れが必要となります（上記事例で、A 銘柄、B 銘柄、C 銘柄が同一銘柄の場合であっても同様です）。このため、上記事例の場合、3 日目の日の正午までに必要な委託保証金額は A 銘柄、B 銘柄、C 銘柄の建株金額の合計額の 30％となりますので、

（420 万円＋400 万円＋400 万円）× 100 分の 30 ＝ 366 万円

となります。

なお、上記事例で、A 銘柄を信用取引の日計り売買により当日中に弁済し、その直後に当該取引に係る委託保証金が差し入れられた後、B 銘柄の信用取引の日計り売買を行って当日中に弁済注文が約定し、その後、C 銘柄の取引が行われた場合には、各取引において確実に委託保証金に充当されていることを確認できれば、最初の A 銘柄に係る委託保証金、

「420 万円 ×100 分の 30 ＝ 126 万円」

が差し入れられていればよい、ということとなります。（※本事例では諸経費、代用有価証券の評価損失は考慮していません。）

【関係法令等】

金融商品取引法第 161 条の 2 に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令第 3 条、第 4 条及び第 7 条第 3 項

東証 受託契約準則第 39 条及び第 44 条第 3 項

（問 2－9）顧客から委託保証金が 30 万円差し入れられている状態で、200 万円分の信用取引に係る新規建て（必要保証金は 60 万円）を行い、その後同日中に、「すべて弁済 → 同額の新規建て → すべて弁済 → 同額の新規建て → すべて弁済」という日計り売買を行った場合、追加で差入れが必要な委託保証金額は、30 万円（60 万円－30 万円）でよいでしょうか。

（答）

個々の新規建てを行う時点で必要保証金額を充足しておらず、事後に保証金の差入れが行われています。最初の新規建て取引においては、必要保証金額は 60 万円に対して差入れ済みの保証金が 30 万円であるため、預託不足が生じていることとなりますが、こうした場合において当該建株の弁済注文が約定しても、差入れ済みの保証金のみを次の新規建てに充当するということはできず、したがって、同日に行われた新規建て取引すべてに対する必要保証金額を差し入れてもらう必要があります。

したがって、

「60 万円×3 － 差入れ済みの保証金（30 万円）＝ 150 万円 」

が必要となります。

【関係法令等】

金融商品取引法第 161 条の２に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令第 3 条、第 4 条及び第 7 条第 3 項

東証 受託契約準則第 39 条及び第 44 条第 3 項

［信用取引関係 10］

信用取引の一部を反対売買し新規建株を行った場合の充当可能金額

（問 2－10）既存の建株の約定価額が 500 万円ある場合において、当該建株の一部（約定価額 100 万円）を反対売買（約定価額 100 万円）するとともに、同日中に新たに信用取引の新規建て（約定価額 100 万円）を行いました。また、同日における前日終値を基に計算した受入保証金の総額は 140 万円でした。

この場合、反対売買に係る建株と新たな新規建てに係る建株は同じ約定価額ですので委託保証金はいらないと思うのですが、いかがでしょうか。

（答）

受入保証金の総額が、その顧客に係る一切の建株から、反対売買又は現引き・現渡し（顧客から決済に必要な金銭又は有価証券の交付を受けたものに限る）を行ったものを除いた建株の約定価額に 100 分の 30 を乗じた額を超過している場合は、当該超過額を引き出させ又は新たな信用取引の委託保証金に充当することができます。なお、この場合の受入保証金の総額においては、継続する建株の評価損、反対売買に係る確定損及び委託手数料・金利等顧客の負担すべきものを差し引いて計算します。

したがって、上記事例では、同日において新たな新規建ての委託保証金に充当できる金額は、受入保証金の総額 140 万円のうち、既存建株の 500 万円から反対売買を行った建株 100 万円を減じた 400 万円に 100 分の 30 を乗じた 120 万円を超過する部分に相当する「20 万円」となります。

そこで、この 20 万円を充当するとした場合には、新たな新規建ての約定価額 100 万円に 100 分の 30 を乗じた金額 30 万円から、充当する 20 万円を差し引いた 10 万円の差入れが別途必要ということになります。

（注）本事例においては、委託手数料や金利等顧客の負担すべきものについては考慮していません。

【関係法令等】

金融商品取引法第 161 条の 2 に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令第 3 条、第 4 条及び第 7 条第 3 項

東証 受託契約準則第 39 条及び第 44 条第 3 項

［信用取引関係 11］

充当する場合の分割差入れの適否

（問 2－11）建株の一部を反対売買するのと同時に新規建てを行ったところ、反対売買したことによる委託保証金の充当可能額が新規建てに係る必要保証金の 2 分の 1 しかありませんでした。この場合、差入額を確定するため、反対売買したことによる委託保証金の充当可能額を新規建ての委託保証金の一部として約定日に充当し、不足分は新規建てした日から起算して 3 日目の日の正午までに差し入れることは可能でしょうか。

（答）

委託保証金の充当又は差入れは、分割して行うことが可能です。上記事例において、建株の一部を反対売買したことにより、充当可能額が発生している場合には、顧客の指示により当該充当可能額を約定日において充当し、不足分については 3 日目の日正午までに差し入れさせればよいということになります。ただし、委託保証金の充当又は差入れを分割して行う場合には、下記の点に留意する必要があります。

① 信用取引の新規建てに係る委託保証金について、顧客がその一部であっても、充当又は差入れを指示した場合には、その時点から当該信用取引に係る受入保証金の総額の計算対象となります。

② 信用取引の新規建てに係る委託保証金について、その一部しか充当又は差入れがなされていない状態においては、受託契約準則第 44 条第 1 項第 1 号括弧書きに定める、「当該信用取引に係る委託保証金の差入れを受けたもの」には該当せず、不足分が生じたままの建株を弁済約定したとしても、既に充当又は差し入れた委託保証金を引き出させたり、他の信用取引の保証金として充当することはできません。

【関係法令等】

金融商品取引法第 161 条の 2 に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令第 3 条、第 4 条及び第 7 条第 1 項及び第 3 項

東証　受託契約準則第 39 条及び第 44 条第 1 項及び第 3 項

（問 2－12）反対売買以外の方法、すなわち「現引き・現渡し」によって建株を弁済する場合、当該「現引き・現渡し」の申し出時点で当該建株に係る委託保証金の拘束を解くことはできますか。

仮に、T 日にその申し出が顧客からなされ、T+1 日に当該「現引き・現渡し」の決済に必要な金銭又は有価証券の交付を顧客から受けた場合、当該建株の委託保証金の拘束を解くことができるのは、T 日からですか、あるいは T+1 日からですか。

（答）

既に「現引き・現渡し」による決済に必要な金銭又は有価証券の交付を顧客から受けている場合を除き、申し出時点で当該委託保証金の拘束を解くことはできません。

したがって、このケースの場合は、T+1 日の交付を受けた時点から拘束を解くことができます。

一方、現引き・現渡しの決済のために顧客から交付を受けた金銭又は有価証券については、原則として、保証金口座外で確実に拘束する必要がありますが、仮に保証金口座内で拘束する場合には、受入保証金の総額に当該金銭又は有価証券の額が含まれないようにする必要があります。

【関係法令等】

金融商品取引法第 161 条の 2 に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令第 7 条第 1 項及び第 2 項

東証 受託契約準則第 44 条第 1 項及び第 2 項

［信用取引関係 13］

引出し後の当日の預託率が 30%割れとなった場合の違反の有無

（問 2－13）引出可能額があり、当該額をすべて引き出したあと、建株及び代用有価証券の評価減により、引出日の当日の取引終了時点で預託率が 30%を割り込んだ場合、引出し等の制限違反となりますか。

（答）

引出可能額がある場合に、これを引き出し、その後、建株や代用有価証券の評価減により預託率が 30%を割り込むこととなっても、引出し等の制限違反にはなりません。

［信用取引関係 14］

弁済後の引出し

（問 2－14）顧客が信用取引の新規建てを行い、委託保証金を差し入れる前に反対売買しました。この場合、当該建株に係る委託保証金について、顧客から差し入れられた後で、これをすぐに引き出させることはできますか。なお、他に建株はありません。

（答）

引き出させることは可能です。ただし、弁済した建株に係る反対売買による損失額（確定損失）及び委託手数料、借入金に対する利子、借入有価証券に対する品借料その他のものであって、当該顧客の信用取引について顧客が負担すべきものの合計額（諸経費等）が発生している場合には、差し入れられた委託保証金からこれらを控除する必要があります。

【関係法令等】

金融商品取引法第 161 条の２に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令第 3 条、第 4 条、第 7 条第 1 項及び第 8 条第 1 項

東証 受託契約準則第 39 条、第 44 条第 1 項及び第 45 条第 1 項

（問 2－15）預託率が 20%近くまで下がったので、建株の一部を反対売買したところ確定損が発生しました。そのため、当該確定損の決済のため、委託保証金の一部を引き出した場合、引出し等の制限違反になるのでしょうか。

（答）

信用取引の一部を決済する場合であって、受入保証金の総額が、顧客の信用取引に係る一切の有価証券の約定価額から、当該決済に係る建株及び当該決済に係る建株以外で反対売買又は現引き・現渡し（顧客から決済に必要な金銭又は有価証券の交付を受けたものに限る）を行った建株の額を控除した額に、100 分の 30 を乗じた額（30 万円に満たない場合は 30 万円）を超過している場合には、当該超過部分の委託保証金について、当該決済をするために引き出させることができます。なお、未決済勘定の一部決済のための引出しとなりますので、この場合の受入保証金の総額の計算においては、保証金府令第 8 条及び受託契約準則第 45 条の「ただし書き」により、当該決済に係る確定損及び委託手数料・金利等顧客の負担すべきものは差し引きません。

つまり

（受入保証金の総額※）－（建株総額－反対売買した建株総額）×30/100

＜※決済する建株の確定損及び顧客の負担すべき額は差し引かない。＞

で計算した金額を決済に使用しても引出し等の制限違反とはなりません。なお、当該委託保証金の計算においては、決済日の前日の終値を基に算出した数値となります。

例えば、建株の約定価額が 500 万円あるときに、約定価額が 100 万円の建株を反対売買し 10 万円の決済損金が発生した場合で、決済日の前日の終値を基に計算した受入保証金の総額（確定損 10 万円は差し引いていない。）が 130 万円とすると、

130－（500－100）×30 / 100 ＝ 10

となり、10 万円を決済に使用するために引き出すことができます。

（注）本事例においては、委託手数料や金利等顧客の負担すべきものについては考慮していません。

【関係法令等】

金融商品取引法第 161 条の 2 に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令第 7 条第 2 項第 1 号及び第 8 条

東証 受託契約準則第 44 条第 2 項第 1 号及び第 45 条

決済日当日の決済のための引出しの適否

（問 2－16）3 日前に信用取引の一部を反対売買したところ確定損が発生し、本日、その決済日となりました。しかしながら当該確定損を決済するために引き出させることができる金額がないため、本日中に残建株の一部を弁済し確定損の決済に使用できる分の引出可能額を作ろうと思いますが可能でしょうか。

（答）

信用取引の一部を決済する場合であって、受入保証金の総額が、顧客の信用取引に係る一切の有価証券の約定価額から、当該決済に係るもの及び当該決済に係る建株以外で反対売買又は現引き・現渡し（顧客から決済に必要な金銭又は有価証券の交付を受けたものに限る）を行ったものに係る有価証券の約定価額を控除した額に、100 分の 30 を乗じた額（30 万円に満たない場合は 30 万円）を超過している場合には、当該超過部分の委託保証金について、当該決済をするために引き出させることができます。なお、ここでいう「当該決済に係る建株以外で反対売買又は現引き・現渡しを行ったもの」には、決済日当日中に行ったものも含まれます。

上記事例については、決済日に追加して弁済した建株は、「当該決済に係る建株以外で反対売買又は現引き・現渡しを行ったもの」に該当するため、これをもって確定損の決済に使用できる分の引出可能額を算出することができます。

ただし、確定損金の差入れは、㈱日本証券クリアリング機構が定める業務方法書に記載する時限までである必要があることから、当該時限までには追加の弁済を行っておく必要があります。

【関係法令等】

金融商品取引法第 161 条の 2 に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令第 7 条第 2 項第 1 号

東証 受託契約準則第 44 条第 2 項第 1 号

（問 2－17）預託率が 30%のときに、委託保証金の一部を現引代金として建株の一部を現引きし、当該現引株券を信用取引委託保証金代用有価証券として委託　保証金勘定に差し入れ、その結果、預託率が 30%台となった場合は引出し制限違反となるのでしょうか。

（答）

信用取引の一部を決済する場合であって、受入保証金の総額が、顧客の信用取引に係る一切の有価証券の約定価額から、当該決済に係るもの及び当該決済に係る建株以外で反対売買又は現引き・現渡し（顧客から決済に必要な金銭又は有価証券の交付を受けたものに限る）の申し出を受けたものに係る有価証券の約定価額を控除した額に、100 分の 30 を乗じた額（30 万円に満たない場合は 30 万円）を超過している場合には、当該超過部分の委託保証金について、当該決済をするために引き出させることができます。

また、現引き・現渡しにより顧客が受け取ることとなる有価証券又は現金の全部を委託保証金として差し入れる場合には、当該超過部分以上の額を引き出すことができます（差入れの結果、顧客の信用取引に係る一切の有価証券の約定価額から、反対売買又は現引き・現渡し（顧客から決済に必要な金銭又は有価証券の交付を受けたものに限る）の申し出を受けたものに係る有価証券の約定価額を控除した額に 100 分の 30 を乗じた額（30 万円に満たない場合は 30 万円）以上となる場合に限ります。）。

つまり上記事例の場合

（受入保証金の総額※＋現引証券代用評価額）－（建株総額－現引建株総額）×30/100

＜※現引きした建株に係る計算上の損失（益はゼロとして認識）及び顧客が負担すべき費用は差し引かない。また、現引きのために引き出した委託保証金を除く。＞

で計算した金額がマイナスにならなければ引出し等の制限違反とはなりません。

なお、当該委託保証金等の計算においては、決済日の前日の終値を基に算出した数値となります。

また、委託保証金勘定に現金がない場合に、差し入れてある代用有価証券を売却しその売却代金との差換えを完了させた後、当該委託保証金を現引き代金に使用する場合も、上記と同様な条件での対応が可能となります。

【関係法令等】

金融商品取引法第 161 条の 2 に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令第 7 条第 2 項第 2 号及び第 4 号

東証 受託契約準則第 44 条第 2 項第 2 号及び第 4 号

他の信用取引への充当の適否（1）

（問 2－18）① 前日以前に建てた建株 A（委託保証金の受入済み）がある状態で、顧客が信用取引の新規建て B を行いました。その後、B に係る委託保証金の差入れ期限までに、顧客が A を反対売買した場合、A に係る委託保証金をＢに係る保証金に充当することは可能でしょうか。

一方、② 委託保証金が差し入れられている状態で、顧客が委託保証金の範囲を超える額に対応する信用取引の新規建て C を行い、当該新規建てに係る委託保証金が不足したままの状態で反対売買しました。保証金の不足分の差入れなしに、既に差し入れられている委託保証金についてのみ、新たな信用取引 D に係る保証金として充当は可能でしょうか。

（答）

①については充当可能です。一方、②については、不足分を抱えたままの一部充当はできません。

また、①及び②において弁済（新規建て A、C の弁済）をした際に、確定利益が生じていた場合も、①については充当可能ですが、②については充当できません。

なお、反対売買ではなく、現引き・現渡し（顧客から決済に必要な金銭又は有価証券の交付を受けたものに限る）の申し出を受けた場合も、同様の取扱いとなります。

【関係法令等】

金融商品取引法第 161 条の２に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令第 7 条第 3 項、第 8 条第 4 項及び第 5 項

東証 受託契約準則第 44 条第 3 項、第 45 条第 4 項及び第 5 項

他の信用取引への充当の適否（2）

（問 2－19）委託保証金が差し入れられていない状態で、① 顧客が信用取引の新規建て A を行い、直後に A に係る委託保証金が差し入れられました。その後、新たに信用取引の新規建て B を行ったうえで A に係る建株を反対売買した場合、A に係る委託保証金を B に係る保証金に充当することは可能でしょうか。

一方、委託保証金が差し入れられていない状態で、② 顧客が信用取引の新規建て C を行い、同日中に反対売買、続けて同日中に新規建て D を行った場合、一連の取引の後、C に係る所要の委託保証金を差入れ期限までに差し入れれば、これをもって D に係る保証金に充当することは可能でしょうか。

（答）

①については充当可能です。一方、②については、D を建てる時点で差し入れられている委託保証金がないため、事後に差し入れる C に係る保証金をもって、C と同日に建てた D に係る保証金に充当することはできません。

なお、反対売買ではなく、現引き・現渡し（顧客から決済に必要な金銭又は有価証券の交付を受けたものに限る）の申し出を受けた場合も、同様の取扱いとなります。

【関係法令等】

金融商品取引法第 161 条の 2 に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令第 7 条第 3 項

東証 受託契約準則第 44 条第 3 項

（問 2－20）委託保証金が差し入れられていない状態で、① 顧客が信用取引の新規建て A を行い、続けて同日中に新規建て B を行った後に、A に係る所要の委託保証金が差し入れられました。その後、やはり同日中に A に係る建株を反対売買した場合、A に係る委託保証金として差し入れた保証金を B に係る保証金として充当することは可能でしょうか。

一方、同じく委託保証金が差し入れられていない状態で、② 顧客が信用取引の新規建て C を行い、同日中に反対売買し、その翌日に新規建て D を行い、やはり同日中に反対売買を行った後、翌々日の差入れ時限までに C に係る委託保証金の差し入れが行われました。この結果、C に係る委託保証金を D に係る保証金に充当することは可能でしょうか。

（答）

①については、B を建てた時点で差し入れられている委託保証金がないため、事後に差し入れる A に係る保証金をもって、A と同日に建てた B に係る保証金に充当することはできません。

一方、②については、D を建てた時点で差し入れられている委託保証金はありませんが、C と D の建株は異なる日に建てられており委託保証金の差入れ期限が異なるため、事後に差し入れられ、その後、反対売買によって拘束を解かれた C に係る保証金を C の翌日に建てた D に係る保証金に充当することは可能です。

【関係法令等】

金融商品取引法第 161 条の２に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令第 7 条第 3 項

東証 受託契約準則第 44 条第 3 項

［信用取引関係 21］

現引き・現渡しにおける受入保証金の総額の計算について

（問 2－21）顧客から「現引き・現渡し」による決済に係る必要な金銭等の交付を受けていれば、① 当該「現引き・現渡し」に係る建株の「計算上の損失額に相当する額（評価損失）」を受入保証金の総額の計算から除外できますか。

同じく、② 当該「現引き・現渡し」に係る建株の諸経費等を受入保証金の総額の計算から除外できますか。

（答）

①については除外できます。一方、②については、当該諸経費等が別途差し入れられているのであれば受入保証金の総額の計算から除外できますが、差入れがない場合には、顧客の債務として受入保証金の総額の計算から当該諸経費等の額を控除額として組み入れる（マイナスする）必要があります。

【関係法令等】

金融商品取引法第 161 条の 2 に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令第 8 条第 1 項

東証 受託契約準則第 45 条第 1 項

（問２－22）受入保証金の現在高を計算するにあたって、反対売買による利益額がある場合、これを算入してよいでしょうか。また、品貸料（日歩又は逆日歩）等の顧客の受取りがある場合、これを算入してよいでしょうか。また、その他注意すべきことはありますか。

（答）

受入保証金の現在高は、現に差し入れられている同一顧客の委託保証金の合計額から、相場の変動に基づく計算上の損失額、反対売買による損失額及び当該顧客の信用取引に関して顧客の負担すべきものの合計額を差し引いた額です。さらに、反対売買による利益額が生じた場合、当該利益額に相当する金銭を、当該反対売買の決済時に、顧客から委託保証金として差入れを受けることとしているときは、当該利益額に相当する額を受入保証金に加えて計算することができます。ここでの「反対売買による利益額」とは、反対売買に係る取引の約定価額と当該反対売買に係る未決済勘定の約定価額の差がプラスである場合の当該差額のことをいい、品貸料等の顧客の受取額は含まれません。

したがって、品貸料等の顧客の受取額を受入保証金に算入できるようになるのは、当該受取額に相当する金銭を委託保証金口座に実際に差し入れた時（したがって、予定の段階は不可）ということとなります。なお、反対売買による利益額を受入保証金に算入させる計算を行う際、引出可能額においては、反対売買による損失額と当該利益額との発生にずれがある場合（確定損失の発生がＴ日、確定利益の発生がＴ+１日以降のとき）には相殺して計算することはできないことに留意する必要があります。

その他、当該計算を行うときに注意を要するのは、以下の点です

① 買い付けた代用有価証券、または、売り付けた代用有価証券の売却代金を委託保証金に算入できるのは、当該売買の約定日ではなく決済日からであること。

②「計算上の損失額」については、当該顧客が行っているそれぞれの信用取引の相場の変動に基づく損失から利益を差し引いた計算上の「差損額」であること。

③「当該顧客の信用取引に関して顧客の負担すべきもの」とは、委託手数料、金利、品貸料等、その他顧客が支払わなければならない費用が該当すること。

④ 損金の未入金等による信用取引に係る立替金が発生している場合には、当該額について受入保証金の総額から控除すること。

【関係法令等】

金融商品取引法第 161 条の 2 に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令第 7 条第 1 項及び第 8 条

東証 受託契約準則第 44 条第 1 項及び第 45 条

［信用取引関係 23］

確定利益に係る充当の適否

（問 2－23）顧客から委託保証金が差し入れられていない状態で、① 顧客が信用取引の新規建て A を行い同日中に反対売買し「確定利益」が生じ、続けて同日中に新規建て B を行いました。一連の取引の後、A に係る委託保証金を差入れ期限までに差し入れられれば、それ以前に A の「確定利益」を B の委託保証金に充当することはできますか。

また、同じく、委託保証金が差し入れられていない状態で、② 顧客が信用取引の新規建て C を行い、翌日、当該新規建てに係る委託保証金の差入れ前に反対売買をして「確定利益」を生じさせ、これを新たな信用取引 D に係る委託保証金として充当することは可能ですか。

（答）

いずれのケースにおいても、充当することはできません。

【関係法令等】

金融商品取引法第 161 条の 2 に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令第 7 条第 3 項、第 8 条第 4 項及び第 5 項

東証 受託契約準則第 44 条第 3 項、第 45 条第 4 項及び第 5 項

追加保証金発生後の株価変動

（問 2－24）追加保証金が発生したところ、① その差入期限までに建株や代用有価証券の評価が改善し、預託率が維持率を上回った場合、追加保証金の差入れをさせなくても構わないですか。

同じく、② 追加保証金が発生した際、当該追加保証金額の一部について、建株の一部決済や確定損金の差入れにより部分的に穴埋めした後で、建株や代用有価証券の評価が改善し、預託率が維持率を上回りました。当初の追加保証金の残額について差入れをさせなくても構わないでしょうか。

（答）

追加保証金の解消については、金銭等の追加差入れや取引所規則の改正（平成 25 年 1 月施行規則）によって新たに認められた方法（「建株の一部弁済」及び「確定損金の差入れ」）に限られます。

したがって、①のケースについては当初の追加保証金全額の差入れが、②のケースについては一部差入れのあった分を控除した残額の差入れが必要です。

【関係法令等】

東証 受託契約準則第 48 条第 1 項

（問 2－25）T-1 日の終値ベースで T 日に追加保証金が発生し、T 日の立会時間において建株の一部を反対売買して確定利益が生じた場合、当該利益分を追加保証金額から控除することはできますか。

（答）

追加保証金を解消する方法は、① 金銭等の追加差入れ、② 建株の一部弁済、③ 確定損金の差入れ、に限られるため、当該確定利益額分を追加保証金額から控除することはできません。

【関係法令等】

東証 受託契約準則第 48 条第 1 項

［信用取引関係 26］

追加保証金の解消等

（問 2－26）T-1 日の終値ベースで T 日に追加保証金が発生し、T 日の立会時間において当該追加保証金額のすべてを解消できるだけの建株を反対売買しました。その結果、この反対売買による確定損失の発生により、T 日の終値ベースで預託率が維持率を再度下回ってしまいました。この場合、T 日（T-1 日の終値ベース）に発生した当初の追加保証金は解消できているのでしょうか。

（答）

T 日（T-1 日の終値ベース）に発生した追加保証金については、建株の一部弁済により解消されていますが、T+1 日（T 日の終値ベース）に新たに追加保証金が発生しているので、この分は翌々日（T+3 日の正午）までに別途解消する必要があります。

【関係法令等】

東証 受託契約準則第 48 条第 2 項

（問 2－27）確定損金の差入れによる追加保証金の減額を行う場合、顧客から差し入れられた確定損金について、他に流用できないよう決済日まで拘束しなければいけませんか。

また、当該確定損金を委託保証金口座内で行っても問題ないでしょうか。

（答）

拘束しなければなりません。

また、当該差入れは、原則として、委託保証金口座外に差し入れさせる必要がありますが、仮に、委託保証金口座にて差入れを行う場合には、受入保証金の総額に確定損金に相当する金銭の額が含まれないようにする必要があることに留意してください。

なお、受入保証金の総額の計算上、確定損失に係る建株が決済されるまでの間、当該損失額を控除額として算入計算する必要がありますが、T 日終値及び T+1 日　終値ベースで追加保証金が発生する場合には、当該金額から差し入れられている確定損金分について、それぞれ解消することができます。

【関係法令等】

東証 受託契約準則第 48 条第 3 項

信用取引規制銘柄に係る委託保証金の取扱い

（問2－28）委託保証金の率の引き上げ措置が実施されている銘柄（以下「増担保銘柄」という。）を弁済するのと同時に、新たに他の増担保銘柄の新規建てを行いました。このとき、弁済した銘柄の委託保証金を新たに新規建てした増担保銘柄の委託保証金に充当できるのでしょうか。

また、上記の規制措置が解除された場合、規制により増額された分の委託保証金の引出し等の対応はどのようにしたらよいのでしょうか。

（答）

受入保証金の総額が、反対売買又は現引き・現渡し（顧客から決済に必要な金銭又は有価証券の交付を受けたものに限る）を行った増担保銘柄の建株以外の他の建株の約定価額に 100 分の 30 を乗じた額を超過している場合には、当該超過額を新たな増担保銘柄の建株の委託保証金に充当することができます。この場合、代用制限による現金預託分についても新たな増担保銘柄の建株の現金預託分とすることができます。

次に、増担保の規制解除が行われた場合の委託保証金の引出しに係る取扱いですが、

① 解除日以降に新規建てしたものについては通常の預託率（30%）を適用

② 解除日前に新規建てを行い未だ委託保証金が差し入れられていないものについては、預託期限までに増担保後の委託保証金を差し入れ、その後、当該顧客の預託率が 30%を下回らない範囲で引き出させることが可能

③ 解除日前に新規建てを行い既に委託保証金が差し入れられているものについては、解除日以降、当該顧客の預託率が 30%を下回らない範囲で引き出させることが可能

となります。なお、他の建株に増担保銘柄が含まれている場合は、充当・引出可能額を算定するにあたって、当該増担保を考慮する必要があります。

また、委託保証金の維持については、建株に増担保銘柄が含まれていても建株の約定価額に 100 分の 20 を乗じた額となりますが、維持率（20%）を下回った場合の委託保証金の追加差入は、現金でも有価証券でも構いません。なお、信用取引規制については、制度信用取引に限らず一般信用取引についても適用されることになります。

【関係法令等】

金融商品取引法第 161 条の 2 に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令第 7 条第 3 項

東証 受託契約準則第 44 条第 3 項

東証 有価証券の売買等又はその受託に関する規制措置に関する規則第 1 条第 1 号

（問 2－29）委託保証金の預託率が 30％を下回っている場合において、① 代用有価証券として差し入れられている A 銘柄を売却し、当該売却代金又は当該売却代金で買い付けた A 銘柄以外の有価証券（B 銘柄）を代用有価証券として差し入れる行為、② 委託保証金現金をもって有価証券（C 銘柄）を買い付けて、当該有価証券を代用有価証券として差し入れる行為は、引出し等の制限違反となりますか。

（答）

①については、決済日において、売却代金又は買付けを行った B 銘柄の評価額（差換えを行う日（決済日）の前日の時価による。以下同じ。）が A 銘柄の評価額以上である場合には、A 銘柄と売却代金又は B 銘柄との差換えが行われたこととなることから、預託率が 30％を下回っているときであっても、引出し等の制限違反には該当しま　せん。

また、同様に、②についても、買付けを行った C 銘柄の評価額が委託保証金現金の額以上である場合には、引出し等の制限違反には該当しません。

ただし、①において売却代金又は B 銘柄の評価額が A 銘柄の評価額未満である場合、②において C 銘柄の評価額が委託保証金現金の額未満である場合には、その差額分以上の額の金銭又は代用有価証券を決済日に別途差し入れることが必要です（※特に、委託保証金現金をもって有価証券を買い付ける場合には、買い付けた有価証券の代用掛け目に応じて評価が減少するので注意が必要です。）。したがって、顧客が売買を伴う差換えを行う旨の意思表示をした時点で上記内容を顧客に周知するとともに、約定日以降の A 銘柄及び買い付けた B 銘柄又は C 銘柄の評価額の変動に注視し、必要に応じて顧客への注意喚起を行うなどの対応を取ることが望ましいと思われます。

【留意点】

（1） 売買を伴う差換えは、実際に差換えが行われる前に委託保証金現金又は代用有価証券を決済物件として使用する売買の約定を先行して成立させる必要があることから、金融商品取引業者は、あらかじめ差換えの対象物（顧客が差し換えることを希望している委託保証金現金又は代用有価証券と当該売買を経て新たに差し入れようと考えている有価証券又は現金）を確認し、その可否について個別に判断し承諾した ―顧客が更に継続して差し入れる対象物の変更を希望し、そのための売買を追加して行うことを希望した場合にはその都度― うえで、当該売買を受託する必要があります。特に、複数回の売買を伴う差換えの場合については、投資判断を誤ると顧客は差換えを完了させるために別途多額の金銭又は代用有価証券

の差入れが必要となる可能性もあることから、慎重な運用が望まれます。

（2） 委託保証金現金を現金と差し換える行為は、本来経済行為から判断して生じ得ないものと考えられますが、顧客が委託保証金現金をもって差し換えるべき有価証券の買付けを行った後、引き続き当該買付有価証券を売却し他の有価証券を買い付けてこれと差し換えることを金融商品取引業者が承諾した場合において、最終的に有価証券の買付けができず再び現金（売却代金）が差し入れられることとなるなど、結果として保証金現金と現金が差し換わるときには、やむを得ないものと考えられます。もっとも、委託保証金現金は担保価値として変動することのないものでありますが、上記の一連の売買の結果、当該売買を経ることにより差し入れられることとなる売却代金の額が減少するというリスクが新たに生ずることとなるため、慎重な運用が望まれます。

【関係法令等】

金融商品取引法第 161 条の 2 に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令第 7 条第 2 項第 4 号

東証 受託契約準則第 44 条第 2 項第 4 号

【参考】

取引参加者通知

資料 2：信用取引に係る委託保証金の差換えについて
（東証株総信第 344 号 平成 12 年 12 月 4 日）

（問 2－30）ToSTNeT 市場において VWAP 価格で取引を行うに際し、顧客の信用新規建て注文に対し自己が向かって対当させて約定させ、当該顧客の信用取引の弁済時に自己が向かって対当させて約定させる売買は、いわゆる「信用取引の自己向かい」に該当するのでしょうか。

（答）

いわゆる「信用取引の自己向かい」に係る禁止規定は、① 顧客の信用取引を自己と対当させ、かつ、金銭又は有価証券の受渡しを伴わない方法で成立させた場合において、② 未決済勘定を決済するため（当該顧客と）反対売買をする行為を禁止したものと考えられます。

この典型的な例が、顧客の信用取引について自己対当クロスを執行し、顧客の当該信用取引の弁済時に合わせて自己も反対売買するというものです。

例えば、顧客の買い新規信用取引に対して自己売りの対当クロスを行った場合で、喰い合い状況とした場合は①に該当しますが、その場合に生じた自己のポジションを持ち続け、最終的に当該顧客と反対売買することにより当該ポジションを解消し、顧客と決済を行う場合には、上記②に該当し、違反となります。

しかし、上記のように喰い合い状況とした場合であっても、顧客から信用新規買いのクロス取引について引き合いを受け、当該信用新規買いに対応する株数を事前に自己の商品勘定において調達を行っている場合（いわゆる金融商品取引業者の事前ヘッジ）や、顧客と対当して生じた売りのポジションを、顧客が信用取引の弁済を行うまでの間に解消した場合であることが明確であれば、その後、顧客の信用取引の弁済時に自己が向かっても、「未決済勘定を決済するため」とは言えないため、②には該当しないと考えられ、いわゆる「信用取引の自己向かい」の禁止規定に抵触しないこととなります。

なお、顧客の信用新規売りに対して自己買いの対当クロスを行った場合についても、同様に考えることができます。

【関係法令等】

金融商品取引業等に関する内閣府令第 117 条第 1 項第 24 号

［信用取引関係 31］

信用取引区分の訂正

（問 2－31）自己の売買において、A 銘柄 1 万株の現物の売付けを空売りとして行いました。同日中に 1 万株の買い戻しを行う予定でしたが、5,000 株しか買い戻しできませんでした。そこで、買い戻せなかった 5,000 株の売付けについて　信用取引に訂正しようと思いますが、認められるでしょうか。

（答）

注文発注時における信用取引区分が実際の区分と異なる場合には「空売り・信用取引・自己委託区分訂正申告書」により速やかな訂正を行うことが必要ですが、この訂正の対象となるのは、あくまでも、「事務手続上のミスとして事後的にも認定できる過誤によるものに限定」されており、それ以外の約定後の投資判断の変更によるものは対象外となっています。

したがって、この事例のように、発注時は信用取引とする意思はなかったにもかかわらず、結果的に買い戻せなかったからという場合には信用取引に訂正することはできません。顧客から事後的に変更要請があった場合についても同様です。

なお、訂正の対象となる「事務手続上のミスとして事後的にも認定できる過誤」とは、例えば、注文入力の際のフラグの設定ミス、ポジションの誤認等が考えられますが、これらについても、注文伝票等により当該事実が認定できることが必要です。また、同業他社からの注文に係る事務手続上のミス等を理由とした訂正申告を行う場合についても、取引参加者が当該同業他社のミスであることを事後的に証明できることが必要です。

【関係法令等】

東証 業務規程第 14 条

東証 受託契約準則第 6 条

【参考】

取引参加者通知

資料 3：「空売り・信用取引区分訂正申告書」による信用取引区分の訂正について

（東証信第 396 号 平成 15 年 6 月 6 日）

3. 差金決済取引関係

［差金決済取引関係 1］
日計り売買

（問 3－1）現金取引で買付代金なしに日計り売買を行うと差金決済取引に該当しますか。

（答）

現金取引で A 銘柄を買付け、同日中に値上がりしたため当該銘柄を売却するといった、いわゆる日計り売買（日計り商い）を行い、差金のみの授受を行った場合、金融商品取引法第 161 条の 2 に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令第 10 条にいう「信用取引を行うことを明示しない取引（いわゆる「差金決済取引」、以下同じ。）に該当します。

なお、決済日当日に、入金前に出金した場合には、差金決済取引に該当します。

【関係法令等】

金融商品取引法第 161 条の 2 に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令第 10 条

保有株式の売り買い

（問 3－2）顧客が保有している株式を売却し、当日中に買い戻して買付代金を入金しない場合、差金決済取引にあたるのでしょうか。

（答）

顧客が保有している株式を売却し、当日中に買い戻す取引については、買付代金の入金がない場合であっても、いわゆる差金決済取引に該当することはありません。

ただし、顧客の保有している株式が一旦売却され、再び買い戻されたことについて、社内処理として振替口座簿への記帳等により記録を残しておくことが必要です。

【関係法令等】

金融商品取引法第 161 条の 2 に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令第 10 条

複数銘柄の日計り売買

（問 3－3）同一日に A、B、C の 3 銘柄を次のように売買した場合、決済日までに 100 万円を入金すれば差金決済取引とはならないのでしょうか。

A 銘柄　；　100 万円買い　　120 万円売り
B 銘柄　；　120 万円買い　　130 万円売り
C 銘柄　；　130 万円買い　　135 万円売り

（答）

入金された 100 万円分が A 銘柄の買付代金として顧客から指定されて処理されていれば差金決済取引には該当しません。

なお、上記の A、B、C が同一銘柄の場合には、一日通した合計の買付代金を入金しないときは、差金決済取引とみなされるおそれがあります。

【関係法令等】

金融商品取引法第 161 条の 2 に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令第 10 条

（問 3－4）立替金が発生しているときに、A 銘柄を日計り売買を行い、A 銘柄の買付代金を受渡日までに入金すれば、A 銘柄の取引は差金決済取引に該当しないのでしょうか。

（答）

A 銘柄を日計り売買を行い差金決済取引にならないように当該銘柄の買付代金を入金したとしても、当該入金額は、先ず先行して発生している立替金に充当されるべきものであり、A 銘柄の買付代金のみの入金ですとその一部又は全部が立替金に充当されることとなりますので、A 銘柄の買付代金について充当できなくなり、差金決済取引となります。

なお、原則として一般的に立替金が発生している場合は、当該口座は立替金を解消するまでは新たな買付注文の受託は認めるべきではありません。もし認めるとしても、顧客の資金事情等で立替金を解消するためやむを得ないと判断される売付け注文等に限定すべきでしょう。

同一銘柄の複数回の日計り売買

（問 3－5）顧客が保有しているＡ銘柄 1,000 株を売却した代金で同一のＡ銘柄 1,000 株を買い付けました。この場合は、振替口座簿への記帳等の記録があれば差金決済とならないわけですが、当日中に当該銘柄の株価が上昇したため、顧客が売却を希望しているのでこのまま売却したいと思いますが、この場合は差金決済取引に該当するのでしょうか。

（答）

同一日の同一銘柄の日計り売買については、一日通して差金決済取引の状況を確認するようにしてください。

つまり上記の例では、「売りが 2 回で合計 2,000 株」に対して、「買いは 1 回で 1,000 株」ということになります。この場合、売付分の 2,000 株を保有しているということであれば差金決済取引とはなりませんが、1,000 株しか保有していないということなので、このまま決済をしてしまえば差金決済取引に該当します。

これは買付代金が預り金勘定にある場合も同様であり、100 万円が預り金勘定にあってそれで100万円のＢ銘柄1,000株を買い付けた後に価格が上がったので売却し、さらにその売却代金でＢ銘柄を再度買い付けますと、2 回の買付けということですので 2,000 株の買付代金が必要になってくるわけです。

上記事例のような状況が発生した場合の対応方法としては、他に同一銘柄を保有しているのであれば売り全部の株数、この場合 2,000 株を決済分としてもらうという方法と、最初の売付けは保有株式の売付けとし、その後の 1,000 株の買い・売りを日計り売買と考えて、差金決済取引とならないように 1,000 株分の買付代金の入金をしてもらうという二つの方法があります。

【関係法令等】

金融商品取引法第 161 条の 2 に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令第 10 条

（問 3－6）現引きした日に当該銘柄を現渡しし、現引代金を現渡し代金で充当した場合は差金決済取引となりますか。

（答）

信用取引で同一銘柄を売・買両建てしている場合で、現引代金の入金なしに買建て分を現引きし、当該株式をもって売建て分の現渡株式とし、現渡代金をもって現引代金に充当している場合は、差金決済取引に類似する不適正取引となります。

これは、差金決済取引を禁止している金融商品取引法第 161 条の 2 に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令第 10 条が、信用取引を行うことを明示しない　取引を前提としていることから、上記形態は直接的に差金決済取引には該当しませんが、現引代金の入金なしに当該現引株式を現渡しし、これにより相殺して決済しているものであることから、差金決済取引に類似する不適正取引となります。

なお、現引きした銘柄と現渡しした銘柄が異なる場合は差金決済取引には該当しません。

【留意点】

この不適正取引に該当する取引は以下の 3 形態となります。

- 信用取引現引代金の入金がないまま当該株式を現渡しし、現渡代金を現引代金に充当しているもの
- 信用取引現引代金の入金がないまま当該株式を売却し、売却代金を現引代金に充当しているもの
- 現金取引買付代金の入金がないまま当該株式を現渡しし、現渡代金を現金取引買付代金に充当しているもの

［差金決済取引関係 7］

自助売却の該当性

（問 3－7）当社では、顧客が売買取引の決済ができない状況が発生した場合は、顧客に了解を得たうえで顧客勘定で当該銘柄を反対売買していますが、これは保証金に関する内閣府令第 10 条にある「当該顧客が当該取引による買付け又は売付けに係る有価証券について、これを対当する有価証券の売付け又は買付けにより、これを決済する取引を行ってはならない。」に該当し差金決済取引になるのでしょうか。

（答）

顧客の決済不履行による反対売買（自助売却：東証受託契約準則第 53 条）については、差金決済取引にはなりません。

上記事例の場合には立替金が発生することが一般的で、立替金が発生している中で当該買付銘柄の反対売買により決済する行為は差金決済取引と同様の形態となります。

ただ、これを差金決済取引とすると、自助売却制度が金融商品取引法第 161 条の 2 に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令第 10 条に該当し、機能しなくなるため、顧客の決済不履行による反対売買については差金決済取引にあたらないと　考えられます。

【関係法令等】

東証 受託契約準則第 53 条

4. 空売り規制関係

［空売り関係 1］
空売り注文発注時の区分明示

（問 4－1）従来の規制の下では、東証への注文発注に際し、注文入力時点で空売りであるか否かの別、価格規制がかかるか否かの別を区分して発注してきましたが、新しい規制（平成 25 年 11 月施行）の下では、価格規制が適用されていない銘柄について空売り注文を発注する際、価格規制の有無については、特に明示しなくても構わないでしょうか。

（答）

東証に対して空売り注文を発注する際は、法令に基づく価格規制適用の有無にかかわらず、これまでどおり、空売りである旨の明示に加えて、価格規制ありか否かの別を付して発注していただく必要があります。すなわち、東証市場における**“価格規制あり”**の空売りの注文とは、「発注時点で実際に価格規制が適用されているか否かを問わず、仮に価格規制が適用されていれば、その規制対象となる空売り」の注文を意味するものです。一方、**“価格規制なし”**の空売り注文とは、同じく、「本来価格規制の対象とならない空売り」の注文を意味します。

これは、空売り規制違反の未然防止の観点から取引参加者に対して求めているものであり、自己注文であれ委託注文であれ、価格規制未適用期間であるからといって、価格規制ありの空売りとして東証に発注すべき注文について、実売り（空売りでない売付け）や価格規制なしの空売りとして発注することはできません。

取引参加者にあっては、このような取引所の規則を踏まえて、空売り注文の適切な売買管理を行う必要があることにご留意ください。また、適切に空売り注文が発注されていなかったことが判明した場合には、東証に対して、速やかに「空売り・信用取引・自己委託区分訂正申告書」の提出等による訂正処理を行ってください。

【関係法令等】

金融商品取引法第 162 条第 1 項第 1 号
金融商品取引法施行令第 26 条の 2、第 26 条の 3 及び第 26 条の 4
有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第 11 条及び第 15 条
東証 業務規程第 14 条第 1 項第 2 号
東証 呼値に関する規則第 8 条

【参考】

東証/取引参加者通知「空売り規制の総合的な見直しに係る東証の対応について」
（東証株総第 145 号　平成 25 年 5 月 17 日）

空売り規制の該当の有無

（問 4－2）A 銘柄を所有している顧客が、1,000 株の売付（引成/ひけなり）注文を発注、その後、別の顧客が同一銘柄について 1,000 株の買付（引成）注文を発注してきました。しかし、この後顧客からいずれの注文も取り消す旨の連絡がありましたが、扱い者が引け際で忙しく、取消しを行うのを失念し、いずれも約定が成立してしまいました。

この結果、当該約定を自己勘定に振り替えましたが、自己に保有株式がない場合、同時に買付け、売付けが約定していても、この売付けは空売りに該当するのでしょうか。

（答）

株式を保有していない状況での売付けであり、空売りとなります。

また、当該注文については、委託の実売り注文として執行されてしまっているため、東証に対し、「空売り・信用取引・自己委託区分訂正申告書」の提出を適切に行ってください。

なお、誤って執行した買付注文の方についても、自己・委託区分訂正の処理を合わせて行ってください。

【関係法令等】

金融商品取引法施行令第 26 条の 3 及び第 26 条の 4
有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第 11 条及び 15 条
東証 業務規程第 14 条第 1 項第 2 号
東証 呼値に関する規則第 8 条

（問 4－3）顧客から、当該顧客が過去に買付け、当社に預託している数量に相当する株式の売付注文を受託しましたが、その決済については、当該預託している株式ではなく証券金融会社の一般貸株により調達した株式により決済を行う旨の指示がありました。この場合は、空売りになりますか。

（答）

売付けの時点において当該売付け相当の株式を有しているものの、借り入れた株式により決済を行う場合は空売りに当たると判断されます。この場合、決済措置の確認記録を作成（顧客の氏名、確認年月日、決済措置としての調達先である証券金融会社からの借株で決済することなどを記録）し、保存（7 年間）しておく必要があります。

一方、仮に預託されている株式により決済が行われるなら、空売りには当たらないと判断されます。

なお、証券会社が自己売買で行っているいわゆる「**中抜き**」と呼ばれる売買手法等については、［問 4－16］を参照して下さい。

【関係法令等】

金融商品取引法第 162 条第 1 項第 1 号
金融商品取引法施行令第 26 条の 2 及び第 26 条の 2 の 2
金融商品取引業等に関する内閣府令第 157 条第 1 項第 3 号の 2 及び第 158 条の 2

信用取引の買建てを現引きした場合の空売り規制の該当の有無

（問 4－4）信用取引の買建てのある顧客が現物の売付けを行い、その後に当該信用取引の買建て分を現引きし、当該売付けの決済を行いました。この場合、空売りになりますか。

（答）

信用取引の買建てがあり、現物を売り付けた当日中に当該買建て分を現引きし、当該現引きした株式により当該売付けの決済を行う場合は、空売りにならないと考えられます。

この場合において、当該顧客が売付けの指示をしてきた際に、買建てしている株式のほかに当該顧客から株式の預託を受けていないときには、当該買建て分を現引きして当該現物売付けの決済に充てる旨を、当該顧客に対し必ず確認しておく必要があります。

【関係法令等】

金融商品取引業等に関する内閣府令第 117 条第 1 項第 24 号の 5、第 157 条第 1 項第 3 号の 4 及び第 158 条の 4

［空売り関係 5］

注文の一部が空売りの場合の明示方法

（問 4－5）A 銘柄について保有株式 5,000 株と証券金融会社の一般貸株による調達株式 1,000 株を有している顧客から、9 時 30 分に 1,000 株、10 時に 5,000 株の売付注文があり、10 時に出された 5,000 株の注文が先に約定し、その後 9 時 30 分に出された 1,000 株が約定した場合、空売りとなるのはどの売付注文でしょうか。

また、9 時 30 分に出された売付注文 1,000 株が空売りでないとすれば 10 時に出された 5,000 株の売付注文のうち 1,000 株が空売りとなりますが、この場合の発注時の空売りの明示はどのようにすればよいのでしょうか。

（答）

空売り明示にあたっては、まず、発注時点で当該銘柄を保有しているか否かで考え、また、実売り（空売りでない売付け）として発注されていて未約定であっても保有分から差し引きますので、先に発注した 1,000 株を空売りとして売り付けるのでなければ、後で注文した 5,000 株のうち 1,000 株が空売りとなります。

このように一度に発注される注文の中に空売り注文と実売り注文が混在している場合、基本的には空売りと実売りを分けて発注すればよいわけですが、繁忙等のためまとめて発注する場合は、売買システム上 5,000 株全部を空売りとして発注せざるを得ません。この場合に、意図的に 5,000 株全部について空売りの明示をせずに発注し、後で 1,000 株を空売りとして訂正することは空売りの明示確認義務違反になります。すなわち、空売りということが分かっていながらその明示をしないで発注することは認められません。

（問 4－6）市場間の裁定取引において、売りが先行した場合は空売りになりますか。

（答）

株式を保有していない場合は空売りとなります。

価格規制については、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第 9 条の 3 第 1 項第 36 号及び第 15 条により適用除外となりますので、「価格規制なしの空売り」として区分発注することになります。

【関係法令等】

有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第 9 条の 3 第 1 項第 36 号及び第 15 条

［空売り関係 7］

有価証券を有しているか否か判然としない場合の空売りへの該当

（問 4－7）海外顧客から売付注文の発注がありましたが、当該売付けに係る有価証券の当社への預託がないことから、当該顧客に確認したところ有価証券を有しているかどうか判然としません。この場合、空売りになると思いますが、いかがでしょうか。

（答）

顧客から売付注文を受け、それを実売り注文として受託執行する場合に、有価証券の預託を受けていないときには、まず「有価証券の管理方法」を確認し記録する必要があります。本事例のように、顧客への確認の結果、有価証券を有しているかどうか判然としない場合には、空売りとなります。

なお、空売りとして執行する場合には、「決済措置の確認」が必要となります。

【関係法令等】

金融商品取引法施行令第 26 条の 2 及び第 26 条の 2 の 2

金融商品取引業等に関する内閣府令第 117 条第 1 項第 24 号の 5、第 157 条第 1 項第 3 号の 2～第 3 号の 4 及び第 158 条の 2～第 158 条の 4

過誤訂正を行った場合の空売り規制の該当の有無

（問 4－8）顧客から買付注文を受託しましたが、売買担当者が発注を失念してしまいました。受託したときに発注していれば注文どおりに約定していたことから、自己売り・委託買いの過誤訂正を東証に対して申請しようと思いますが、自己勘定にて当該銘柄を保有していません。この場合、空売りになるでしょうか。

（答）

取引所金融商品市場における売買のうち、当該市場を開設する金融商品取引所の業務規程で定める売買立会によらない売買による空売りを行う取引は、法令において空売り明示確認義務の適用除外になっています。

東証の業務規程第 41 条に定める過誤訂正等のための売買は、「業務規程で定める売買立会によらない売買」に該当しますので、空売り明示の適用除外となります。

なお、「業務規程で定める売買立会によらない売買」には、ToSTNeT における売買も含まれます。

【関係法令等】

有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第 9 条の 3 第 1 項第 8 号及び第 11 条（第 1 項）

［空売り関係 9］

過誤訂正によるリスク回避の売付けの空売り規制該当の有無

（問 4－9）顧客から寄付きでの売付注文を受託しましたが、売買担当者が発注を失念してしまいました。受託したときに発注していれば寄付時に注文どおり約定していたことから、「自己買い・委託売り」の過誤訂正を申請しますが、申請前にリスク回避のため当該銘柄を売り付けようと思います。この時点で自己は当該銘柄を保有していませんが、この場合、空売りになりますか。

（答）

空売りか否かという点では、売り付ける時点で過誤訂正が承認されるかどうかは不明であり有価証券を有しているとは見なせないため、空売りと判断されます。

なお、訂正申請そのものが認められないことも懸念され、その後の処理の前提も変わりうることから、慎重に対応してください。

［空売り関係 10］

注文執行ミスの場合の空売りの適用の有無

（問 4－10）顧客 A の売付注文を誤って、顧客 B の売付注文として注文伝票を作成し、そのまま執行してしまったため、当日中に本来の顧客 A の約定に訂正しました。顧客 B は当該有価証券を保有していないとのことですが、この場合、空売りになりますか。

（答）

当該注文はもともと顧客 B の注文ではありませんので、空売りにはなりません。

［空売り関係 11］

委託を自己に振り替えた場合の当初の売付け時点における有価証券の保有者

（問 4－11）顧客から A 銘柄・1,000 株の売付注文がありましたが、売買担当者が誤って 1 万株で発注していたことが約定成立後に分かりました。そのため、9,000 株を自己勘定に振り替えましたが、当該顧客が売付け時点において当該銘柄を 2 万株所有していましたので自己に振り替えたものについても空売りに　ならないと判断し、「空売り・信用取引・自己委託区分訂正申告書」は提出していません。この考え方でよいのでしょうか。

なお、売付け時点で当該銘柄について自己の保有はありませんでした。

（答）

売り買い相違、銘柄相違あるいは過大売り等の事務処理ミスにより自己勘定に振り替えた売付けについて、当初の売付け時点において有価証券を有しているか否かは顧客が有しているか否かではなく、自己が有しているか否かで判断することになります。

したがって、自己の売付けとなった 9,000 株は、空売りに該当し、「空売り・信用取引・自己委託区分訂正申告書」を提出する必要があります。

【参考】

事務処理ミスのため委託を自己に振り替えた売付けについて貸借取引につないだケースについては、［問 4－12］を参照してください。

委託注文を自己に振り替え事後に証券金融会社につないだ場合の対応

（問 4－12）顧客の現金買い注文を誤って売り注文で発注してしまいました。約定成立後に発注ミスに気づき、この売付けを自己の信用取引に振り替えるとともに、証券金融会社に借株の手続きをしました。当初の売付時点では有価証券を保有しておらず、また、信用取引にもなっていませんでしたが、このように事後的に証券金融会社につないだ場合はどのように対応すればよいのでしょうか。

（答）

貸借取引につないだ自己の売付けは、空売りの明示義務並びに価格規制の適用があり、注文発注時に信用取引の新規売りである旨を明らかにすることによって空売り明示義務を果たすことになります。したがって、顧客の注文を間違えて執行したため、これを自己に振り替えた場合において、売付時点において有価証券を有していなかったことから事後的に貸借取引につなぐこととした場合、当該売付けについては、「空売り・信用取引・自己委託区分訂正申告書」により訂正の申告が必要です。

なお、このような場合において、結果的に当該空売り（信用売りを含む）が価格規制に抵触することもありますが、これに関する金融庁の見解が下記【参考】のとおり示されています。

【関係法令等】

金融商品取引法施行令第 26 条の 3 及び第 26 条の 4

有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第 11 条及び第 15 条

【参 考】

「有価証券の空売りに関する内閣府令の一部を改正する内閣府令（案）の概要に対するパブリックコメントの結果について」（平成 14 年 9 月 13 日）・・・

注文執行に係る過誤によって結果的に空売りとなり価格ルールに抵触した売付けについては、適用除外とすることはできませんが、一般的には可罰的違法性は乏しいものと考えられます。ただし、この場合の注文執行に係る過誤による売付けと認められるには、過誤であることが十分立証され得るものであって、適正な方法によりその訂正処理が行われたものであることが前提となります。なお、当然のことながら、注文執行に係る過誤がおこらないよう、十分な未然防止体制の整備が必要です。

［空売り関係 13］

自己注文を発注ミスし事後に証券金融会社につないだ場合の対応

（問 4－13）自己が保有する A 銘柄 5,000 株を売却する際、5 万株で発注してしまいました。約定成立後に発注ミスに気づき、証券金融会社に借株の手続きを行いました。

当初の売付け時点では有価証券を有していませんでしたが、このように事後的にでも証券金融会社につないだ場合には、価格規制のない空売りになるのでしょうか。

（答）

保有している株数以上の売付けを行うなど自己注文を間違って発注し、売付け時点において有価証券を有していなかったことから、事後的に貸借取引につなぐこととした場合については、事務処理ミスのため委託を自己に振り替えた売付けについて貸借取引につないだケースと同様ですので、［問 4－12］を参照してください。

［空売り関係 14］

委託の誤約定を事故処理分別口座で処理した場合の売付け時点における有価証券の保有者

（問 4－14）A 柄を 1 万株保有している顧客から、1,000 株の売付注文がありましたが、売買担当者が誤って 1 万株で発注していたことが約定成立後に分かりました。そのため、9,000 株を顧客の「事故処理分別口座」の売付けとしました。

当該顧客が売付け時点において当該銘柄を 1 万株所有していましたので「事故処理分別口座」の 9,000 株についても空売りにならないと思いますが、この　考え方でよいのでしょうか。なお、売付け時点で当該銘柄について自己の保有はありませんでした。

（答）

売り買い相違、銘柄相違あるいは過大売り等の事務処理ミスにより自己に振り替えた売付けについて、空売りかどうかは顧客が有価証券を有しているか否かではなく、自己が有しているか否かで判断することになりますが（問 4－11 参照）、自己に振替えるのではなく「事故処理分別口座」の売付けとする場合でも自己が有しているか否かで判断することになります。

これは、「事故処理分別口座」の売付けは、執行ミス等に起因する顧客の売付けとして処理されていますが、この売付けは顧客へ帰属させることができないものですから、仮に、当該顧客が保有する株式があったとしてもこれを受渡し決済に使用することはできず、自己が当該銘柄を保有していなければ、自己が手当てした借株で決済することになります。結局、借株による売付けということで当該 9,000 株は自己の空売りとなります。

なお、保護預りをしているＢ銘柄 1,000 株の顧客の売付注文について　発注失念があった場合に、事故処理のため「事故処理分別口座」において当該 1,000 株の売付注文を執行するときは、自らの口座に B 銘柄 1,000 株を有している顧客の同意を得て顧客に帰属させるための注文を発注するものであることから、同口座での当該売付注文は空売りにはなりません。

［空売り関係 15］

複数のディーラーがいる場合の空売りの判断

（問 4－15）複数のディーラーでディーリングを行っている場合に、空売りか否かの判断はディーラー毎で行ってよいのでしょうか。

例えば、A、B2 名のディーラーがいて保有残高がない場合に、同一銘柄を、A は 9 時に 1,000 株を買い付け、10 時に 1,000 株売却し、一方 B は 9 時 30 分に 1,000 株売却した場合、A が行った 10 時の売却と B が行った 9 時 30 分の売却のどちらが空売りに該当することになるのですか。

（答）

ディーラー間で常時連絡を取り合い玉の入繰りを行っている場合と、ディーラー個々が融通しあうことなく独立してポジションを管理しディーリングを行って いる場合で考え方が異なります。すなわち、前者の場合であれば A が買い付けた 1,000 株を B が売却したことになり、A の 10 時の売却が空売りに該当することになりますが、後者の場合ですとディーラー毎に判断できることから A の売却は空売りに該当せず、B の 9 時 30 分の売却が空売りに該当します。

ただし、後者のようにディーラー毎に判断する場合は、ディーラー個々が独立してポジション管理を行っていることが客観的に証明できることが条件となります。すなわち、ディーリングマニュアル等が整備されており、そこでディーラー毎に個別に管理されている旨が明記されていることなどが必要です。

なお、ポジションの管理方法については、首尾一貫した対応が求められます。

［空売り関係 16］

いわゆる「中抜き」取引に係る空売り該当の有無

（問 4－16）自己の売買において、A 銘柄 1 万株の信用新規売りを行い、同日中に現物で 1 万株買い付けました。翌日に現渡しをする予定でしたが、翌日になって下落局面となったことから現渡しをやめ、前日に買付け 1 万株があるということで 1 万株を売り付けました。

この 1 万株の売付けは空売りになるのでしょうか。

また、翌日の 1 万株の売付け後、1 万株の買付け及び売付けを行った場合はどうでしょうか。

（答）翌日に売り付ける 1 万株を、前日に買付けた 1 万株で決済する当該売付けについては、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第 9 条の 3 第 1 項第 6 号及び第 11 条により、空売り明示確認義務の適用除外となります。

ただし、金融商品取引業者の自己取引においては、一連の取引の中でポジションがロングでない場合の売付けは空売りに該当することとなります。

したがって、前日に 1 万株を買い付けているものの、信用新規売りを 1 万株行っており、翌日はポジションがロングでないため、売買を繰り返し行うことを前提として、翌日に前日の買付け分の 1 万株を売り付けた後、同日中に買付け及び売付けを行う場合には、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第 9 条の 3 第 1 項第 6 号に規定する取引には　該当せず空売りとなります。

こうしたことから、最初の売付けを前日の買付け分で決済するとすれば当該売付けは空売りの適用除外に、2 回目の 1 万株の売付けは空売りになります。これとは逆に、2 回目の売付けを前日の買付け分で決済するということで当該売付けを空売りの適用除外とする場合は、最初の売付けが空売りとなります。

【関係法令等】

有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第 9 条の 3 第 1 項第 6 号及び第 11 条

【参考】

取引参加者通知

資料 4：有価証券の空売りに関する内閣府令の改正について（東証株総第 134 号 平成 14 年 9 月 13 日）

［空売り関係 17］

同一銘柄の自己の信用売りと現渡しを
同一日に行うこととなった場合の対応

（問 4－17）自己の信用売りを行い、同日に、以前行った同一銘柄の信用売りの現渡しを証券金融会社に行おうとした場合や、自己の信用売りを当日中に買い戻した場合には、制度上、当日行った信用売りについて証券金融会社に貸株を申し込むことはできません。この場合、信用売りではなくなったということで、「空売り・信用取引・自己委託区分訂正申告書」により訂正する必要はあるのでしょうか。

（答）

自己の信用売りを行い、当日中に当該取引を結了するため買戻しを行う場合には証券金融会社に貸株を申し込むことはできません。同様に、当日の自己の信用売りと以前行った自己の信用売りの現渡しを同一日に証券金融会社に申し込むことは制度上できませんが、このような場合について、「空売り・信用取引・自己委託区分訂正申告書」による訂正は不要です。

また、以前行った自己の信用売りの期日到来による、いわゆる「乗換え」の場合も同様の考え方となります。

なお、自己の信用売りは価格規制の適用のある空売りです。

［空売り関係 18］

自己の信用売りに関する決済措置の有無の判断

（問 4－18）自己の信用売りを行い、当日中に買い戻した場合には、証券金融会社に貸株を申し込むことはできません。このような場合も、証券金融会社からの貸付けを前提に空売り規制における決済措置が講じられていると考えることができるでしょうか。

（答）

証券金融会社との間で貸借取引に係る包括的な契約が結ばれていることを前提に、結果として貸付けを受けたか否かにかかわらず、売付け時には決済措置が講じられているものと考えられます。

なお、発注時、証券金融会社により貸借取引に係る貸株申込停止措置が実施されている銘柄については、決済措置が講じられているということはできないものと考えられます。

【参考】

取引参加者通知

資料 11： 自己の信用売り等における信用取引区分の付与について（東証信第 902 号 平成 25 年 9 月 27 日）

［空売り関係 19］

募集又は売出しに係る申込株式を売付けた場合の空売り規制の該当の有無

（問 4－19）A 銘柄の募集又は売出しにおいて、法定の申込期間にて申込みを行い、その手続きが完了して当該株式を取得することとなる顧客が、受渡期日の 3 日前に売付けを行いました。決済日には募集又は売出し株式によって受渡しが行われるわけですが、この売付けは空売りの適用除外になるでしょうか。

（答）

募集又は売出しに係る法定の申込期間において、所要の申込手続きを済ませ、当該売付けの対象となっている株式を取得することとなる場合、すなわち、当該申込みに対して取得することとなる株式の数量が確定したならば、当該株式が顧客の口座に記録される日前の売付けは、空売り明示確認義務の適用除外になります。

また、交換社債券の交換請求や株式分割・合併等による新株の割当等により、取得することとなる対象株式の数量が確定している場合に当該株式を実際に取得するまでの間に行うつなぎ売りについても同様です。この場合に、交換請求等によって取得した株式をもって決済を行わなくても、明示確認義務の適用除外になります。

なお、当該適用除外取引として執行するにあたっては、「有価証券の管理方法」を確認し記録する必要があります。

【関係法令等】

有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第 9 条の 3 第 1 項第 13 号等及び第 11 条

金融商品取引業等に関する内閣府令第 117 条第 1 項第 24 号の 5、第 157 条第 1 項第 3 号の 4 及び第 158 条の 4

【参考】

取引参加者通知

資料 5:信用取引等による売付けへの価格規制の適用に係る留意点等について（東証信第 526 号 平成 14 年 9 月 12 日）… 「２．制度信用取引に係る権利処理により取得した権利に係るヘッジ取引及びつなぎ売り」

他社で転換請求を行っている場合の売付け受託時の確認

（問 4－20）顧客が、他社を通じて新株予約権付社債の転換請求等をした場合、それらの取引を自社で確認することは不可能ですが、こうした顧客からつなぎ売り等である旨の申し出があった場合は、空売り明示確認義務の適用除外取引として取り扱ってもよいでしょうか。

（答）

顧客が他社を通じて空売り明示確認義務の適用除外の要件を満たしている場合は、当該顧客からその旨の申し出があれば、同様に適用除外取引として取り扱っても差し支えありません。

ただし、当該申し出の内容については、「有価証券の管理の方法」を確認し記録しておく必要があります。

【関係法令等】

有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第 9 条の 3 第 1 項第 9 号及び第 11 条

金融商品取引業等に関する内閣府令第 117 条第 1 項第 24 号の 5、第 157 条第 1 項第 3 号の 4 及び第 158 条の 4

［空売り関係 21］

外国市場で買い付けている場合の空売り該当の有無

（問 4－21）有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第 9 条の 3 第 1 項第 6 号に規定されている、「買い付けた有価証券（取引所金融商品市場においてする空売りの委託又は委託の取次ぎの申込みをする者と通じて当該空売りの受託又は委託の取次ぎの引受けに代えて買い付けた当該空売りに係るものを除く。）であってその決済を結了していない有価証券の売付けを行う取引のうち、当該買い付けた有価証券により当該売付けの決済を行う取引」は空売り明示確認義務の適用除外取引となっていますが、外国の市場で買い付けている場合も適用除外になるのでしょうか。

（答）

当該買い付けた有価証券によって決済を行うことができれば、国内であろうと国外であろうと市場は問いません。

【関係法令等】

有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第 9 条の 3 第 1 項第 6 号及び第 11 条

被フェイルとなった場合における空売りの判断

（問 4－22）顧客の買い付けた株式の決済日が昨日でしたが、被フェイルとなってしまいました。本日株価が急上昇したことから、当該顧客は、この買い付けた株式を売却したいと言っています。これを売り付ける場合は、空売りとなりますか。

（答）

空売り明示確認義務の適用除外取引として売り付けることができます。

有価証券の取引等の規制に関する内閣府令の第 9 条の 3 第 1 項第 6 号及び第 11 条において、買い付けた有価証券の決済日前の売却については、空売り明示確認義務の適用除外取引として規定されています。上記のケースは、決済日にフェイルを受けた結果、有価証券を所有せずに当該有価証券を売り付けることになりますが、同号の「決済を決了していない有価証券の売付け」に該当すると考えられ、空売り明示確認義務の適用除外となります。

【関係法令等】

有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第 9 条の 3 第 1 項第 6 号及び第 11 条

ザラバ中の空売り分割発注

（問 4－23）ザラバ中、株価の下降局面にある銘柄について、個人顧客から信用取引の新規売付注文を 1 万株（100 売買単位）受注しましたが、顧客の指示に基づき 5 千株（50 売買単位）ずつ 2 回に分割して発注する場合は、それぞれが空売り価格規制の適用除外の対象になるのでしょうか。

（答）

空売りの価格規制の適用除外の対象になるかどうかは、客観的な売買状況とともに、顧客の個々の発注における投資判断（意図）も併せて考慮する必要があります。

適格機関投資家に該当しない個人投資家等が信用取引の新規売付けを行う場合、売付けの数量が 50 売買単位以下であり、当該注文が顧客の個々の投資判断に基づいているならば、1 回の注文で指示した数量毎に空売り価格規制の適用除外の対象となります。

本件のようなケースでは、2 回に分割することについての顧客の意図や指示の内容にもよりますが、空売り価格規制を回避するために、形式的に 50 売買単位以下に分割して発注する場合は、たとえ注文が分かれて発注されていても空売りの価格規制上は別の注文と見ることはできず、実質的に一つの注文として、すなわち「100 売買単位」の空売り注文であると判断されます。

したがって、各 50 売買単位の注文は、空売り価格規制の適用対象になるものと判断されます。

（注１）同一の投資者が、家族名義や自らが経営する法人名義の口座など異名義での複数の口座を利用して、空売りの価格規制を回避するために、分割して空売り注文を発注する場合も、価格規制の潜脱行為に該当するおそれがあります。これは、同一の金融商品取引業者に委託した場合であっても、あるいは、異なる金融商品取引業者に委託した場合にあっても同様です。

（注２）空売り規制違反に抵触する注文を受託執行（対面、非対面を問わず）した場合、法令上は、当該投資者のみならず、当該注文を取り次いだ金融商品取引業者も空売り規制違反に問われることになります。したがって、取引参加者においては、空売り規制に反する注文の取次ぎ等を防止する適切な管理態勢の整備が必要です。

【関係法令等】

金融商品取引法第 162 条第 1 項第 1 号
金融商品取引法施行令第 26 条の 2、第 26 条の 3 及び第 26 条の 4
有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第 15 条第 1 項第 2 号

（問 4－24）個人顧客からの信用取引の新規売付注文を寄付前に 5 千株（50 売買単位）受注し、その後、寄付前において同じ銘柄をさらに 5 千株（50 売買単位）を受注し、その結果、発注された注文が同時注文として 1 万株（100 売買単位）の注文として執行され約定しました。このような場合、それぞれが 50 売買単位以下の別の注文として空売り価格規制の適用除外の対象になるのでしょうか。

（答）

寄付前において発注のタイミングは離れていたとしても、寄付前の注文として蓄積され一体的な売付注文として処理されることは、取引制度上あらかじめ明らかでありますので、空売り価格規制の適用除外の対象とはならず、同規制の潜脱行為に該当すると判断するのが適当と考えられます。

そのため、顧客に対しては、当該 2 回にわたる発注行為とその執行・約定は空売りの価格規制を回避するための売付け行為とみなされ、同規制の適用除外には該当せず法令諸規則に抵触する旨を十分に周知しておく必要があります。また、潜脱行為の有無については、日常の売買審査等を通じて継続的にチェック（※過去の不備事例を勘案しますと、発注ベースの管理のみならず、約定結果を踏まえた管理も必要です。）し、取引参加者として、空売り規制違反の未然防止に努める必要があります。

潜脱行為の有無についての判断に際しては、外形的な判断に終始することなく、取引の実態を踏まえた実質的な判断にて行い、不適切な行為が認められれば、当該顧客に対し改めて空売り規制に係る説明を行うとともに、社内ルールに基づく注意喚起等の措置についても適時適切に行うことが肝要です。

【関係法令等】

金融商品取引法第 162 条第 1 項第 1 号
金融商品取引法施行令第 26 条の 2、第 26 条の 3 及び第 26 条の 4
有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第 15 条第 1 項第 2 号

［空売り関係 25］

売付けの取次ぎ受託時の確認

（問 4－25）海外現地法人や他の金融商品取引業者から委託の信用新規売付注文の取次ぎを受託した場合において、その最終顧客が個人投資家等であるときは、売買単位の 50 倍以内の注文であれば価格規制は適用されないとの理解でよいでしょうか。

（答）

海外現地法人等からの取次ぎを受託する場合は、その旨の申し出があれば、価格規制の適用除外として取り扱っても差し支えありません。

なお、社内管理上、当該申し出の内容を記録しておく必要があります。

［空売り関係 26］

裁定取引の売り買い発注等のタイミング

（問 4－26）裁定取引において、売り買いの発注や約定の時間差は認められますか。また、流動性を見ながら分割して売付けを行うことも認められますか。

（答）

裁定取引は売り買いの注文を同時に、又は売り買いの注文の一方が約定したら直ちに他の一方の注文を出すことが原則ですが、発注のための入力等に要する時間差や流動性を見ながら分割して売付けを行うことも通常の範囲であれば許容されます。

ただし、そもそも、執行できないような大量のものは裁定取引として行われないはずであり、個別のケースごとに判断する必要があります。

なお、裁定売りの対象となる買付けが一部未約定等の場合には、事後においても不足分をカバーしておくことにより価格規制の適用除外となる要件を充足することとなります。

（問 4－27）以下の売付けは、価格制限の適用除外になるでしょうか。

(1) 株価指数先物取引の買建てと現物株式のバスケット売りの裁定ポジションがある状態で、株価指数の構成銘柄の入替えが行われた場合、又は構成銘柄の時価総額の変動により指数との連動性が低下した場合に、連動性を維持するために行うリバランスのための空売り

(2) 合併会社Ａ社株式と被合併会社Ｂ社株式の裁定取引に関して、① 前日より A 社株式を保有している状況において合併比率の範囲内で数回に分けて B 社株式を売却する行為、② A 社株式に指値で買い注文を発注し、当該買い注文が約定するごとに合併比率の範囲内で B 社株式を売却する行為

(3)「割高と判断される特定の銘柄の株式を売り、割安と判断される特定の銘柄の株式を買う」といった手法による裁定取引での空売り

(答)

（１）株価指数との連動性を維持するために行われるリバランスの売買は裁定取引の一部であると考えられるため、価格規制の適用除外に該当します。また、買建て株価指数先物のヘッジとしての現物株式バスケットの売りポジションのリバランスについても同様に価格規制の適用除外に該当します。

（２）有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第 9 条の 3 第 1 項第 34 号及び第 15 条により価格規制の適用除外として規定されている取引形態としては、合併会社株式の買付けを新規に行うとともに、その買付け価額の範囲内で被合併会社株式の売付けを行う取引であることから、①のように、前日より合併会社株式を保有している状況において行う被合併会社株式の売付けは裁定取引には該当せず、価格規制の適用除外とはなりません。

また、②の例は、裁定取引として行われる売買であることを前提とすれば、価格規制の適用除外となります。

（３）本件のような取引は、法令（有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第 9 条の 3 など）にて価格規制の適用除外取引として列挙されているものには該当しないため、価格規制の適用を受けることになります。なお、平成 14 年当時の法令改正時のパブリックコメントでは、当該取引に関し、銘柄の間に理論的な関係がなく、具体的にどの取引がこれに該当するのか客観的に判断することもできないことから、価格規制の適用除外とすることはできない旨、言及があります。

【関係法令等】

有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第9条の3第1項及び第15条

（問 4－28）以下の売付けは、価格規制の適用除外取引に該当するのでしょうか。

(1) 新株予約権付社債券の募集に応じている場合、当該新株予約権付社債券の価格変動に伴う危険を減少させるため、転換に伴い取得することとなる株数の範囲内で行う対象株式の売付け

(2) 株価指数のある時点（大引け等）での数値をベンチマークとした顧客からの指数先物取引の売付けに対して金融商品取引業者が買い向かう場合、金融商品取引業者が当該取引のためのヘッジを目的として、あらかじめ行う株式の売付け

(3) 新株予約権付社債券のヘッジのために行った原株の信用売りポジションについて、信用取引の期日が接近してきたことから、期日到来前に当該株式の反対売買を行い、その後に行う同数量の信用新規売り

(4) 新株予約権付社債券の転換価格が 1,000 円から 800 円に変更になる場合、変更日以前における、新しい転換価格の適用日以降の受渡しに係る、新しい転換価格を基準として上限を設定した売付け

(5) 顧客からの株価指数に連動しないバスケット取引の買付注文に対し、立会外において自己で空売りを行った後、この空売りによるショートポジションをヘッジするために、株価指数先物を買い建てた場合、当該買方株価指数先物のオーバーヘッジに係る価格変動リスクを減少させるため、当初のショートポジションと合わせて株価指数の変動に近似するよう追加的に行う銘柄の異なる複数の株式の売付け

(6) 引値ギャランティー及び引値ターゲット取引に係る事前ヘッジのための空売り、あるいは、有価証券店頭デリバティブ取引に係るヘッジのための空売り

(答)

(1) 新株予約権付社債券の募集に応じており、それにより当該新株予約権付社債券を取得することが確定している場合には、当該新株予約権付社債券が手元に届く以前であっても、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第 9 条の 3 第 1 項第 21 号及び第 15 条に基づき、権利行使により取得することとなる株式の数量の範囲内で行う当該株式と同一の銘柄の株式の売付けは価格規制の適用除外となります。

（2）有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第 9 条の 3 第 1 項第 23 号及び第 15 条に基づき、価格変動リスクを回避するために、買方株価指数先物取引等の取引

契約残高の範囲内で行う現物株式の売付けであれば価格規制の適用除外となりますが、あらかじめ行う株式の売付け（事前ヘッジ）は同号に該当せず、価格規制の適用除外にはなりません。

(3) 転換請求により取得することとなる株数の範囲内で行われるものであれば、価格規制の適用除外取引となりますが、単に信用売りの期日到来に伴う乗換えのための信用新規売りは、価格規制の適用除外には該当しません。

(4) 価格規制の適用除外となるヘッジ売りの数量は「転換して得られる株券の数量の範囲内」であり、本件のケースでは、転換価格の変更日以降の受渡しに係る売付けからは800円を基準とすることも可能です。

(5) 追加的に行われる銘柄の異なる複数の株式が、当初のショートポジションも含めて当該買方株価指数先物取引に係る株価指数の変動に近似するよう選定され、かつ、当該買方株価指数先物取引契約残高の範囲内で売付けを行うものであれば、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第9条の3第1項第23号及び第15条に基づき価格規制の適用除外となります。

(6) 本件のような取引は、いずれも法令（有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第9条の3など）にて価格規制の適用除外取引として列挙されているものには該当しないため、価格規制の適用を受けることになります。なお、平成14年当時の法令改正時のパブリックコメントでは、当該取引に関し、前者については、引けにかけて相場操縦的な行為が行われる可能性があるため、また、後者の店頭デリバティブ取引については、「① 顧客と金融商品取引業者との間で具体的な　内容が決せられるオーダーメイドのものであり、どのような内容の取引とすることも可能であり、しかも、② その取引内容が一般に明らかにされていない。」といったことから、価格規制の適用除外とすることはできない旨、言及があります。

【関係法令等】

有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第9条の3第1項及び第15条

［空売り関係 29］

VWAP 取引に係る空売り規制の該当の有無

（問 4－29）寄付前に、当日の VWAP（売買高加重平均価格）によって、当日の立会い終了後の立会外取引（ToSTNeT）において執行するという条件の売付注文を受けました。そこで、価格変動リスクを回避するためにオークション市場で当該銘柄の自己の売付けを行いました。自己は当該銘柄を保有していませんが、空売りになりますか。

また、この売付けは法令に規定するフロントランニング規制に違反しますか。

（答）

市場での当該売付けは、それが顧客の売付けに対する自己の買付けのリスク回避のためとはいえ、自己の売付けに他なりませんので、株券を有していなければ空売りであり、発注に際し、空売りの明示が必要です。ただし、このようないわゆる VWAP ギャランティー取引の事前のヘッジ売りや VWAP ターゲット取引に応じるための売付けについては、終日 VWAP、前場 VWAP、後場 VWAP に限り（時間 VWAP は除く）、あらかじめ設定されたプログラムに従い売付けの注文が行われることとなっていることに加え、特別の勘定により管理されていることを条件として、価格規制の適用除外となっています。

「**あらかじめ設定されたプログラムに従い売付けの注文が行われることとなっていること**」とは、システムを構築し当該システムによって注文の発注が行われることをいいますが、市場の動向に応じて発注者が補正を行うなどの一定の裁量は認められるものと考えられます。また「**特別の勘定により管理されていること**」とは、他の取引と区別して収益管理又はリスク管理を行っており、事後的に検証が可能な状態であることをいいます。

なお、本件のような当日の VWAP 条件による立会外での顧客の売付け注文は、その価格が将来にわたって決まるものであり注文受注時にはわからないことから、当該ケースにおける市場での売付け行為はフロントランニング規制には違反しないと判断して差し支えないと考えられます。

【関係法令等】

有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第 9 条の 3 第 1 項第 19 号及び第 15 条

金融商品取引業等に関する内閣府令第 117 条第 1 項第 10 号

［空売り関係 30］

空売りの価格規制適用除外取引への該当性について

（非会員とのいわゆる VWAP 一本値返し取引に係る先行売付け）

（問 4－30）取引参加者証券会社が顧客から立会い終了後における立会外取引等による VWAP ギャランティー取引や VWAP ターゲット取引のいわゆる一本値返し取引を受け、オークション市場においてヘッジ等のために自己で先行売りする場合には、価格規制の適用除外取引となりますが、取引所非会員証券会社がその顧客との間でこれらの一本値返し取引を行う場合に、当該非会員から注文を受けた取引参加者がそのヘッジを目的として先行売りする場合も　同様に価格　規制の適用除外になると思いますが、いかがでしょうか。

（答）

非会員証券会社が、これら VWAP 一本値返し取引における顧客の実売り注文に自己の勘定で買い向かい、これをさらに取引参加者証券会社を相手方として VWAP での自己の売付けを行う取引の場合には、価格規制の適用除外とはなりません。金融商品取引所の会員等が顧客から直接それらの一本値返し取引を受け、オークション　市場において自己で先行売りする場合には、「4－29」のとおり、価格規制の適用除外取引となりますが、これは、顧客の実需を背景とした空売りは顧客の実売りと　同等であるとの観点から適用除外とされているものです。

これに対して、本件のケースでは、取引参加者は自己勘定で買い向かいますが、当該取引参加者にとっての顧客は非会員であり、当該非会員が当該取引参加者に VWAP 一本値返し取引に係る売り注文を発注する時点では、当該非会員は当該売付けに係る株式を有していることにはならず、当該取引参加者証券会社がオークション市場で行うそのヘッジのための先行売りについては、顧客の実需を背景とした売付け（空売り）とはいえないからです。なお、取引参加者の海外関係会社（非会員証券業者）がその顧客から一本値返し取引を受け、当該海外関係会社の勘定で委託としてオークション市場において先行売りを行うような場合も、価格規制の適用除外の対象とはなりません。適用除外となるのは、金融商品取引所の会員等が直接顧客との間で行う場合に限定されます。

（注）本件のような取引スキームにて、例えば取引参加者・甲が別の取引参加者・乙を経由して取引所市場で注文を執行する場合は、甲は「非会員証券会社」に該当し、乙は「取引参加者」に該当します。（※下記 Q&A にあっても同じです。）

【参考】

取引参加者通知

資料6：有価証券の空売りに関する内閣府令に係るQ&Aについて（東証株総第68号 平成15年5月19日）…　「問3　非会員によるＶＷＡＰ売り注文の取次ぎ」

（問 4－31）VWAP 取引に係る以下のケースは、価格規制の適用除外取引に該当するのでしょうか。

(1) 顧客が当初発注していた VWAP 注文の取消し等を申し出た場合、それまで金融商品取引業者が価格規制の適用除外となるように執行してきたヘッジ売り

(2) 単一銘柄の取引かバスケット取引かに限らず、個別銘柄の注文株数が極めて少ない VWAP 注文である場合のヘッジ売り

(3) 顧客からの終日 VWAP での売却注文を買い受けることを約し、ヘッジ目的の空売りを始めたが、途中で注文の数量訂正が行われた場合の数量訂正後に行われるヘッジ売り

(4) 顧客と立会外で VWAP ギャランティー取引を行う際に、顧客のシステム上の都合等により 1 円未満の単位で取引を行うことが不可能であるケースにおいて、例えば VWAP が 100 円 50 銭の場合、100 円 50 銭の 1 つの取引ではなく、101 円と 100 円の 2 本の取引とし、合成した価格が VWAP となるような取引のヘッジのために行う売付け

(5) あらかじめ顧客が金融商品取引業者に対し、売付数量の条件（流動性に応じた売付け数量の制約）や売付価格の条件を付した VWAP 取引に係るヘッジ売り、例えば、終日 VWAP ターゲット取引で、あらかじめ顧客より、ストップ配分が行われた場合には当該ストップ配分を除いた VWAP を取引価格とする条件が付された場合

(6) 顧客からの終日 VWAP ギャランティー又は終日 VWAP ターゲット取引の売りに係るヘッジ売りを行っている中で、別の顧客から同一銘柄の後場 VWAP ギャランティー等の買い注文を受けた場合に、別顧客からの当該買付数量分は対当が可能であり、ヘッジ売りが不要となるが、そうした場合のそれまでに行われたヘッジ売り

（答）

(1) 顧客からの取消し等の申し出があった場合、それまで行われていたヘッジ取引について遡って価格規制が適用されることはありません。ただし、社内管理上は、顧客からの取消し等の申し出について、その内容を記録しておくことや、そもそも安易な取消しには応じないようにするなどの留意が必要です。

(2) VWAP 注文の売付けの株数について特段の規定はないことから、有価証券の取引

等の規制に関する内閣府令第 9 条の 3 第 1 項第 19 号及び第 15 条に規定する適用除外取引として求められている価格要件等を充足するものかどうか、個別の取引内容に応じて、金融商品取引業者が判断する必要があります。

(3) 有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第 9 条の 3 第 1 項第 19 号イ（VWAP ギャランティー取引）の場合は、条文上、顧客の有している（借入れている又は遅滞なく提供できることが明らかでない場合を除く。）株券の数量の範囲内で数量訂正が行われていれば価格規制の適用除外に該当します。

一方、同号ロ（VWAP ターゲット取引）の場合は、数量訂正までに行われたヘッジ売りも含め、VWAP を目標として売付けることが可能なものであれば 価格規制の適用除外に該当すると考えられますが、そうした売付けが不可能な場合には、その後の売付けは価格規制の適用除外とはなりません。なお、その場合でも、それまで行われていたヘッジ取引について遡って価格規制が適用されることはありませんが、顧客からの数量訂正等の申し出について、その内容を記録するなど適切に管理する必要があります。

(4) 顧客側の事情により、立会外で行う実際の取引価格が VWAP ではなくとも、合成した価格が VWAP となる場合については、当該取引に係るヘッジ売りは価格規制の適用除外となります。ただし、当該内容が事後的に検証できるよう、上記の一連の取引内容（当初の VWAP ギャランティー取引の注文、ヘッジ取引、立会外での各取引）を記録しておく必要があります。

(5) VWAP 取引に係る金融商品取引業者のヘッジ売りに対し、一定の条件が付されることは必ずしも排除されているものではありませんが、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第 9 条の 3 第 1 項第 19 号に定める各要件を充足している必要があります。なお、本件のケースは、同規定に定める要件には該当せず、価格規制の適用除外には該当しません。

(6) 有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第 9 条の 3 第 1 項第 19 号では、顧客からの買付数量を超えてヘッジ売りを行うことは認められていませんが、自店内で対当注文が生じるなどヘッジ売りが必要なくなった場合については、それまでに行われた売付けが遡って価格規制の対象となることはありません。なお、その場合でも、ヘッジ売りの必要がなくなったことについて事後的に検証が可能となるように記録を残しておくことが必要です。

【関係法令等】

有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第 9 条の 3 第 1 項第 19 号及び第 15 条

（問 4－32）当社のみで信用取引を行っている個人顧客について、信用売建て株残高が当該銘柄の発行済み株式数の 0.2%以上に達していれば、取引所への空売り残高情報の報告対象となりますか。

（答）

当該報告の対象となる残高数量は、基本的には市場内外を問わず行った空売りの残高から、価格規制の適用除外に該当する取引として行った残高を控除した空売りのポジション残高合計（ただし、その後、当該有価証券又は当該有価証券を所有する権利を取得する必要がある数量に限る。）とされています。

本件のケースでは、個人顧客の信用取引については、個々の売付けにおいて 50 売買単位超の信用新規売りが価格規制の適用対象となりますので、その建株残高分が発行済株式の総数の 0.2%以上で、かつ売買単位数の合計で 50 単位を超えていれば、取引所に報告をしていただく必要があります。

したがって、必ずしも信用取引の建て株残高のすべてが報告対象になるとは限りません。

【関係法令等】

金融商品取引法施行令第 26 条の 5
有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第 15 条の 2 及び第 15 条の 3

5. 高速取引行為関係

［高速取引行為関係 1］
高速取引行為とは

（問 5－1）顧客の取引が高速取引行為に該当するか否かは、どのように判定すればよいでしょうか。

（答）

以下の①～③の全てに該当する場合には、高速取引行為に該当します。

①有価証券の売買又は市場デリバティブ取引を行うことについての判断が、電子情報処理組織により自動的に行われていること。

②上記の自動的な判断を行っている電子情報処理組織を設置している施設が、金融商品取引所等のマッチング・エンジン（取引の約定システム）を設置する場所（これに隣接し、又は近接する場所を含む。）に所在すること。

③上記マッチング・エンジンに対する売買等の情報の伝達が、他の伝達と競合することを防ぐ仕組みが講じられていること。

なお、「電子情報処理組織により自動的に行われる」とは、判断の速度や自動化の程度にかかわらず該当します。「設置する場所」については、金融商品取引所等の提供するコロケーションサービスの利用に限らず、また、「これに隣接し、又は近接する場所」については、②の自動的な判断を行っている電子情報処理組織と金融商品取引所等のマッチング・エンジンからの物理的な距離により判断されます。また、「他の伝達と競合することを防ぐ仕組み」とは、例えば、 仮想サーバ等を実質的に専有している場合に該当しますがこれに限定されるものではありません。

【関係法令等】

金融商品取引法第 2 条第 41 項

金融商品取引法第 2 条に規定する定義に関する内閣府令第 26 条

［高速取引行為関係 2］

高速取引行為に係る注文を受託する
取引参加者として遵守すべき事項

（問 5－2）高速取引行為に係る注文を受託するに当たり、取引参加者として遵守すべき事項について教えてください。

（答）

高速取引行為に係る注文を受託する場合には、取引参加者は高速取引行為を行う者が利用する仮想サーバ等についての届出や取引所の規則を遵守する旨の了承を得ることに加え、注文執行管理態勢（異常注文を防止するとともに早期に検知等する態勢）、及び通信管理態勢（取引所に過度な負荷を与える通信を防止するとともに早期に検知等する態勢）を整備することが求められます。また、コンティンジェンシープランの策定等の危機管理態勢を整備することも重要です。

また、取引参加者は高速取引行為者として登録されていない顧客や高速取引行為に係る業務が停止されている顧客からの高速取引行為を受託しないための管理態勢等を整備する必要があります。

【関係法令等】

金融商品取引法第 38 条第 8 号
金融商品取引業等に関する内閣府令第 116 条の 4
金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針Ⅳ-3-2-3
東証　取引参加者規程第 21 条の 2
東証　受託契約準則第 55 条
OSE　取引参加者規程第 19 条の 2
OSE　受託契約準則第 35 条

（問 5－3）金融商品取引業者等が自己勘定で高速取引行為を行う場合には、どのような対応が必要でしょうか。

（答）

金融商品取引業者等が自己勘定で高速取引行為を行う場合には、法第 29 条の 2 等に基づき、高速取引行為を行う旨の届出等（追加業務としてこれを行う旨の変更届出等）を行う必要があります。

また、高速取引行為者に対して求められている管理態勢と同様に、取引システムについて、電子情報処理組織の異常な動作その他の事由により金融商品市場の機能の十全な発揮に支障を及ぼさないようにするための管理が十分でないと認められる状況にならないような管理態勢が求められています。具体的には、高速取引行為者向けの監督指針Ⅲ-2-1-2 に規定する着眼点にも留意することとされています。

【関係法令等】

金融商品取引法第 2 条第 41 項、第 29 条の 2、第 33 条の 3、第 60 条の 2、第 66 条の 57
金融商品取引法第 40 条第 2 項
金融商品取引業等に関する内閣府令第 123 条第 1 項第 14 号
金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針Ⅳ-3-2-1（3）
高速取引行為者向けの監督指針Ⅲ-2-1-2
東証　受託契約準則第 55 条
東証　取引参加者規程施行規則第 11 条第 1 号の 4
OSE　受託契約準則第 35 条
OSE　取引参加者規程施行規則第 5 条第 1 項第 1 号の 4

（問 5－4）高速取引行為を行う者から注文を受託する場合、取引参加者は法定帳簿の記載については、どのようなことに留意すればよいでしょうか。

（答）

高速取引行為に係る注文を受託する取引参加者は、高速取引行為に関するものであることが判別できるように、注文伝票及び取引日記帳等を作成する必要があります。

また、注文伝票については、タイムスタンプ（取引所等が通知するものと同じ桁数）や注文受付番号を記載する必要があります。

なお、タイムスタンプの桁数については、取引所売買システムの接続仕様をご確認ください。

【関係法令等】

金融商品取引業等に関する内閣府令第 158 条第 4 項、第 159 条第 4 項、第 338 条第 6 項及び第 7 項

（問 5－5）高速取引行為に係る注文を受託した場合には、注文を発注する際に取引所にどのような明示を行う必要があるでしょうか。

（答）

高速取引行為を行う者は、高速取引行為であるか否か、高速取引行為であればその取引戦略の明示を行う必要があります。取引戦略については、①マーケットメイク、②アービトラージ、③ディレクショナル、④その他、のいずれに該当するかを明示することが求められています。

受託する取引参加者においては、高速取引行為を行う者からの注文を高速取引行為ではないと明確に認識しながら高速取引行為に係る取引戦略の明示を行うことは避けてください。また、事後的に顧客からフラギングの誤りについて申告を受けた場合等、何らかの方法によりフラギングの誤りを認識した場合は取引参加者から取引所に対し速やかに訂正申告を行う必要があります。

【関係法令等】

東証　業務規程 14 条
東証　受託契約準則 6 条
OSE　業務規程 26 条
OSE　受託契約準則 9 条

6. 約定訂正関係

［約定訂正関係 1］
売買担当者以外の過誤訂正の可否

（問 6－1）同業者から注文を受ける当部は、非取引参加者から現物株式の買注文を受注しましたが、担当者が注文を出すのを失念してしまいました。発注失念に気が付いた時点で買付けを行いましたが、受注した値段より高かったことから同業者に連絡し、差額を当社で負担することとして対応したい旨申入れを行いました。しかし同業者は、過誤訂正で処理してもらいたいと主張しています。

過誤訂正の承認申請は、売買担当者等市場関係者のミスによるものでなければできないのでしょうか。なお、当部は営業活動は一切行っていませんが市場関係者ではありません。

（答）

営業活動を一切行っていない取次ぎ専門の部署で発生したミスによる訂正については、一定の条件のもとに、東証では、業務規程第 41 条に定める過誤訂正の申請を受け付けています。

すなわち、このような場合においては、当該部署が営業活動を一切行っていない取次ぎ専門の特別な部署であることを明示してある社内規則、社内規則がない場合は当該事実を証明できる文書（上位者による部署の特殊性を記載、署名等）を添付した上で、真正な内容及び注文伝票（写）等を提出して頂くことが必要です。

なお、当該ケースの他、売買担当者以外の者（営業担当者等）の真にやむを得ない事由による事務処理ミスに基づくものについても、一定の要件を満たす場合に限って過誤訂正の申請を受け付けています。

一定の要件とは、次の（1）から（3）までをいいます。

（1）過誤訂正等のための売買立会によらない売買承認申請書、過誤訂正売買理由書、注文伝票に加え、①顧客に過誤発生の事実を連絡した上で、注文受注時の当該顧客とのやりとりを録音したテープの会話内容等を記載した書面（又は顧客の発注内容を確認できるコンピュータの通信記録）及び ②内部管理統括責任者（内部管理統括補助責任者※及び内部管理部門の責任者を含む。）が当該過誤の内容について審査した結果、　問題がない旨を証する書面を添付すること。

※ 日本証券業協会「協会員の内部管理責任者等に関する規則（自主規制規則）」に定める内部管理統括補助責任者をいう。

（2）顧客からの注文受注時における録音テープ等（該当する部分のみ。）を東証の要請に応じて提出できるよう保存（5 年間）すること。

（3）東証の要請に応じて、顧客から証拠書類等を取り寄せて（1）②の書面に添付できるこ

と。

また、「いわゆる出来通知ミス」についての過誤訂正は、顧客へその旨連絡し、了承が得られなかった場合に限り、当該顧客が了承しない理由を記載した書面が添付され、担当者が作成した顧客への約定通知が書面等で確認できることを条件に、承認申請できることとしておりますが、いわゆる営業担当者による出来通知ミスに基づく過誤訂正についても、この条件に加え、上記と同様の条件を満たす場合には承認申請できます。

【関係法令等】

東証 業務規程第 41 条

【参考】

取引参加者通知・会員通知

資料 7：不適正な過誤訂正について（東証株総第 140 号 平成 10 年 12 月 25 日）

資料 8：正会員の売買担当者以外の者により生じた過誤に係る過誤訂正について
（東証株総第 84 号 平成 12 年 5 月 18 日）

（問 6－2）母店契約を結んでいる非取引参加者から、顧客の委託注文を発注するのを失念してしまったので過誤訂正をしてもらいたいとの依頼がありましたが、このような場合に過誤訂正ができるのでしょうか。

（答）

過誤訂正は、顧客の注文を執行する際に生じた過誤等その過誤の発生が取引参加者の側に非がある場合に行えるものであり、顧客の過誤によるものは当然ながら行えません。この場合非取引参加者は顧客ですから、過誤訂正は行えないことになります。

したがって、当該非取引参加者の顧客からの注文は、非取引参加者の方で処理してもらうしかありません。

［約定訂正関係 3］

ストップ配分に係る事務ミスの過誤訂正の可否

（問 6－3）ストップ高となり配分が行われた銘柄について、配分処理を誤ってしまったため、1,000 株しか配分できない顧客に 2,000 株配分し連絡してしまいました。

その結果配分できる株数を上回ってしまいましたので、当該顧客について過誤訂正で対応しようと思いますが、過誤訂正の申請はできるでしょうか。できない場合にはどのように処理したらいいでしょうか。

（答）

ストップ配分になった場合等、仮に真正な注文を通常どおり発注した場合でも約定成立するかどうかわからない注文については過誤訂正が行えません。このケースのように、配分処理を誤ってそれを顧客に連絡してしまった場合でも同様です。

それではどう処理したらいいかということですが、まず、顧客に事情を説明し取消をすることがベストですが、顧客がどうしても取消に応じなかった場合には、顧客に了承を得て、ToSTNeT または取引所市場外で取引を成立させざるを得ないでしょう。

なお、この場合は、損失補てん等の疑義を招かないよう経緯を記録して残しておくことが必要でしょう。

【参考】

会員通知

資料 7：不適正な過誤訂正について（東証株総第 140 号 平成 10 年 12 月 25 日）

（問 6－4）今日、顧客から、A銘柄 1 万株を東証市場で 2,000 円で買い付けて欲しいとの注文を受けましたが、売買担当者が誤まって他市場に発注し約定してしまいました。約定値段は注文どおりの 2,000 円ですが、受注時に間違えないで東証市場に発注していれば 1,900 円で約定していました。どのような訂正処理を行ったらよいでしょうか。

（答）

この場合は、東証市場への発注失念になりますので過誤訂正が可能です。

したがって、東証に過誤訂正の申請を行い、他市場での買付けについては自己勘定に振替処理すればよいでしょう。

または、2,000 円で約定した 1 万株を事故処理分別口座に振り替えたうえ、本口座との間で 1,900 円で訂正クロスを行うことにより処理することも可能です。

※最良執行義務違反に該当する場合には、別途行政当局等への会社事故報告が必要となります。

【関係法令等】

金融商品取引法第 40 条の 2
金融商品取引法施行令第 16 条の 6
金融商品取引業等に関する内閣府令第 124 条

（問 6－5）顧客から新規上場銘柄の買い注文があり約定しました。当該銘柄については初値決定日の売買について買付代金の即日徴収規制がかかっておりましたので、顧客にはその旨を説明した上で受託しましたが、当日中に現金の入金がされませんでした。そこで、当該約定を自己勘定に付け替えようと思いますが、問題はないでしょうか。

（答）

証券会社に注文受託・執行上のミスがない取引について、自己勘定に付け替える等によって、顧客の取引がなかったように処理することはできません。

このケースの場合、証券会社としては、受託する段階で現金即日徴収という規制の内容を説明しており、受託上の問題はないものと思われます。したがって、結果的に規制措置に違反したからといって、当該取引を自己勘定に付け替えることはできません。

したがって、こうした規制措置のかかった銘柄について、預り金等がない顧客から受託する場合には充分な注意をもって受託する必要があります。

（問 6－6）顧客から 15,000 円で 500 株の買付注文を受けましたが、成行で発注してしまいました。そのため、最初 15,000 円で 300 株約定しましたが、残り 200 株は 15,000 円を超えて約定しました。そこで、全約定 500 株を自己勘定に振り替えました。この処理は正しいでしょうか。

（答）

発注値段については顧客の注文通りなされていませんが、300 株については顧客の注文どおり指値で執行した場合と結果的に同じであり、15,000 円という顧客の注文条件を満足しています。したがって、この 300 株は自己に振り替えるべきではなく、顧客に帰属させることになります。

なお、顧客の注文条件を満足しなかった 200 株については、① 自己に振り替えて過誤訂正の申請をするか、又は、② 事故処理分別口座を使用した処理を行うことになります。（問 4－14 参照）この場合は、過失による事務処理ミスですので、②のような処理を行う場合であっても、負担額が 100 万円を上回らない場合や、100 万円を上回る場合であっても帳簿書類又は顧客の注文内容の記録によって事故であることが明らかである場合には事故確認申請は不要であり、翌月末までに報告ということになります。

【関係法令等】

金融商品取引業等に関する内閣府令第 118 条

［約定訂正関係 7］

連絡ミスに起因した約定の訂正

(問 6－7)顧客から 1,000 円で 2 万株売りの注文を受け発注しました。当該銘柄は 1,000 円で寄り付いた後で値を下げていましたので、1 万株しか約定していないと思い、残り 1 万株についてどうするのか顧客に連絡したところ、残り 1 万株については 900 円に訂正して欲しいとの指示があり当該値段で約定したことから顧客に連絡しました。しかし、引け後確認したところ 1,000 円で 1 万株の約定は間違いであり、実際は最初の連絡時に 2 万株約定していることが分かりました。この場合、当初約定した 1,000 円の方を自己に振り替えてよいのでしょうか。

(答)

この場合、顧客の当初の注文は注文通りに 2 万株約定していますので、当初約定した 1,000 円の方を自己に振り替えることはできません。900 円の約定は顧客への約定連絡を行う時点で担当者が約定数量を正確に確認しないまま伝え、顧客に誤認を与えた上で新たな勧誘を行い受注していることから、誤認勧誘に当たると　判断されます。

この場合の処理方法としては、顧客に事情を説明し 900 円の約定を事故処理分別口座の約定とし、当該口座において反対売買を行い、損が発生した場合は確認申請等の対応を行う必要があります。仮に顧客が、既に処理してしまっているのでこのままでいいということであれば、その経緯を記録し、当初約定した 1,000 円、1 万株を事故処理分別口座の売買とし、当該口座で反対売買を行い上記の処理と同様の対応を行うことになります。

なお、このケースでは、顧客は残数量を 900 円に訂正指示したものであると思われることから、顧客の指示通りに処理していればその時点で 2 万株約定していることがわかったはずであり、900 円で新たに発注してしまったことがそもそもの誤りといえます。

注文の発注失念に係る訂正処理と確認申請

（問 6－8）顧客から A 銘柄 3,000 円、1,000 株の買い注文を受注しましたが、発注を失念してしまいました。翌日にあらためて発注しましたが、3,500 円のストップ高の比例配分となってしまいました。失念しないで発注していれば顧客の注文通り約定していましたので、差額の 500 円を値合い金として当社が負担することとしましたが、問題ないでしょうか。また、当該処理に係る事故の確認申請は必要でしょうか。

（答）

顧客に対し発注失念の事実を説明し、その対応方法について了解を得てから処理を行う必要がありますが、このような場合に差額調整金を支払うことについて問題はありません。しかし、差額調整金で対応することに替えて、税額計算における利便性を考慮した（買付代金、売付代金として約定価格をそのまま使える）方法として「事故処理分別口座」を使うことが一般的となっています。すなわち、① 本口座における 3,500 円の買いを取り消すとともに、これを顧客の「事故処理分別口座」での買いとし、②「事故処理分別口座」と「本口座」との間で、3,000 円で「事故処理分別口座」の売り、「本口座」の買いという売買を行う、③「事故処理分別口座」の損金を証券会社が負担する、という方法です。当該方法であれば、下記の問題点が生じることはありません。

すなわち、差額調整金で対応する場合、取引報告書等への約定価格の記載については、実際に市場で成立した価格である 3,500 円とし、顧客に支払う金額も明示することが必要ですが、仮に、顧客に間違いの内容を告げず、取引報告書等に 3,000 円と記載し決済をした場合には、最良執行方針等違反と認定されます。

また、受渡日の前日までの事務処理上の過誤の訂正については確認申請は不要とされています。しかしながら、訂正売買を行わず差額調整金で処理をした場合には、確認申請等が必要となります。

【関係法令等】

金融商品取引法第 40 条の 2
金融商品取引法施行令第 16 条の 6
金融商品取引業等に関する内閣府令第 124 条

【参考】

委員会調査確認申請等の手引き　2023 年 2 月版　日本証券業協会

（問 6－9）顧客から 1,000 株の買注文を受注しましたが、誤って 2 回発注し、2,000 株約定していることが決済日に分かりました。どのような訂正処理を行ったらよいでしょうか。

（答）

決済日の前日までに事務処理ミスに気付いていれば、1,000 株を委託から自己に訂正する処理が行えますが、この場合は決済日ということですのでそれは行えません。

そのため、顧客口座で処理することになりますが、1,000 株について顧客勘定（通常は「事故処理分別口座」を使用）で反対売買を行い、損失が発生した場合には当該損失を負担することになります。この場合は過失による事務処理ミスですので、1 日の取引について負担する金額が 100 万円を上回らない場合や、100 万円を上回る場合であっても帳簿書類又は顧客の注文内容の記録によって事故であることが明らかである場合には、事故の確認申請は不要であり、翌月末までに報告するということになります。

なお、確認申請及び報告は証券業協会を経由して行われます。

＜留意点＞

顧客に対して負担する金額の計算は、1 日を通した事故の種類（金融商品取引業等に関する内閣府令第 118 条に規定する行為）ごとに行いますが、過失による事務処理ミス又はシステム異常による執行ミスの場合には、帳簿書類や記録により事故であることが明らかであるものを控除して計算することになります。

また、訂正処理をする取引は、後で約定した取引となります。

【関係法令等】

金融商品取引業等に関する内閣府令第 118 条

【参考】

委員会調査確認申請等の手引き　2023 年 2 月版　日本証券業協会

［約定訂正関係 10］

未確認売買に係る訂正処理

（問 6－10）顧客から A 銘柄、1,000 株、500 円の買付注文を受けました。携帯電話からの注文で聞き取りにくかったにもかかわらずよく確認しなかったため A 銘柄とよく似た A´銘柄で発注してしまいました。そのため、誤って買い付けた A´銘柄について「事故処理分別口座」に振り替え、当日中に 490 円で反対売買するとともに、「事故処理分別口座」において A 銘柄を成行で再発注したところ 550 円で約定しました。なお、A 銘柄については顧客の注文通りに執行していれば 500 円で約定可能な状況でしたので、「事故処理分別口座」と「本口座」との間で 500 円で売買しました。

このため、「事故処理分別口座」における反対売買の差額 1 万円と「本口座」との取引による差額 5 万円、合計 6 万円を負担することとしましたが、事故確認申請の必要はなく、翌月末までの報告で済むと思いますがいかがでしょうか。

（答）

このケースのようないわゆる未確認売買に限らず、顧客に対し負担する金額が 100 万円を上回っていない事故の場合には事故確認申請が不要であり、翌月末までに報告することになります。

なお、このケースにおいて、顧客に対し負担する金額が 100 万円を上回っている　場合には確認申請が必要です。

【関係法令等】

金融商品取引業等に関する内閣府令第 118 条

【参考】

委員会調査確認申請等の手引き　2023 年 2 月版　日本証券業協会

（問 6－11）顧客からの信用取引による新規売りの注文を執行し、日証金につなごうとしたところ、当該銘柄は貸株停止銘柄であることが判明しました。そこで、顧客に連絡したところ、売付けの勧誘をしていながらそういうことであれば注文は取り消して欲しいと言われました。この場合、当該取引を自己に振り替えて良いのでしょうか。

また、保有株式が 5,000 株の顧客からの問合せに対し、間違って 6,000 株と答えたため、当該 6,000 株の売付けを受注し約定した場合の 1,000 株についてはどうでしょうか。

（答）

証券会社は、証券金融会社が貸株申込停止措置を行っている銘柄等を受託する場合にはその旨を説明しなければなりませんが、前者のケースについては、注文の約定成立後に貸借取引につなごうとして初めて当該銘柄が貸株停止中であることがわかったことからみると、顧客にはそのことについて何らの説明もせず受託していたと思われます。

したがって当該取引は、取引の条件について顧客を誤認させるような勧誘、いわゆる誤認勧誘に該当しますので、当該取引について顧客勘定（通常は「事故処理分別口座」を使用）で反対売買を行い、100 万円を上回る損失が発生した場合には事故の確認申請を行ったうえで当該損失を負担するという処理を行う必要があります。当該損失額が 100 万円を上回らない場合には確認申請は不要であり、翌月末までの事後報告となります。

また、後者のケースについても取引の前提となる条件について顧客を誤認させる勧誘を行ったということになり、前者と同様の処理が必要です。

【関係法令等】
金融商品取引業等に関する内閣府令第 118 条

【参考】
委員会調査確認申請等の手引き　2023 年 2 月版　日本証券業協会

［約定訂正関係 12］

注文執行ミスの場合の市場外取引による訂正

（問 6－12）顧客から 1,000 円で 1,000 株の買注文を受託しましたが、売買担当者が繁忙のため注文入力を失念してしまいました。受託したときに発注していれば注文どおりに約定したのですが、発注失念に気付いた時点では株価が上昇していたため 1,000 円で買い付けることはできなくなっていました。この場合、過誤訂正の申請も可能だと思いますが、市場外で自己が相手方となって売買を成立させようと思います。何か問題はあるでしょうか。

（答）

顧客から市場について別途の指示がある場合には当該顧客の指示を優先する旨を最良執行方針等に記載をしており、顧客の指示に基づいて執行すれば問題ありませんが、顧客の指示や同意なしに、顧客に交付した最良執行方針等に反して市場外で売買を成立させることはできません。

そこで、この場合は、顧客に事情説明し同意を得たうえで当初の注文を取り消してもらうとともに、新たな注文として、市場外で取引する旨の指示を受けるとともに、自己が相手方となることの同意を得て売買を成立させるなど、法令に違反しない方法を採る必要があります。

【関係法令等】

金融商品取引法第 37 条の 2 及び第 40 条の 2
金融商品取引法施行令第 16 条の 6
金融商品取引業等に関する内閣府令第 124 条

（問 6－13）昨日顧客から 1,010 円で 1 万株の売り注文を受託しましたが、売買担当者が入力を誤って 1,000 円で執行してしまいました。立会終了後誤りに気付き、顧客に連絡したところ、株価が上昇していたこともあり、当該注文は取り消すので明日新たな注文として出して欲しい、とのことでした。そこで、1,000 円の約定は自己に振り替え、今日昨日と同じ 1,010 円で発注したところ 1,050 円で約定しました。

過誤訂正も行える状況で、顧客が有利となるこのような処理を行っても間違いではないでしょうか。

（答）

このケースのように、指値相違により顧客の注文値段より安い値段で売り付けた場合の受渡日の前日までの訂正処理の方法として、東証業務規程第 41 条に定める過誤訂正の申請、あるいは、「事故処理分別口座」を使う処理等がありますが、これらの方法を顧客に強制することはできません。委託の本旨通りに執行していないわけですから、本来の注文をどうするかは　顧客に委ねられるべきであり、当然、当該注文を取り消すことも認められます。

確かに過誤訂正で対応すれば顧客の売付けは 1,010 円であり、新たな注文と　して発注し約定した価格の方が有利となっていますが、株価の動きを見てこのような方法を採ったとしても問題があるとはいえないでしょう。

［約定訂正関係 14］

指値相違の訂正処理

（問 6－14）顧客から 455 円で 1 千株売りの注文を受けましたが、注文入力を間違えて 445 円で発注してしまい、447 円で当該注文は約定しました。翌日顧客から、「約定値段が違うのではないか。」との問い合わせにより、間違って発注し約定していることがわかりました。このような場合、どのような処理をしたらよいのでしょうか。

（答）

このような場合、通常は、事故処理分別口座で処理することになります。

まず、間違えた値段の 447 円の約定については、本口座の約定を取り消すとともに、当該売約定を顧客の事故処理分別口座での売りとします。

さらに、当該約定については、価格以外の、銘柄、売り買いの別、数量は間違っていないわけですから、顧客の本来注文の執行については、事故処理分別口座と本口座の間で、間違わずに執行していれば約定したであろう値段で取引を行います。また、その結果生じた差損金については、証券会社が負担することになります。

この場合の差損金の負担については、事務処理ミスであり、当該訂正処理が受渡日の前日までに完了していることから、確認申請等の手続きを取らずに、証券会社が負担することができるということになります。

【参考】

委員会調査確認申請等の手引き　2023 年 2 月版　日本証券業協会

（問 6－15）顧客から信用取引の寄り付きでの買付注文を受けましたが売りで執行してしまったため、直ぐ注文を出し直したところ、寄付値段より 100 円高い値段で約定してしまいました。そこで、誤約定の売付けを自己に振り替え、寄付値段と再執行の差額分（100 円）を負担することになりますが、金利分も負担する必要がありますか。また、事故確認申請は必要でしょうか。

（答）

「100 円×株数」の金利分についても負担する必要があります。

またこのケースは、受渡しの前日までの事務処理上の過誤の訂正であり、本来の買い注文の執行が訂正と考えられることから、確認申請は不要となっています。

（問 6－16）委託注文を執行する過程で生じた過誤を訂正した場合には、その内容・経緯等を詳細にエラーレポート等に記録し保存することが必要、と聞いております。記録しておくべき具体的な内容とはどのようなものでしょうか。

（答）

委託注文を執行する過程で生じた過誤を訂正する場合、対応の仕方如何によっては、損失補てん等の法令違反に繋がってくるおそれがあります。そこで、未然防止のため、訂正処理を行う際に管理部門等によるチェック機能を働かせたり、検査において十分な説明が行えるよう、訂正の経緯等を記録し残しておくことが適当であると思われます。

このような訂正経緯等を記録しておく「エラーレポート」等の内容については、訂正の事案により異なり、また、こうでなくてはならないというものはありませんが、基本的には、過誤の発生状況、過誤の発生原因、訂正処理内容の事実関係ということになります。

具体例としてあげれば、次のような内容です。

① 過誤の発生状況

顧客氏名〔コード〕、過誤発生部店名〔コード〕、扱い者氏名〔コード〕、受注日時、約定日時、過誤発見日時、検査部等への報告日時、等

② 過誤の発生原因

注文の聞き違い、注文伝票の記載違い、端末への入力違い等につき、銘柄相違、売り買い相違、数量相違、値段相違、執行市場相違、重複発注、発注失念、取消失念、訂正失念、顧客〔コード〕相違、等

※ なお、発生時の状況をなるべく詳細に記載しておくことが望ましいと考えられます。

③ 訂正処理の内容

自己勘定又は事故処理分別口座に振替処理、過誤訂正承認申請処理、取引所外取引・立会い外取引で処理等具体的な内容を記載するとともに、事故確認申請の有無、訂正処理を行った結果生じた差損益金額、訂正処理日時、株式部等訂正処理部署責任者名、検査部・経理部等訂正認可部署責任者名なども記載しておくことが望ましいと考えられます。

※ なお、後々の顧客との紛争や諸検査機関に対する証明とするために、当該訂正に係る「エラーレポート」に注文伝票、取引日記帳等の帳簿書類のコピーを添付し、注文受注時の録音テープなどを保存しておくことが望ましいことは言うまでもありません。

7. 誤発注防止関係

［誤発注防止関係 1］
誤発注防止規則の適用対象取引等

（問 7－1）取引所の「取引参加者における注文管理体制に関する規則」は、株式に係る注文だけを対象としており、転換社債型新株予約権付社債券やデリバティブ商品等に係る注文は関係ないと思いますが、どうなのでしょうか。

また、この規則は、証券会社側のミスにより生じた過誤のある注文だけが対象になるのであって、顧客側のミスにより生じた過誤のある注文については、適用されないと考えていますが、違うのでしょうか。

（答）

「取引参加者における注文管理体制に関する規則」等は、取引頻度等にかかわらず、取引参加者で発注を行うことのできる、取引所に上場する全ての商品について注文管理体制の整備を求めるものです。特に、株価指数先物取引や国債先物取引等の市場デリバティブ商品については、当該規則に沿った対応を行っていない事例も過去の考査等において散見されていますので、注意が必要です。

東証規則、OSE 規則及び TOCOM 細則では、「取引参加者における過誤のある注文の受託及び発注を防止」（第 1 条第 2 項）することを目的としていますが、この「過誤のある注文」には、顧客側のミスにより生じたものも含まれます。取引参加者においては、顧客の注文の受託に際して、当該規則に規定する「顧客の注文内容」や「顧客に関する情報」の確認等を行う（第 3 条）とともに、その発注に際して、当該規則に規定する「一定の数量又は金額以上を内容とする注文の発注を行う前に承認を要する制限（いわゆるソフトリミット）」（第 4 条第 1 項第 2 号）を実施し、顧客側でミスが生じている場合を含めて注文内容を確認する等の管理体制の整備が求められます。

なお、顧客の注文にはインターネットや DMA（Direct Market Access）経由の注文など非対面取引に係る注文も含まれます。

【参考】

ソフトリミットを実施せず、ハードリミットの水準をソフトリミットの水準で設定することにより、ハードリミットのみで注文を管理するケースについては、[問 7－4]を参照してください。

【関係法令等】

東証 取引参加者における注文管理体制に関する規則第 1 条第 2 項、第 3 条及び第 4 条第 1 項第 2 号

OSE 取引参加者における注文管理体制に関する規則第 1 条第 2 項、第 3 条及び

第４条第１項第２号
TOCOM 取引参加者における注文管理体制に関する細則第１条第２項、第３条及び
第４条第１項第２号

（問 7－2）インターネットや DMA 経由の注文など非対面取引に係る注文は、取引参加者を瞬時に経由して取引所市場に発注されることになりますが、どのような管理体制を整備したらよいのでしょうか。

（答）

「取引参加者における注文管理体制に関する規則」等では、取引参加者は過誤のある注文の発注を排除できるように、ソフトリミットを実施すること（東証、OSE 及び TOCOM 規則第 4 条第 1 項第 2 号）を求めていますが、インターネット等の非対面取引に係る注文については、このソフトリミットを顧客の使用する注文発注システムにおいて実施することも考えられます。ただし、この場合、顧客が安易にソフトリミットを解除することによって誤発注が発生することのないよう、警告画面の表示や解除方法を適切に設定する必要があります。

また、このような方法をとる場合、DMA経由で注文を発注する顧客については、取引規模が大きいことが想定され、その発注にはより注意を払うことが求められること等から、顧客の側で、ソフトリミットの水準を超える注文の発注に際しては、注文を発注する者とその他の者によってダブルチェックを行う体制を構築してもらう必要もあるでしょう。

【参考】

ソフトリミットを実施せず、ハードリミットの水準をソフトリミットの水準で設定することにより、ハードリミットのみで注文を管理するケースについては、[問 7－4]を参照してください。

【関係法令等】

東証 取引参加者における注文管理体制に関する規則第 4 条第 1 項第 2 号
OSE 取引参加者における注文管理体制に関する規則第 4 条第 1 項第 2 号
TOCOM 取引参加者における注文管理体制に関する細則第 4 条第 1 項第 2 号

［誤発注防止関係 3］

ソフトリミット解除承認者自らの承認行為について

（問 7－3）ソフトリミットに係る承認を行う者が自らソフトリミットの水準を超える注文を発注する場合、当該承認者自身が発注に際しての承認を行ってもよいのでしょうか。

（答）

ソフトリミットの水準を超える注文について誤発注を防止するためには、発注を行う者とは別の者によりダブルチェックを行うことが必要です。そのため、このような場合についても、当該承認者より権限を委任された者等、社内においてソフトリミットの承認に係る権限を有する別の者により注文内容を確認し、承認の可否を判断する必要があります。

【関係法令等】

東証 取引参加者における注文管理体制に関する規則第 5 条
OSE 取引参加者における注文管理体制に関する規則第 5 条
TOCOM 取引参加者における注文管理体制に関する細則第 5 条

発注制限値の水準について

（問 7－4）東証及び OSE の「取引参加者における注文管理体制に関する規則」第 4 条第 1 項第 1 号に規定するハードリミット及び同第 2 号に規定するソフトリミットとして、どの程度の水準に設定すればよいのでしょうか。取引所では具体的な水準について教えてくれないのですか。

（答）

ハードリミットは「**正常な注文としては発生する可能性がほとんどない水準で設定すること**」、ソフトリミットは「**常時ではないが、時々は発生する可能性のある水準で設定すること**」が求められます。これらの水準は取引参加者の取引状況によって異なることから、各取引参加者において適切な水準を設定する必要があります。

なお、ハードリミットの水準をソフトリミットの水準で設定し、ハードリミットのみで注文を管理したとしても、直ちに当該規則違反にはなりませんが、その水準が過大にならないよう適切に設定する必要があるとともに、このような場合、注文が頻繁にハードリミットに抵触することも想定されることから、[問 7－6]にもある　とおり慎重な対応を行う必要があります。

（注）取引所取引における誤発注の防止管理の趣旨に鑑み、その有効性に欠ける過大な水準でのリミット設定（例；過去の取引実績に比して明らかに過大なものと認められるハードリミット値を設定、取引所の注文受付制限値を超えるハードリミット値を設定、ほか）が認められれば、取引所規則違反に該当します。

【関係法令等】

東証 取引参加者における注文管理体制に関する規則第 1 条及び第 4 条
OSE 取引参加者における注文管理体制に関する規則第 1 条及び第 4 条
TOCOM 取引参加者における注文管理体制に関する細則第 1 条及び第 4 条

［誤発注防止関係 5］

発注制限値の変更について

（問 7－5）ハードリミットやソフトリミットの水準を、市況の変化等によって変更しても構わないのでしょうか。

（答）

ソフトリミットについては、市況によって、発注した注文がそれに頻繁に抵触又はまったく抵触せず、誤発注防止の機能を十分に発揮しなくなる場合も想定されますので、柔軟にその水準を変更することがむしろ適当であると考えられます。

ハードリミットについても同様に考えられますが、市況の変化等によって「**正常な注文としては発生する可能性がほとんどない水準**」が頻繁に変わることはあまり想定されませんので、その水準の変更にあたっては慎重に判断する必要があるでしょう。

【関係法令等】

東証 取引参加者における注文管理体制に関する規則第 4 条
OSE 取引参加者における注文管理体制に関する規則第 4 条
TOCOM 取引参加者における注文管理体制に関する細則第 4 条

ハードリミットを超える注文の発注

（問 7－6）ハードリミットの水準を超える注文を発注する場合、どのような点に留意する必要がありますか。

（答）

ハードリミットの水準を超える注文を発注する場合は、当該注文をハードリミットに抵触しない水準まで分割して発注することが考えられます。このような大規模な注文の取扱いについては特に慎重を期すことが求められることから、分割発注の方法等についてコンプライアンス部門に確認するとともに、注文伝票等にその旨を記録しておくことが、社内管理上、望まれます。

【関係法令等】

東証 取引参加者における注文管理体制に関する規則第 4 条第 1 項第 1 号
OSE 取引参加者における注文管理体制に関する規則第 4 条第 1 項第 1 号
TOCOM 取引参加者における注文管理体制に関する細則第 4 条第 1 項第 1 号

（問 7－7）ハードリミット及びソフトリミットは、社内で保有する注文発注端末すべてに設定する必要はあるのでしょうか。

（答）

ハードリミット及びソフトリミットは、日常の業務において注文発注に使用する端末のみでなく、障害時用端末を含め取引所市場に注文を発注することができる注文端末すべてにおいて設定する必要があります。

なお、OSE及びTOCOMに発注する注文に係るハードリミットについては、OSE及びTOCOMが各取引参加者に提供する注文の発注制限に係るシステムにおいて設定する必要があります。

また、自社が同業者の母店となり子店からの注文を取り次いでいる場合においても、発注制限値の設定変更を子店側で実施できる状態になっていると、子店側で勝手に設定値を変更されてしまうおそれがあるため、子店で利用する注文発注端末についても、母店側でリミットの設定を行う必要があります。

（注）取引所規則上、立会外取引は対象外としていますが、市場取引への影響等を踏まえ、立会外取引に対しても適切なリミット設定等の管理を行うことが望まれます。

【関係法令等】

東証 取引参加者における注文管理体制に関する規則第 1 条及び第 4 条
OSE 取引参加者における注文管理体制に関する規則第 1 条、第 4 条及び第 6 条
TOCOM 取引参加者における注文管理体制に関する細則第 1 条、第 4 条及び第 6 条

（問 7－8）顧客からインターネット経由で注文を受託する場合に、当該顧客が預託する金銭や有価証券の数量等を超えて発注できない仕組み、いわゆる前受制度を設けていますが、これをハードリミットとして取り扱うことはできるのでしょうか。

（答）

ハードリミットの水準は「**正常な注文としては発生する可能性がほとんどない水準**」を踏まえて設定するものです。顧客の預託する金銭や有価証券の数量等によっては、当該水準を超える場合も想定されますので、前受制度を設けているからといって、必ずしもハードリミットを実施しなくともよいということにはなりません。

なお、顧客の預託する有価証券の評価額に基づいて発注できる数量に制限を設ける仕組み、いわゆる「預り資産評価制度」等、完全な前受制度を採用していない場合は、ハードリミットを別途設定する必要はさらに高まると思われますので、実際の発注可能額を勘案して慎重に判断する必要があります。

また、顧客が行っている建株数量を超えて返済注文が発注できない仕組みを設けている場合も同様に、必ずしもハードリミットを実施しなくてもよいということにはなりません。

【関係法令等】

東証 取引参加者における注文管理体制に関する規則第 4 条
OSE 取引参加者における注文管理体制に関する規則第 4 条
TOCOM 取引参加者における注文管理体制に関する細則第 4 条

［誤発注防止関係 9］

インターネット取引における前受制度と資力の確認

（問 7－9）インターネット経由で注文を受託する場合、いわゆる前受制度を設けていれば、東証の「取引参加者における注文管理体制に関する規則」第 3 条第 1 項第 2 号に規定する顧客の「資力」を確認しているものとして取り扱うことはできるのでしょうか。

（答）

顧客が預託する金銭の額を超えて発注できない仕組みが設けられていれば、取引参加者において、顧客の資力を確認していると考えられます。

なお、顧客の預託する有価証券の評価額に基づいて発注できる数量に制限を設ける仕組み、いわゆる「預り資産評価制度」等、完全な前受制度を採用していない場合は、顧客が注文を発注する前に買付代金不足額を注文画面に表示等するなどして、顧客が確認できる仕組みを設ける必要があります。

【関係法令等】

東証 取引参加者における注文管理体制に関する規則第 3 条第 1 項第 2 号
OSE 取引参加者における注文管理体制に関する規則第 3 条第 1 項第 2 号
TOCOM 取引参加者における注文管理体制に関する細則第 3 条第 1 項第 2 号

［誤発注防止関係 10］

自動発注に係る管理

（問 7－10）当社では、注文発注、変更・取消等の決定がコンピュータで行われ、かつ、決定された内容が電子的に取引所へ発注されるアルゴリズム取引（自動発注）を取り扱っています。

当社で扱うアルゴリズム取引は、高頻度に注文を発注するような戦略ではありませんが、ワンショットの発注制限以外に発注管理の上でどういった点に留意しておく必要があると考えられますか。

（答）

ワンショット制限に加え、小口に細分化された多数の注文が行われることにより結果的に過大な数量又は金額となる発注やポジションの発生を防止するために、必要な管理を行うことが求められます。

取引所がその基準を一律に示し、実施を求めているものではありませんが、各社の業態、規模及び顧客属性（資力・取引形態）等に応じて、注文に係る適切な管理を実施する必要があります。

自動発注を取り扱っている場合には、累計ポジション等に対する制限や一定時間の注文件数・金額等に対する制限を行うことが考えられます。また、不測の事態が発生した場合に、発注の抑制や接続遮断が行える体制を整備することも重要です。

加えて、各社の業務実態やリスクに応じて、アラート機能をシステム上実装するなどの方法により、速やかに過大な注文又はポジションの発生を認識できるモニタリング体制を構築することも重要と考えられます。

【関係法令等】

金融商品取引業等に関する内閣府令第 123 条第 1 項第 14 号
東証 取引参加者における注文管理体制に関する規則第 4 条第 1 項第 3 号
OSE 取引参加者規程施行規則第 5 条の 5 第 2 号
OSE 取引参加者における注文管理体制に関する規則第 4 条第 1 項第 3 号
TOCOM 取引参加者における注文管理体制に関する細則第 4 条第 1 項第 3 号

【参考】

取引参加者通知
資料 12：注文管理に関するガイドラインについて
（東証株総第 100 号、OSE 市企第 30 号　2020 年 4 月 10 日）

（問 7－11）当社では、アルゴリズムを用いた発注形態が存在しますが、使用しているアルゴリズムは親注文を複数の小口注文（子注文）に分割（スライス）するだけの単純な仕様となっています。このような場合、複雑なアルゴリズムとは異なり、システムの異常な動作等が発生する可能性が少ないことから、過大な数量又は金額となる発注を防止するための制限は不要との認識でよいでしょうか。

（答）

親注文をスライスする機能などの単純な仕様のアルゴリズムであっても、誤って親注文に過大な値が設定された場合や、アルゴリズムを改修した際の不具合等によって親注文の数量を超えて子注文が発注され続けることにより、結果的に過大な数量又は金額となる発注が発生する可能性があるため、取引参加者は適切な注文の制限を行うことが求められます。

過大な数量又は金額となる発注を防止するために、どのような注文管理方法を採用するかについては、各社の実態に基づいて適切に判断されるものですが、累積ポジション等に対する制限や親注文へのリミット設定、一定時間の注文の件数・金額等に対する制限などが考えられ、これらの注文管理方法を組み合わせることも考えられます。

【関係法令等】

金融商品取引業等に関する内閣府令第 123 条第 1 項第 14 号
東証 取引参加者における注文管理体制に関する規則第 4 条第 1 項第 1 号及び第 3 号
OSE 取引参加者規程施行規則第 5 条の 5 第 2 号
OSE 取引参加者における注文管理体制に関する規則第 4 条第 1 項第 1 号及び第 3 号
TOCOM 取引参加者における注文管理体制に関する細則第 4 条第 1 項第 1 号及び第 3 号

【参考】

取引参加者通知
資料 12：注文管理に関するガイドラインについて
（東証株総第 100 号、OSE 市企第 30 号　2020 年 4 月 10 日）

(問 7－12) 当社では、ソフトリミット及びハードリミットを設定しており、これまで予期しない異常な注文の発注等がなされたことはなく、今後も発生しないと想定していますが、発注システムの不具合発生等に備えて上記リミット以外に取引所に対する注文の発注を抑止する措置として、どのような対応を講じる必要がありますか。

また、発注抑止機能は手動で発動させる形でも問題ないのでしょうか。

(答)

顧客又は取引参加者が使用するシステムの異常な動作その他の事由により、予期せぬ異常な注文が発生した場合又はそのおそれがある場合には、直ちに取引所に対する発注を抑止する措置を講じることが義務付けられており、各社において求められる措置の内容は、顧客の属性や取引形態等により異なるものと考えられます。

過去における異常注文の発生状況に加え、自社で取引する顧客の属性や取引形態等を考慮して、発注抑止機能の発動基準や発動方法、抑止の対象範囲等を適切に整備することが求められます。

なお、リスク管理の方針に照らして十分であると判断できる場合には、取引所が提供するリスク管理機能を利用することも可能です。

また、発注抑止機能の発動方法については、顧客の属性や取引形態に応じて適切な形態を選択すれば良く、必ずしも自動化する必要はありません。なお、手動で発動する場合であっても、発動の基準や手順については社内運用として整備し、定期的な訓練で実効性を確認しておく必要がありますのでご留意ください。

【関係法令等】

東証 取引参加者における注文管理体制に関する規則第 4 条第 1 項第 4 号
OSE 取引参加者における注文管理体制に関する規則第 4 条第 1 項第 4 号
TOCOM 取引参加者における注文管理体制に関する細則第 4 条第 1 項第 4 号

【参考】

取引参加者通知
資料 12：注文管理に関するガイドラインについて
（東証株総第 100 号、OSE 市企第 30 号　2020 年 4 月 10 日）

（問 7－13）発注抑止機能の導入を検討しているのですが、自社のシステムやベンダーシステムの機能で実装するとコストがかかるため、取引所売買システムが提供している機能を利用したいと考えています。arrowhead の注文抑止・取消要求機能（いわゆる「キルスイッチ」）等、取引所が提供するリスク管理機能を利用することで発注を抑止する措置を整備していることになるのでしょうか。

(答)

取引参加者のリスク管理の考え方に照らし、十分だと判断できる場合には取引所が提供するリスク管理機能を利用することは問題ありません。ただし、取引所のリスク管理機能であっても、第三者ベンダーが提供するリスク管理機能と同様、あくまで取引参加者の責任において利用されるものである点にご留意ください。

なお、高速取引行為を受託する取引参加者においては、高速取引行為が有する性質に鑑みて、2018 年 11 月以降、高速取引行為の適切な管理のための点検など、よりきめ細やかな対応を求めていますので、引き続き対応が必要となります。

【関係法令等】

東証 取引参加者における注文管理体制に関する規則第 4 条第 1 項第 4 号
OSE 取引参加者における注文管理体制に関する規則第 4 条第 1 項第 4 号
TOCOM 取引参加者における注文管理体制に関する細則第 4 条第 1 項第 4 号

【参考】

取引参加者通知
資料 12：注文管理に関するガイドラインについて
（東証株総第 100 号、OSE 市企第 30 号　2020 年 4 月 10 日）

［誤発注防止関係 14］

発注制限値の妥当性検証

（問 7－14）当社では、自社の注文管理規則で定めている発注制限値が各発注システムに適切に設定されているかを毎年定期的に確認していますが、当該確認に際して他にどのような点に留意する必要がありますか。

（答）

取引参加者は、注文管理態勢の遵守に関する定期的な社内検査等を行うことにより、管理の実効性を確保することが求められています。社内検査等を実施するにあたっては、各発注システムに社内規則で定めている発注制限値が正しく設定されているかとの観点に加えて、発注制限は発注可能なすべての口座に対して実効的な設定がなされている必要があるため、発注制限設定の網羅性の観点や制限値の妥当性についても留意した検証が行われることが重要です。

発注制限設定の妥当性の検証に際しては、過去の取引実績や見込まれる取引規模に加えて、顧客の属性や取引形態等を考慮して適切な水準を検討することが重要です。

【関係法令等】

東証 取引参加者における注文管理体制に関する規則第 7 条
OSE 取引参加者における注文管理体制に関する規則第 7 条
TOCOM 取引参加者における注文管理体制に関する細則第 7 条

［誤発注防止関係 15］

直接的かつ排他的な管理(1)

（問 7－15）当社では、顧客の管理するシステムに、取引参加者である当社が求める注文管理に係る発注制限等のリスク･チェック機能を備えたソフトウェアを導入し、無断でパラメータを変更しないよう予め契約を締結した上で、変更を検知できる仕組みを手当てしていますが、直接的かつ排他的な管理が整備していることになるのでしょうか。

(答)

顧客の管理するシステムに取引参加者が求めるリスク・チェック機能を備えたソフトウェアを導入し､設定する項目やパラメータが変更されていないことを確認する(あらかじめ顧客との契約等で設定項目やパラメータ変更を行わないことを約している場合も含む）といった間接的な管理方法については、パラメータ変更を事前に検知できないことや、顧客の管理するシステムに誤動作等が発生した場合には適切なリスク・チェックが行われない可能性もあることなどから、直接的かつ排他的とは認められません。

直接的かつ排他的とは、取引参加者のみがその管理（発注制限に係るリスク・パラメータの設定・変更等）を実施可能であるとともに、顧客がその設定内容等の改竄を行えないような管理状況を指します。

具体的な管理の方法としては、例えば、取引参加者が独自に開発した、顧客から物理的に独立したシステムの利用が考えられますが、取引参加者が直接的かつ排他的な管理権限を有する限りにおいて、第三者（ベンダーや取引所等）が提供するリスク・チェック用ソリューションを利用することでも問題ありません。

【関係法令等】

東証 取引参加者における注文管理体制に関する規則第 4 条第 2 項
OSE 取引参加者における注文管理体制に関する規則第 4 条第 2 項
TOCOM 取引参加者における注文管理体制に関する細則第 4 条第 2 項

【参考】

取引参加者通知
資料 12：注文管理に関するガイドラインについて
（東証株総第 100 号、OSE 市企第 30 号　2020 年 4 月 10 日）

（問 7－16）当社では、ベンダーの提供するリスク管理機能を利用していますが、当該形態を利用する場合の留意事項について教えてください。

(答)

取引参加者が、第三者ベンダーの提供するリスク管理機能を利用する場合には、当該ベンダーが顧客から独立していること及び当該リスク管理機能について、取引参加者が直接的かつ排他的な管理権限の下で利用することが求められます。なお、顧客からの独立性に関しては、顧客とベンダーの間の資本関係や人的関係等を総合的に踏まえ、個別事案ごとに判断することになります。

【関係法令等】

東証 取引参加者における注文管理体制に関する規則第 4 条第 2 項
OSE 取引参加者における注文管理体制に関する規則第 4 条第 2 項
TOCOM 取引参加者における注文管理体制に関する細則第 4 条第 2 項

【参考】

取引参加者通知
資料 12：注文管理に関するガイドラインについて
（東証株総第 100 号、OSE 市企第 30 号　2020 年 4 月 10 日）

（問 7－17）当社では、取引参加者の海外拠点から注文を受託していますが、当該海外拠点から物理的に独立した形態での注文管理を行う必要がありますか。

（答）

取引参加者の海外関係会社からの注文受託（いわゆる「外自己」）に関しては、当該関係会社からの注文について、取引参加者における注文管理体制に関する規則等第 4 条第 1 項各号で掲げる制限又は措置を適切に実施する態勢が整備されているのであれば、必ずしも当該関係会社から物理的に独立した形態での注文管理が必要とはなりません。

なお、当該関係会社において他の顧客からの注文を受託している場合には、当該顧客注文に係る制限又は措置に関して、直接的かつ排他的な管理形態の下での実施が必要となる点にご留意ください。

【関係法令等】

東証 取引参加者における注文管理体制に関する規則第 4 条第 2 項
OSE 取引参加者における注文管理体制に関する規則第 4 条第 2 項
TOCOM 取引参加者における注文管理体制に関する細則第 4 条第 2 項

【参考】

取引参加者通知
資料 12：注文管理に関するガイドラインについて
（東証株総第 100 号、OSE 市企第 30 号　2020 年 4 月 10 日）

（問 7－18）当社では、取引所の規則で求められているリスク・チェック項目以外にも値幅に関するリミットなどの複数のリスク・チェックを導入しています。「直接的かつ排他的な管理」については、これらの取引参加者が独自に実施しているすべてのリスク・チェックについて適用されるのでしょうか。

（答）

「直接的かつ排他的な管理」の対象となるのは、「取引参加者における注文管理体制に関する規則」で掲げられているリスク・チェック項目（ワンショット制限及び小口に細分化された多数の注文が行われることにより結果的に過大な数量又は金額となる発注を防止するための制限など）に限られます。

そのため、取引参加者が独自に定めているリスク・チェック項目や、HFTチェックリスト（高速取引行為を開始する際に取引所に提出するチェックリスト）で求められるリスク・チェック項目（通信管理等）については、直接的かつ排他的な管理形態が取引所規則によって義務付けられるわけではないものの、当然のことながら、間接的な注文管理形態がもたらし得るリスクを踏まえ、取引参加者が独自に定めるリスク・チェック項目についても、顧客から物理的に独立したハードウェアによる管理を行う等、適切な手当てを講じることが期待されます。

【関係法令等】

東証 取引参加者における注文管理体制に関する規則第 4 条第 2 項
OSE 取引参加者における注文管理体制に関する規則第 4 条第 2 項
TOCOM 取引参加者における注文管理体制に関する細則第 4 条第 2 項

【参考】

取引参加者通知
資料 12：注文管理に関するガイドラインについて
（東証株総第 100 号、OSE 市企第 30 号　2020 年 4 月 10 日）

［誤発注防止関係 19］

意図的なエラー注文等に依拠した注文管理形態の禁止について

（問 7－19）空売り価格規制に抵触した場合など、結果的にエラー注文となってしまったケースについても不適切な注文管理形態だと見なされるのでしょうか。

（答）

不適切な管理形態とされる事例としては、取引参加者システムにおいてエラー注文を生成するようなプログラムを組み込んでいる等、明らかな意図性が認められる場合に限定されます。そのため、空売り価格規制の抵触時や新規上場銘柄における初値決定直後の売買時など、結果的にエラー注文となったケースについては対象外です。

意図的なエラー注文等に依拠した注文管理形態の禁止は、意図的なエラー注文等の発注が引き起こす取引所システムへの負荷、ひいては市場の安定性への影響を回避することを目的とするものです。取引参加者においては、こうした目的に鑑み、発注制限の閾値等に抵触する注文や不正な電文を含む注文を受けた場合には、当該注文について、速やかに自動抑止又は回線切断を講じるなど、実効的な管理・制御を行うための態勢整備が求められます。

例えば、明らかに取引所システムでエラーとなる条件（注文数量をゼロにする、制限値幅外の注文値段とする、等）に意図的に変更した上で発注を行い、取引所側でリジェクトさせる手法（いわゆる「Malformed Order」）に依拠した管理形態や、注文電文を不正な形式に書き換えて失効させる手法（いわゆる「Malformed Packet」）に依拠した管理形態については、注文の発注制限の方法としては適切ではないと考えられます。

【参考】

取引参加者通知

資料 12：注文管理に関するガイドラインについて

（東証株総第 100 号、OSE 市企第 30 号　2020 年 4 月 10 日）

8. 売買管理体制関係

［売買管理体制関係 1］
抽出に係る留意点

（問 8－1）当社では、売買審査システムを利用して売買審査の対象となる取引の抽出を行っていますが、抽出漏れを防ぎ、さらには取引の実態を考慮した実効性のある売買審査を行うためには、どのようなことに気を付ければよいでしょうか。

（答）

売買審査の対象となる取引の抽出を行う場合には、抽出を行う売買審査システムに対象となる取引情報を漏れなく取り込む必要があります。例えば、取引量が急激に増加している場合に、取引情報の取り込みに通常よりも時間がかかっていることに気が付かず、通常どおりの時間で取り込み処理を終了させてしまうことで、取引情報の一部が欠落してしまうことや、複数の発注システムから取引情報を取り込む場合に、一部の発注システムからの取引情報が欠落してしまうこと等が無いように注意してください。

また、抽出のロジックや設定数値についても、抽出漏れに繋がらないように十分に精査した上で、抽出を行う必要があります。例えば、未約定注文の一部取消し（いわゆる「減株訂正」）は、見せ玉における抽出対象となりますので、システム抽出等を行う際にはご留意ください。

なお、売買審査システムに対して行う抽出のための各種の設定は、自社における取引状況に適合したものとなるように設定されることが求められます。例えば、短時間に売買を繰り返すような取引形態を受託している取引参加者において、分単位や秒単位のタイムスタンプを利用して対当取引の抽出を行っている場合、同一分内や同一秒内に売り買いが行われているものの、実際には対当していない取引が対当取引として大量に抽出されてしまうことになります。また、海外関連会社を経由して多数の原始顧客からの注文を受託している取引参加者において、抽出対象とする顧客の単位を海外関連会社としている場合、関連性のない複数の原始顧客による取引が抽出されてしまうことになります。自社における顧客の属性や取引状況に適合した抽出設定にすることで、深度ある売買審査が可能になると考えられます。

【関係法令等】

東証　取引参加者における不公正取引の防止のための売買管理体制に関する規則第 4 条第 1 項第 1 号

（問 8－2）当社では、取引所が定める基準どおりに株式等に係る売買審査の対象となる取引の抽出を行うと、抽出件数が膨大となりすぎてしまい、実効性のある売買審査ができない状態となります。このような場合、抽出基準の変更や抽出後の絞込みを行うことは可能でしょうか。

（答）

「取引参加者における不公正取引の防止のための売買管理体制に関する規則」は、ミニマムスタンダードを示すものでありますが、当該規則に基づく抽出基準で抽出される顧客に対して審査を行った結果と比較して同程度の審査結果が得られるような合理的な基準であれば、抽出基準の変更や抽出後の絞込みは可能であると考えます。

合理的な基準であるか否かは、顧客属性や発注形態等により様々であるため、一律の基準を設定することはできませんが、例えば、同一の抽出項目で類似の取引が大量に抽出される顧客の場合、当該顧客の取引内容を詳細に検証した上で、当該顧客の取引形態が問題のない取引戦略に基づくものであると確認されたケースにおいては、売買審査記録を作成した上で、同様の取引形態であると判断される取引は日々数件をサンプル調査とする方法などは、合理的な方法と考えられます。

また、抽出後の絞込みを行う場合には、各抽出項目における必要な分析が網羅的に行えるような基準であることが求められ、抽出件数を減らすために単一の基準（関与率・価格変動等）で絞り込むようなことは、合理的な基準とは考えられません。

【関係法令等】

東証　取引参加者における不公正取引の防止のための売買管理体制に関する規則第 4 条第 1 項

（問 8－3）当社では、価格形成面の売買管理に関しては、相場操縦を防止するといった観点で売買審査を行っていますが、他にどのようなことに留意すればよいでしょうか。

（答）

金融商品取引業者等は、実勢を反映しない作為的なものを形成させるべき取引の受託等を防止するための売買管理が十分でないと認められる状況に該当しないように業務を行わなければならないとされています。よって、相場操縦の観点のみではなく、作為的相場形成の観点からも、十分な売買審査を行っていただく必要があります。

作為的相場形成とは、他の投資家の取引を誘引する目的がなかったとしても、取引の状況からみて実勢を反映しない相場を作為的に形成したものと客観的に認められる取引をいい、保有している有価証券の評価を上げるために株価を引き上げる取引なども該当します。

なお、当法人の HP では、「不公正取引の防止に係るガイドライン」を公表していますので、ご参考にしてください。

【関係法令等】

金融商品取引業等に関する内閣府令第 123 条第 1 項第 12 号

（問 8－4）当社では、日経 225 先物取引等のデリバティブ取引を取り扱っていますが、どのような観点で売買審査を行えばよいでしょうか。

（答）

取引参加者における市場デリバティブ取引に係る売買管理体制の整備については、2020 年 4 月に取引所規則として規定されておりますが、取引の抽出に係る明確な数値基準等は規定されていません。よって、OSE が規定した「取引参加者における不公正取引の防止のための売買管理体制に関する規則に係るガイドライン（2020 年 4 月 1 日制定）」や TOCOM が策定した「取引参加者における不公正取引の防止のための売買管理体制に関する細則に係るガイドライン（2023 年 1 月 1 日制定）」を参考にし、各社における顧客及び自己売買の取引形態等に応じて、不公正取引を防止するための抽出基準等を定めたうえで必要な管理を行っていただく必要があります。

また、市場デリバティブ取引については、デリバティブ自体の価格のみならず、最終清算値段（SQ 値）等を操作するインセンティブが働きうることや、オプションの権利行使価格の近辺で原資産の価格を操作するインセンティブが働きうることなどの特性等にも留意が必要です。

【関係法令等】

金融商品取引業等に関する内閣府令第 123 条第 1 項第 12 号

OSE 取引参加者における不公正取引の防止のための売買管理体制に関する規則

TOCOM 取引参加者における不公正取引の防止のための売買管理体制に関する細則

（問 8－5）当社では、ディーリング業務を行っていますが、自己売買に係る売買審査においては、委託取引と同様の基準で売買審査を実施すればよいでしょうか。

（答）

取引参加者は、取引所市場における公正な価格形成と円滑な流通を確保し、もって取引所市場としての機能の維持及び向上に努めることが求められており、取引所市場におけるゲートキーパーとしての役割を果たすことが期待されております。このようにゲートキーパーとしての役割を踏まえれば、自らの行為によって公正な価格形成等を阻害することが無いように、自己売買に係る管理を行うことの重要性は高く、自己売買において相場操縦等の不公正取引が行われた場合の行政等による処分やレピュテーションリスクを考慮すれば、不公正取引を未然に防止するための売買管理体制を整備する必要があることは言うまでもありません。

そのため、委託取引と同様の基準で売買審査を行えばよいということではなく、各社の実状に応じて、抽出基準や分析項目その他売買管理体制全般について、様々な工夫をし、不公正取引を確実に防止できるよう、コンプライアンス・レベルの一層の向上に努めることが望まれます。

【関係法令等】

東証 取引参加者における不公正取引の防止のための売買管理体制に関する規則第 7 条
OSE 取引参加者における不公正取引の防止のための売買管理体制に関する規則第 7 条
TOCOM 取引参加者における不公正取引の防止のための売買管理体制に関する細則第 7 条

（問 8－6）当社では、自主規制機関等から売買実態の説明等を受けることがありますが、このような場合には、どのような対応を取ればよいでしょうか。

（答）

当法人の売買審査の過程で、特定の委託者の発注・約定形態からみて、そのまま放置しておくと将来的に相場操縦等の法令違反につながりかねない場合などに、早期の注意を促す観点から、当該委託者の売買を受託している取引参加者に売買状況の説明を行うことがあります。

これらの情報提供を受けた場合には、当該顧客の取引を再度検証する等、各社の社内規則等に沿ってご対応いただくことになりますが、自社での抽出基準や分析項目その他売買管理体制が有効に機能しているのかをセルフチェックする機会としても活用いただけるものと考えられます。

【参考】

取引参加者通知

資料 13：実態説明受領後における顧客対応時に伝達可能な内容の変更について
（JPXR 売審第 42 号　2018 年 12 月 13 日）

（問 8－7）内部者取引防止の観点から、どのような売買審査を実施すればよいでしょうか。

（答）

取引所が定める抽出基準では、重要事実等の公表前に売買を行った顧客のうち、売買状況等から内部者取引を行った疑いのある顧客について抽出し、売買審査を実施することが求められています。

また、内部者登録を行っている顧客については、委託注文書の提出を求めるだけでなく、当該発行会社の重要事実公表前後に行っている売買はないか検証することが求められています。さらに、重要事実等の公表前後でタイミングよく売買を行っている顧客の取引についても、内部者取引防止の観点から、売買審査を実施することが有用です。

このような、売買審査の結果、内部者取引のおそれがあると認識した場合には、売買審査結果報告書を当局及び自主規制機関に提出する必要があります。

【関係法令等】

東証 取引参加者における不公正取引の防止のための売買管理体制に関する規則第 4 条第 3 項
TOCOM 電力におけるインサイダー規制に関する細則

（問 8－8）AI（人工知能）を利用した売買審査を実施することは可能でしょうか。

（答）

AI を利用した売買審査を導入することは可能です。

ただし、AI を導入すれば売買審査担当者を単純に減らせるというものではありません。人と ICT（情報通信技術）の適正なバランスを軽視して、ICT に過度に依存することは、売買審査の十分性の観点で問題が生じる可能性がありますので、ICT の役割を過信せず適切に使いこなすためにも、売買審査業務に精通した人材は不可欠です。

また、AI を導入する場合には、取引所が定める基準に基づいた売買審査を行った場合と同程度の審査結果が得られるものであることなどを、導入時だけでなく導入後も継続的に確認するなど、慎重な対応が必要になります。

さらに、導入時には既存システムとの並行稼動を十分に行うことや、導入後には、AI に不具合が生じた場合であっても、売買審査が継続できるように BCP 上の対策を講じておくことが求められます。

なお、AI を利用した売買審査を行ったとしても、その結果について、売買審査部門には、説明責任がありますので、例えば、顧客に注意喚起をする際には、なぜ、注意喚起に相当する取引なのかを説明できなければなりません。

【参考】

取引参加者通知

資料 14：証券会社の売買審査の現場における現状と課題について

（JPXR 売審第 43 号　2018 年 12 月 13 日）

(問 8－9) 売買審査の結果、法令違反行為のおそれがある取引形態が認められたため、顧客に対して注意喚起を行おうと思うのですが、どのような内容を伝達すればよいでしょうか。

(答)

顧客に対して当該取引の問題性について適切に受け止めていただけるようにする必要があります。そのためにも、各社における認識を顧客に正しく理解いただけるよう、銘柄名、売買の時期、取引形態、マーケットに与えた影響、法令違反行為となりかねない可能性、改善が認められない場合や再発した場合に予定される措置の内容などを具体的にご説明・伝達いただくといったことが考えられ、その上で、社内の取扱いに従った措置を講じていただくことになります。また、悪質な場合や注意喚起後も改善が認められない場合には、注文受託の停止その他の適切な措置を講じなければなりません。

なお、顧客ごとや売買審査担当者ごとに注意喚起等の措置のレベルがぶれないように一貫性のある運用を行うことも重要です。

【関係法令等】

東証 取引参加者における不公正取引の防止のための売買管理体制に関する規則第４条第２項
OSE 取引参加者における不公正取引の防止のための売買管理体制に関する規則第４条第２項
TOCOM 取引参加者における不公正取引の防止のための売買管理体制に関する細則第４条第２項

（問 8－10）売買審査記録や措置の記録には、問題の有無や措置の実施時期等を記録すればよいでしょうか。

（答）

不公正取引に該当しないことが明らかな場合を除いて、審査記録を残すことが求められており、記録を残す場合には、社内規則等との整合性も勘案して、事後的に検証が可能な内容を記録することが重要です。例えば、売買審査記録であれば、「売買審査を行った日付」、「抽出された顧客の属性」、「基準に該当した期間」、「該当銘柄」、「該当抽出基準」、「売買審査を行った項目」、「売買審査の結果及び判断理由」、「担当者役職氏名」及び「顧客に売買動機等について確認を行った場合には、顧客による回答の内容」などを、措置記録であれば、「措置を行った日付」、「措置の対象となった顧客の属性」、「基準に該当した期間」、「該当銘柄」、「措置を行った理由」、「措置の種類」及び「担当者役職氏名」などを記録することになります。

なお、売買審査や措置の記録は 5 年間、インターネット顧客から受託をしている場合の IP アドレスは 3 年間の保存が求められています。

【関係法令等】

東証 取引参加者における不公正取引の防止のための売買管理体制に関する規則第 5 条
OSE 取引参加者における不公正取引の防止のための売買管理体制に関する規則第 5 条
TOCOM 取引参加者における不公正取引の防止のための売買管理体制に関する細則第 5 条

プリンシプルベースの売買審査

（問 8－11）当社では、株式等に係る売買審査について、従来のルールベースの抽出基準を適用すると大量の抽出が発生してしまい、適切な売買審査を行うことが難しくなっています。ルールベースとは異なる抽出基準や分析方法に変更して売買審査を行うことは可能でしょうか。

（答）

取引参加者は、ルールベースの抽出基準によって売買審査の対象となる顧客の抽出を行い、抽出された顧客の取引をルールベースの分析項目に基づいて分析することで売買審査を行うことが基本となりますが、自社の業態、顧客属性等を勘案し、自社において起こりうる不公正取引のリスク状況に応じた売買管理体制が整備され、当該売買管理体制に関する一定の実効性が確保されることにより、適切な審査結果が得られると認められる場合に、抽出基準及び分析に係る項目をより柔軟に変更することが可能です。

当該プリンシプルベースの売買審査を実施するためには、売買審査に関する不断の改善が行われる体制が適切に構築・運用されていることが必要となります。

また、当該プリンシプルベースの売買審査を実施するためには、実施される売買審査が実際に市場における取引に対して実効性を伴って機能している必要があり、具体的には、売買審査担当者が抽出基準等の導入経緯やその内容を把握していることや、抽出基準等が実際に売買審査を行う市場における必要な取引形態を適切に抽出及び分析できていることなどが求められます。

なお、プリンシプルベースの売買審査の導入に関しての詳細は、東京証券取引所が制定した「取引参加者における不公正取引の防止のための売買管理体制に関する規則に係るガイドライン（2022 年 4 月 4 日制定）」（下記資料 15）をご確認いただくとともに、ご不明点があれば当法人売買審査部又は考査部までご相談ください。

【関係法令等】

東証　取引参加者における不公正取引の防止のための売買管理体制に関する規則第 4 条第 1 項

【参考】

取引参加者通知

資料 15：取引参加者の売買審査に関する要件の見直しに伴う「取引参加者における不公正取引の防止のための売買管理体制に関する規則」の一部改正について（一部抜粋）

（東証取参第 20 号　2022 年 4 月 4 日）

［売買管理体制関係 12］

データ連携状況の確認

（問 8－12）既存の発注システムに加えて新しい発注システムを追加することになったのですが、売買審査の観点でどのような点に留意すればよいでしょうか。

（答）

発注システムを追加する場合は、新しい発注システムで発生した注文及び約定データが売買審査を行うシステムに正しく連携されているかどうかについて確認を行ってください。

また、売買審査システムを新しいシステムに変更する場合においても、旧システムと新システムに同じ取引データが正しく連携され、新システムにおいても適正な抽出等が行われるかどうかといった点についても慎重に確認を行ってください。

なお、上記のデータ連携や抽出基準の確認については、自社で新しい商品を取り扱うこととなった際にも実施していただくようお願いいたします。

加えて、データが正しく連携がされているかどうかの確認に関しては、株式・デリバティブ双方の取引分について、定期的に実施することが重要です。

【関係法令等】

東証　取引参加者における不公正取引の防止のための売買管理体制に関する規則第 4 条第 1 項

OSE　取引参加者における不公正取引の防止のための売買管理体制に関する規則第 4 条第 1 項

【参考】

取引参加者通知

資料 16：売買審査システムへのデータ連携に係る社内点検実施の要請について

（JPXR 考査第 77 号　2018 年 6 月 19 日）

9. 売買取引規制措置関係

［規制措置関係 1］
規制措置の対象売買

（問 9－1）新規上場銘柄等の規制措置が実施される場合、規制がかかる取引等の範囲はどのようになっているのでしょうか。

（答）

東京証券取引所が新規上場銘柄等の売買に関して実施する規制措置は、

（1）初値決定日の売買について、買付顧客から買付代金（現金）の即日徴収

（2）初値を定める売買について、取引参加者の自己計算による買付けの禁止

などがあります。

（1）の買付代金の即日預託については、「初値決定日の売買」ということですので、初値決定日は終日規制がかかります。例えば規制日の午前 10 時に初値が決定したとしても、当日買付約定が成立した顧客全てから買付代金を当日中に徴収する必要があります。

また、

（2）の自己計算による買付けの禁止は、「初値を定める売買」に限定されているので、初値が決定した後は自己計算による買付けができることとなります。

【関係法令等】

東証 有価証券の売買等又はその受託に関する規制措置に関する規則第 1 項第 7 号及び第 8 号

買付代金（現金）の範疇

（問 9－2）新規上場銘柄の売買に関する規制措置のうち、初値決定日の売買について、買付顧客から買付代金（現金）の即日徴収がありますが、小切手は「現金」として取り扱えるものの範疇に入っているのでしょうか。

（答）

東証の上記規制において「現金」と考えられる範疇は、

1. 現金
2. 小切手
3. 預り金で当日顧客勘定に残高がありそれを当該買付代金に充てられる場合
4. ＭＲＦに買付代金以上の残高がありそれを当該買付代金に充てられる場合

としています。

なお、即日徴収した「現金」は買付代金に充当するわけですから、決済日まで金融商品取引業者に預託しておき当該「現金」を持って決済することになります。このため、徴収した「現金」を他の銘柄等の買付代金に転用したり引き出したりすることはできません。

【関係法令等】

東証 有価証券の売買等又はその受託に関する規制措置に関する規則第 1 項第 7 号

（問 9－3）新規上場銘柄の売買に関する規制措置のうち、初値決定日の売買について買付顧客から買付代金の即日徴収を行う規制がありますが、この買付顧客が非取引参加者同業者で、当該同業者が規制措置の対象となる買付顧客から買付代金の即日徴収をしていることが確認できれば、当社は当該同業者から買付代金を即日徴収しなくても構わないのでしょうか。

（答）

非取引参加者同業者であっても、金融商品取引業者にとっては顧客ということになります。売買に関する規制措置は「買付顧客から買付代金（現金）の即日徴収」となっていますので、顧客である非取引参加者同業者からも、即日徴収する必要があります。

【関係法令等】

東証 有価証券の売買等又はその受託に関する規制措置に関する規則第１項第７号

現金即日徴収規制と信用取引

（問9－4）新規上場銘柄の売買に関する規制措置のうち、初値決定日の売買について買付顧客から買付代金の即日徴収を行う規制がありますが、信用取引についても、この規制の適用はあるのでしょうか。ある場合、どう処理すればよいのでしょうか。

（答）

買付代金の即日徴収規制については、信用取引を特別に適用除外にするといった内容にはなっておりません。したがって、信用取引であっても、委託保証金の差入れとは別に買付代金相当額を現金で即日徴収する必要があります。

なお、即日預託を受けた現金の取扱いですが、顧客の受渡し時限（受渡日の午前9時）までは、他（委託保証金を含む。）に流用されないよう拘束しておく必要があります。

【関係法令等】

東証 有価証券の売買等又はその受託に関する規制措置に関する規則第１項第７号

（問 9－5）顧客から前受けしている現金の範囲内で、買付代金の即日徴収規制銘柄を買付けたところ、価格が上昇したため、買付日当日に売却しました。その後、当該売却代金を用いて他銘柄の買付けを行うことは可能でしょうか。

（答）

可能です。

ただし即日徴収規制銘柄の買付代金については、決済日まで拘束しておく必要があり、また、日計り売買の買付けに係る代金が決済に充当されないと差金決済取引になってしまいますのでご注意ください。

【関係法令等】

金融商品取引法第 161 条の２に規定する取引及びその保証金に関する内閣府令第 10 条
東証　有価証券の売買等又はその受託に関する規制措置に関する規則第 1 条第 7 号

10. 取引所システム関連

［取引所システム関係 1］
仮想サーバ等の設定・変更等

（問 10－1）仮想サーバやユーザ ID の設定・変更の実務については、業務を委託しているシステムベンダーに一任し、自社では取引所への申請のみを行っているが、このような関与の仕方で問題ないのでしょうか。

（答）

仮想サーバ等の設定・変更申請に関しては取引参加者が責任をもって行う必要があります。よって、業務を委託しているシステムベンダーが作成した申請内容（IP アドレスやポート番号などの設定内容）について、取引参加者側でも主体的に確認し、誤った設定になっていないかどうかについてチェックするようにしてください。

過去の取引所売買システム障害が発生した際にもご案内しておりますとおり、取引所売買システムのサーバ障害等が発生することを想定し、複数の通信経路の切替えが可能となっているかなどにご留意ください。

（問 10－2）取引所への発注を行うシステムが取引所の売買システムとの通信を行ううえで、どのような内容に注意する必要があるでしょうか。

（答）

取引参加者は、取引所売買システムの安定的な稼働や市場の健全性の維持のため、取引所売買システムに過度な負荷をかける通信や業務電文以外の通信を行わないための適切な管理を行うことが求められます。

具体的な対策として、ユーザ側のアプリケーションにおいては、エラー発生時のリトライ処理（ログイン処理等）に関する通信負荷を防止するため、リトライ回数に制限を設けることなどが求められます。

また、不正な通信を検出(取引所から不正通信があった旨の連絡が来た場合を含む)した場合に備え、速やかなコネクション遮断等の対策を講じなければなりません。

詳細については、各売買システムの接続に係る遵守事項等、接続条件書又は接続仕様書をご参照ください。

【関係法令等】

東証 業務規程第 77 条第 2 項

OSE 業務規程第 51 条 2 項

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針Ⅲ－2－8 ⑪

取引所売買システム障害時の対応

（問 10－3）取引所売買システムで障害が発生した場合に備えて、取引参加者として、どのようなことに留意しておくとよいでしょうか。

（答）

取引所売買システムに障害が発生して、呼値が取り消された場合でも、委託注文は原則効力を有することとなっているため、まずは、取引所売買システムで障害が発生した場合に再発注を行うか否かについて、事前に対応方針を整理しておくことが重要です。なお、再発注を行わないと整理した場合は、あらかじめ顧客に対して当該方針について周知しておく必要があります。

また、実効的なコンティンジェンシープランや作業手順を整備しておくことや、取引参加者側で行うシステム対応を明確にして準備しておくこと、そして、取引所やシステムベンダーが実施する訓練に参加し、自社が整備している対応について確認を行うことも重要です。

【関係法令等】

東証 受託契約準則第 8 条、第 9 条

OSE 受託契約準則第 11 条、第 11 条の 2

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針Ⅲ－2－8　⑨ ハ

（問 10－4）当社では、自身が開発・管理するシステムや当社がシステムベンダーに外部委託している発注システム以外に、ソフトウェア(アルゴリズム等)を顧客自身が直接管理しているシステムがあります。このような場合にはどのような観点に留意すればよいのでしょうか。

(答)

顧客が管理するソフトウェアを搭載したシステムについても、取引参加者自身が開発・管理するシステムや取引参加者がシステムベンダー等に外部委託しているシステムと同様に取引参加者が取引所への発注を行うシステムであることから、サイバーセキュリティ管理やシステムの開発・運用管理等のシステムリスク管理について、十分考慮した確認・指導等を行うことが求められます。

具体的には、顧客に対して質問書等を送付するなどの方法で、サイバーセキュリティ管理等のシステムリスク管理の状況を確認して、リスク評価を実施するとともに、管理状況の変更等を把握可能な態勢を整備し、必要に応じて顧客に対してアクションを促すことなどが考えられます。

【関係法令等】

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針Ⅲ－2－8　⑤

（問 10－5）コンピュータ・システム障害等報告書については、どのような場合に提出する必要があるのでしょうか。

（答）

東証、OSE、TOCOM の市場における取引に関し使用しているシステムの障害発生を認識し、当局に障害発生等報告書を提出したとき（監督指針の指す「報告すべきシステム障害等」に該当するとき）は、コンピュータ・システム等障害報告書を該当する取引所に対して提出してください。また、障害は発生していない場合であっても、サイバー攻撃の予告がなされ、又はサイバー攻撃が検知される等により、顧客や業務に影響を及ぼす、又は及ぼす可能性が高いと認められる時も提出してください。

なお、東証、OSE、TOCOM の市場とは関係ない取引等に関するシステム障害については提出の必要はありません。

【関係法令等】

東証　取引参加者規程第 18 条
東証　取引参加者規程施行規則第 11 条第 26 号の 3
OSE　取引参加者規程第 16 条第 1 項
OSE　取引参加者規程施行規則第 5 条第 1 項第 25 号
TOCOM 業務規程第 141 条第 1 項第 20 号
金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針Ⅲ－2－8　(1)⑪ホ、ト
金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針Ⅲ－2－8　(3)①

11. その他

［その他 1］
顧客カードの作成について

（問 11－1）現在当社では顧客カードの見直しを進めている最中ですが、カード形式による対応では、訂正・更新等に限界があり、また、本店での顧客の一括管理等も難しい状況があります。そこで、顧客カードについて、コンピュータ管理として対応したいと思っているのですが、何か注意すべき点はあるのでしょうか。

（答）

顧客カードについては、日本証券業協会の規則「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」第 5 条第 3 項により、電磁的方法により作成、保存することが認められています。この方法による場合、次のような条件を満たしていることが必要であるとされています。

① 当該規則に定められた必要事項が全て記載されており、かつ、いつでもその内容を端末画面等から確認することができること

② データのバックアップ体制が整っていること

③ 証券取引等監視委員会の検査等に対しては、顧客カードの提出を求められた場合は、直ちにプリントアウトできるシステムになっていること

【関係法令等】

日本証券業協会　協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則（自主規制規則）第 5 条

［その他 2］

顧客確認について

（問 11－2）当社は関西圏に支店・営業所がないのですが、たまたま関西に住んでいる顧客がおり、ここ半年ばかり売買株数が急速に膨らみ、またその結果として売買代金もかなり高額になっています。従来は基本方針が長期投資となっており、あまり短期の売買を行っていなかったのですが、ここにきて翌日には反対売買するなど短期売買の傾向が強まってきたのと同時に、取引金額も急増し高額の入出金が激しくなっております。このような場合、顧客の本人確認が必要なのでしょうか。また、どのように行えばよいのでしょうか。

ちなみに、当該顧客は数十年前に当社で取引を開始した顧客で、顧客カードの書換えもなされていないという状況です。

（答）

ご質問のケースでは、遠隔地顧客について直近に顧客面談を行っておらず、顧客カードが更新されていない状況の中で、投資方針や売買取引状況等の急激な変化が認められるということですので、本人の取引なのかどうかの疑いも払拭できないことから、早急に顧客面談を実施し本人確認を行う必要があると考えられます。

具体的には、扱い者と責任者が一緒に現地に赴いて顧客に面談し、顧客属性、投資方針等を確認して顧客カードの更新を行うとともに、直近 1 年間の当該顧客の売買取引の状況等を提示して本人の注文であることなどの確認をすることになります。

なお、本来はこのような状況に到る前に、適合性の観点から顧客面談等を適時適切に実施して、顧客の取引実態の的確な把握をしておくべきであったといえるでしょう。

【関係法令等】

犯罪による収益の移転防止に関する法律第 4 条

（問 11－3）金融商品取引業者の役職員の自己投資に関して、他の金融商品取引業者に口座を開設して取引することを認める場合、どのような点に留意すればよいでしょうか。

(答)

金融商品取引業者の役職員の取引において、他の金融商品取引業者に口座を開設して取引することを認める場合には、特にインサイダー取引、専ら投機的利益の追求を目的とした取引その他の不公正取引の未然防止等の観点から自社の業態や組織、人員配置等を勘案して実効性がある手続きを定め、受注側の態勢に依存することなく、自社において適切に管理する必要があります。

なお、日証協や各取引所の規則改正（平成 29 年 8 月 1 日付）により、いわゆる「地場出し・地場受け禁止」の規定は廃止されています。

【関係法令等】

日本証券業協会　協会員の従業員における上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する規則第 4 条第 2 号

日本証券業協会　協会員の従業員における上場会社等の特定有価証券等に係る売買等に関する規則第 4 条の考え方

（問 11－4）「発行日決済取引で売建てした顧客が決済日に新株式を提供できない場合」の対応は、どうしたらよいでしょうか。

なお、当社としては、顧客が発行日決済取引を行った場合、事前に顧客に決済日を告知することに加え、売り建て顧客に対しては反対売買により決済するのか新株式の受渡しにより決済するのかを確認しています。

（答）

発行日決済取引の決済の場合、フェイル又は旧株による決済はできません。

したがって、売り顧客が新株式を持っていないことが確認できた時点で、決済日に間に合うように当該新株式を顧客に調達してもらうか、または、顧客が調達することが不可能な場合には、顧客に代わり金融商品取引業者が調達することで決済をするしか対応は出来ません。発行日決済取引の売建てについては、十分に注意をされて管理を行ってください。

なお、決済日までに期間がある場合は、反対売買により決済を終了できることは言うまでもありません。

【関係法令等】

日本証券クリアリング機構 業務方法書第 64 条

（問 11－5）顧客が発行日決済取引で買建てをした後、当該銘柄が下落して預託率が20%を下回ってしまいました。この場合、顧客には 20%まで回復させることで追加保証金を入れさせればよいですか。

(答)

発行日決済取引の委託保証金制度は、信用取引とは一部異なっており、その代表的なものが、預託率が 20%を下回った場合（以下「維持率割れ」という。）の対応になります。

信用取引であれば、維持率割れが生じた日から起算して 3 日目までに 20%に達する額を追加差入れすればよいわけですが、発行日決済取引の場合は、30%に達する額を追加保証金として差入れなければなりません。

したがって、維持率割れが生じた日から起算して 3 日目までに上記金額以上の入金がない場合は「発行日決済取引に係る追加保証金の預託不足」ということになります。

なお、発行日決済取引の委託保証金制度について信用取引とは異なる扱いとなっているのは以下のものです。

① 同一顧客の同一銘柄について売り買い両建てした場合には、その対当した部分については委託保証金の差入れは必要がない。

② 同一顧客の同一銘柄について売建てと買建てが対当することとなった場合で、顧客から委託保証金の返還請求があった場合については対当株数にかかる部分の委託保証金のうち、当該対当売買により計算上生じている損失分を差し引いて返還するものとする。

【関係法令等】

東証 受託契約準則第 31 条、第 37 条及び第 38 条

［その他 6］

安定操作期間中の自己買付けについて

（問 11－6）顧客からの買付注文を事務処理ミスにより重複して執行しましたが、当日中に誤りに気が付き重複した分を自己に振り替えました。ところがその後、当該銘柄は安定操作期間中であることが判明したのですが、この場合の自己の買付けについての例外等はないのでしょうか。

（答）

上記のように、安定操作期間中の銘柄の売買取引を行う過程で生じた事務処理ミス等の過誤とそれに伴う社内訂正処理における買付け等で、当取引所が真にやむを得ない事由があると認めるものについては、当取引所業務規程の適用を受けることができます。

この場合、当該買付を行った取引参加者は、当取引所に対し「業務規程第 67 条第 2 号に基づく自己買付承認申請書」に「自己買付理由書」を添付して承認申請を行う必要があります。

当取引所では提出された申請書、理由書に基づき、個々の事例・内容等を勘案して承認をすることとなります。

【関係法令等】

金融商品取引業等に関する内閣府令第 117 条第 1 項第 22 号

東証 業務規程第 67 条（第 2 号）

［その他 7］

安定操作取引が行われた場合の顧客への表示義務

（問 11－7）東証から安定操作取引の実施に係る通知が出されていましたが、当社では、安定操作可能期間に入った銘柄については、安定操作取引が行われる蓋然性が高いと考えられることから、既に運用として顧客に対してその旨伝えるようにしているため、東証からの通知を受けて特に何もする必要はないと思いますが、それでよいでしょうか。

（答）

東証の規則により取引参加者に求められているのは、安定操作可能期間に入った銘柄ということではなく、実際に安定操作取引が行われたことについて、当該銘柄に係る買付注文を発注する顧客に対して表示することです。東証では、安定操作取引が行われた場合、「安定操作届出書（写）の受理」の一斉連絡（FAX）及び所報（東証 Target）等を通じて取引参加者に周知していますので、こうした内容を確認し、該当する顧客に対して漏れなく伝えられるよう営業員まで含めて周知徹底を図ることが必要です。これは、対面取引に限らず、インターネット取引や DMA などの非対面取引においても同様であり、投資者保護の観点から該当する顧客に対して安定操作取引が行われている旨を伝える必要があります。

【関係法令等】

東証 取引の信義則に関する規則第 7 条第 2 号

［その他 8］

買付代金の決済日までの転用

（問 11－8）顧客から株式の買付代金が約定日に払い込まれましたが、決済日まで時間的に余裕があるので、その間、当該代金を個別株オプション取引の証拠金として使用することができるでしょうか。

（答）

扱い者が顧客の同意なしに証拠金として使用することはできません。

顧客が決済日までの間、株式の買付代金を個別株オプション取引の証拠金とするよう指示したのであれば使用することができます。

なお、社内規則に前受制度があり、それに上記事例が該当する場合は顧客の指示又は同意があったとしても社内規則違反となります。

［その他 9］

取引日記帳の記載（市場外取引を行った場合）

（問 11－9）市場外取引を行った場合、取引日記帳の記載において市場内取引と異なるところがありますか。

（答）

取引所市場における取引については、相手方の氏名又は名称の記載は必要ありませんが、取引所市場外の取引についてはこの記載が必要となっています。

また、受渡月日欄にも、実際に受渡しを行った月日を記載しなければなりません。

【関係法令等】

金融商品取引業等に関する内閣府令第 159 条

［その他 10］

VWAP 注文の約定結果処理

（問 11－10）顧客との間で A 銘柄について当日の立会終了後の取引所外取引の注文があり、価格については金融商品取引業者が同銘柄の同数量をオークションで執行してその執行価格を加重平均したものとする取引で、立会終了後に当該加重平均した価格で取引を行うことを再度投資家と確認するというものです。そこで当社は当該銘柄をオークション市場で買付を行ったのですが、当社の買付けた VWAP が当該銘柄の終値に比較して大きく乖離し、結果として顧客に有利な　価格となった場合、利益提供等の観点から問題はないのでしょうか。

（答）

御社と顧客との当初の契約が、市場外で執行することを条件とした注文で、価格については、御社が同銘柄の同数量をオークションで執行してその執行価格を加重平均したものとする取引で、立会終了後に当該加重平均した価格（以下「御社の VWAP」）で取引を行うことを再度投資家と確認された価格と明示されているので、御社としては、常に VWAP に近づけるようにオークション市場で買付を行うこととなります。その結果として、御社の VWAP と A 銘柄の東証での終値とが乖離した状況が生じた場合であっても、御社の VWAP はあらかじめ顧客との契約に基づくものであって、結果をみてから顧客にとって有利な価格で取引を行うものではありませんので、利益提供等の観点から特に問題にはならないと考えられます。

【関係法令等】
金融商品取引法第 39 条

［その他 11］

社内配分の方法

（問 11－11）ストップ配分によって約定が成立しましたが、当社への配分株数が顧客全部の買付注文数量を充足できない数量となっていました。この場合の当社内での配分は、どのようにしたらよいのでしょうか。

また、顧客注文の他に自己の注文も発注されていた場合の配分方法についても、合わせて教えてください。

（答）

当該配分の方法については、金融商品取引業者各社が社内ルールを定めそれに従って配分をするようにする必要があります。また、ルールを作成するにあたっては、恣意性を排除して、合理的にかつ公平・公正に配分されるようにすることが前提となります。

さらに、こうした観点を踏まえて、自己計算に基づく注文と委託注文とが競合する場合の対応についても、あらかじめルールを決めておくことが必要です。

［その他 12］

フロントランニング規制

（問 11－12）顧客より上場有価証券を立会外売買取引で買い付けたいとの注文を受けましたが、当社では当該銘柄の手持ち株式がなかったことから、これをオークション市場で自己で買い付け、立会い終了後、当該顧客と交渉し価格等も合意に達したので立会外売買取引で約定を成立させました。この自己計算によるオークション市場での買付けはフロントランニング規制に該当するのでしょうか。

（答）

上記の例の自己計算に基づくオークション市場での買付けは、顧客の買付注文の価格が当該注文があったときに決まっていないことから、フロントランニング規制に該当しないと判断して差し支えないと考えられます。

仮に、当該注文があったときに価格も決まっている場合には、当該規制に違反するおそれがあります。

【関係法令等】

金融商品取引業等に関する内閣府令第 117 条第 1 項第 10 号

（問 11－13）社内管理体制が整っていることを前提に、いわゆる取引総額注文として、「A 銘柄を成行で 1 万株売却し、その代金で B 銘柄を成行で買えるだけ買ってもらいたい。」といった注文は受託してもよいことになっています。

これとは逆に「A 銘柄を 2,000 円で 5,000 株買い付けたいと思うので、この買付代金に見合う分の B 銘柄をできるだけ良い価格で売却してもらいたい。」といった注文は受けられますか。

（答）

顧客から、売買の別及び銘柄に加え、売りの場合には売却により得られるべき金額、買いの場合には投入されるべき金額について同意を得て、数及び価格については、その一方について同意を得た上で、証券会社が当該数量又は当該価格を定めることができることを内容とする契約に基づく取引については、金融商品取引業等に関する内閣府令第 123 条第 1 項第 13 号ハにより、投資者保護の欠如、取引の公正を害すること等を防止するために十分な社内管理体制を予め整備することを条件に、金融商品取引業者が受託できることになっています。

そこで「A 銘柄を 2,000 円で 5,000 株買付けたいと思うので、この買付代金に見合う分の B 銘柄をできるだけ良い価格で売却してもらいたい」との注文の受託ですが、B 銘柄の売り注文については、売却により得られるべき金額が買付代金に見合う分と指示されており、また、価格についても、「できるだけよい価格で」との CD 注文（特定同意）の指示を受けていることから、同府令第 123 条第 1 項第 13 号ハにより、受託できることになります。

なお、顧客には、B 銘柄の売却を約するものではなく、買付代金が不足することもあり得ることについて十分に説明する必要があります。

【関係法令等】

金融商品取引業等に関する内閣府令第 123 条第 1 項第 13 号

金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針 Ⅳ－3－1－3　取引一任契約等

（問 11－14）週初に、顧客から、「今週中に、A 銘柄の株式を 5 億円以内で 1,000 円の指値で買えるだけ買って欲しい。」という注文がありました。このような注文を受託することができますか。

（答）

この注文は、「A 銘柄を 5 億円以内で、1,000 円の指値で買えるだけ買う（数量は任せる）。注文の有効期間は 1 週間とする。」という注文であると考えられます。前段の「A 銘柄を 5 億円以内で、1,000 円の指値で買えるだけ買う（数量は任せる）。」という部分は、金融商品取引業等に関する内閣府令第 123 条第 1 項第 13 号ハにより、投資者保護の欠如、取引の公正を害すること等を防止するために十分な社内管理体制を予め整備することを条件に、金融商品取引業者が受託できることに　なっており問題ありません。また、後段の「注文の有効期間は 1 週間とする。」という部分は、東証「受託契約準則」第 6 条第 1 項第 7 号で求めている「委託注文の有効期間」を明確に指示していることになります。したがって、このような注文を受託することは、社内管理体制が整っていることを前提とすれば、問題ないと考えられます。

なお、この場合、注文伝票には、注文の有効期間を明記しておくことが必要です。

【関係法令等】

金融商品取引業当に関する内閣府令第 123 条第 1 項第 13 号
東証 受託契約準則第 6 条第 1 項第 7 号

［その他 15］

全量執行を条件とした注文の受託の可否

（問 11－15）顧客から、A銘柄を 10 万株買って欲しいが、結果的に 10 万株約定しなければこの買い注文は全部取り消すとの条件が付された注文がありました。このような注文を受託してよいのでしょうか。

（答）

仮にこのような注文を受託した場合において、証券会社の執行上のミスがないにもかかわらず約定数量が顧客の注文数量に満たないときには、当該約定分を自己勘定に付け替えるという処理をせざるを得なくなります。

しかし、これは、本来顧客が負うべき取引上のリスクを証券会社自らが負うこととなり、取引の公正性を確保する観点から問題がありますので、このような注文は受託すべきではありません。

【関係法令等】

東証 取引の信義則に関する規則第 3 条第 5 号

［その他 16］

クロス注文の執行について

（問 11－16）制度信用取引の期日が到来する顧客から、期日乗り換えのためのクロス注文（同銘柄の信用弁済と信用新規建てを同時に執行する注文）を受託する場合、どのような点に留意する必要がありますか。

（答）

通常、取引の執行形態上は対当売買になるものと考えられます。仮に、ザラ場中の執行となると、価格形成上の影響など、不公正取引等の観点から十分な注意が必要です。安易な受託執行は避け、ToSTNeT の利用や寄付きでの両成行注文・同株数での執行なども選択肢に入れ、価格形成上の無用な影響を回避するような慎重な対応が望まれます。あわせて、日々の売買審査を通じて、当該顧客の一連の取引行為にも注意を払い、適切な管理を行ってください。

【関係法令等】

金融商品取引業等に関する内閣府令第 117 条第 1 項第 20 号及び第 123 条第 1 項第 12 号

東証 取引参加者における不公正取引の防止のための売買管理体制に関する規則第 2 条～5 条

（問 11－17）顧客 A は、先物・オプション取引に係る証拠金として時価 150 万円相当の有価証券（代用価格は 105 万円、証拠金所要額 80 万円）を当社に預託しました。

当社では、JSCC に対して差換預託を行っていますが、当社が JSCC に預託しなければならない金額はいくらでしょうか。（※現金授受予定額は考慮していない）

①証拠金所要額である 80 万円

②顧客が預託した有価証券の代用価格 105 万円

③顧客が預託した有価証券の時価 150 万円

（答）

③の顧客が預託した有価証券の時価 150 万円です。

貴社においては、自己の現金か有価証券の時価で 150 万円以上を取引証拠金として JSCC に預託する必要があります。

仮に貴社が JSCC の清算参加者でない場合でも、清算参加者となっている他社を通じて、同様に③に基づく証拠金を預託する必要があります。

なお、顧客 A が取引証拠金として差入れ又は委託証拠金として預託した金銭の額等が、当該顧客の証拠金所要額に満たないときは、貴社がその不足額以上の額を JSCC に追加預託する必要があります。

【関係法令等】

JSCC 先物・オプション取引に係る取引証拠金等に関する規則第 11 条、第 18 条